

国史跡岩宿遺跡保存整備基本計画

令和5年9月

みどり市

序

みどり市は多くの貴重な文化財を有しています。その中でも、岩宿遺跡は昭和 21 年(1946 年)に相澤忠洋さんによって発見され、昭和 24 年から 25 年にかけて行われた発掘調査により、わが国の歴史が旧石器時代の段階(岩宿時代)まで遡る事を明らかにした場として、その存在感を示しています。発掘調査から 30 年後の昭和 54 年(1979 年)には、岩宿遺跡は日本の歴史を書き換えた重要な遺跡として国の指定史跡となりました。

一方で、史跡指定から 44 年の時間の経過とともに、周囲の都市化、異常気象や自然災害、史跡内の樹木等の過成長など史跡を取り巻く様々な環境変化が進み、史跡の本質的な価値が損なわれる恐れが出てきています。また、近年では都市化が進む中、みどりのオアシスとして多くの人が散策等で活用するなど、史跡の保存とともに適切な活用に向けた様々な要望も多くの方から出されています。

未来の世代に遺跡を引き継ぐためには、保存整備を進めていくことが急務であり、計画を立て、実行に移していくことが重要となっていました。

みどり市教育委員会では、史跡岩宿遺跡保存整備事業を令和 4 年度から開始し、岩宿遺跡の価値をより多くの人々に知っていただくため、適切に保存活用していくための基盤を築くことを定めていくこととしました。本書は、これから行う保存整備のための基本計画となります。

この計画は、岩宿遺跡を次世代に引き継ぐための長期的なビジョンに立ちながら、令和 6 年度から 11 年までの直近の 6 年間において行う短期的な整備計画についてまとめたものです。岩宿遺跡の保存状態を確認・調査し、史跡をめぐる様々な課題を把握したうえで、その情報を元に遺跡を適切に修復し、保護していくための方法を示しました。岩宿遺跡は地域社会への貢献や観光資源としても活用していくべき大切なみどり市の財産であり、地域住民や学校、文化団体と連携し、史跡を活用した啓発活動やイベントも積極的に展開し、多くの皆様方の理解と愛着が深められ、訪れやすい場所として整備して行く所存です。今後具体化していく保存整備にあたっては、市民をはじめ、様々な立場の方々にも参加できるものを目指してまいります。岩宿遺跡の価値を守り、未来へ継承していくためにも、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びとなりますが、本計画の策定にあたりまして、公私ともご多用な中、そのご知見を惜しみなく注いでいただきました史跡岩宿遺跡保存整備委員会の委員の皆様をはじめ、ご指導・助言をくださいました文化庁文化財第二課、群馬県地域創生部文化財保護課、その他関係機関の皆様方に心より厚く御礼を申し上げます。

令和 5 年 9 月

みどり市教育委員会
教育長 保志 守

例 言

1. 本書は、みどり市笠懸町阿左美 1781 番地 3 ほかに所在する史跡岩宿遺跡の保存整備基本計画書である。
2. 本基本計画の策定は、国及び群馬県の補助を受け、みどり市教育委員会が令和 4（2022）年度 10 月から令和 5（2023）年度 9 月までの 1 か年かけて実施した。
3. 本計画は、みどり市が令和 4 年度（2022 年度）に設置した附属機関みどり市史跡岩宿遺跡保存整備委員会（右島和夫委員長）の指導のもと、みどり市教育委員会に事務局を置き実施した。
4. 本計画の策定にあたっては、文化庁文化財第二課文化的景観部門、群馬県地域創生部文化財保護課の指導・助言を得た。
5. 本計画策定に係る執筆及び編集は、応用地質株式会社に委託し、みどり市教育委員会文化財課文化財係との協議により行った。
6. 本計画で使用した図表については出典を明記した。写真については注釈がないものについては、みどり市教育委員会所蔵のものを使用した。
7. 本書において旧石器時代段階については、おおむね「旧石器時代」を用いるが、日本における後期旧石器時代段階を岩宿博物館は、博物館活動において「岩宿時代」の名称を用いている。本書においても、特に日本の後期旧石器時代段階を指すときには「旧石器時代」の後に括弧付で「岩宿時代」の名称を追記する。
8. 史跡岩宿遺跡及び周辺部を構成する要素については次ページに示す。
9. 本書に掲載した内容について、今後の整備事業の進捗や史跡を取り巻く社会的環境の変化により、再検討や修正の必要性が生じた場合には適宜見直しを行うこととする。
10. 本書の作成にあたり、次の機関や皆様方からに多大なご協力をいただいた。感謝申し上げる（五十音順。敬称等略）。

相澤忠洋記念館、伊勢崎市教育委員会、大間々用水土地改良区、群馬県（群馬県教育委員会）、群馬東部上水道企業団、芹沢恵子、東京電力パワーグリッド株式会社太田支社、東北大学考古学研究室、羽曳野市教育委員会、文化庁、前橋市教育委員会、みどり市観光課、みどり市危機管理課、みどり市都市計画課、みどり市農林課、明治大学博物館

史跡岩宿遺跡及び周辺部を構成する要素

(出典：『保存活用計画』)

史跡の価値を構成する要素				
	史跡の本質的価値を構成する要素			
	遺物包含層	稲荷山・琴平山丘陵の遺物包含層		
	遺物	A地点出土石器(重要文化財)、B地点出土石器、C地点出土遺物、F地点出土石器		
	地形			
	副次的な要素			
	史跡内の文化財	カタクリ群生地		
	旧石器時代以降の埋蔵文化財	縄文時代	落とし穴、土器・石器、その他史跡内に包蔵される遺構	
		古代	炭焼窯、包蔵が予想される鍛冶遺構	
		中世	砦跡(削平地・土塁)	
	史跡内のその他の要素			
	①史跡の遺物包含層及び地形の保護に供する要素			
	整備施設	擁壁(A地点)、史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設、擁壁・側溝(D地点ほか)		
	整備施設以外の要素	既存の植生(高木・低木・草本等)		
	②活用に供する要素			
	整備施設	標柱・説明板(A地点)、史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設、大間々扇状地展望台		
	整備施設以外の要素	稀少な樹木、植物(草本)の群生地(アマナ、アズマイチゲ、キツネノカミソリ等)		
	③住民生活に係る要素	市道1級1号線、稲荷神社、琴平宮、琴平山配水池、配水管、配水池連絡道路、電柱、電線、都市ガス管、排水路、擁壁、擬木柵		
	④地域の歴史に係る要素	稲荷神社、防空壕、待避壕、留魂碑		
	⑤史跡の価値を損ねている要素	旧ゴルフ練習場の残滓となった工作物		
	指定地外の周辺区域にあり活用に資する要素			
	周辺施設	岩宿博物館、ふれあい学習館、相澤忠洋像、遺跡案内板、古代の里公園、岡登用水親水公園、水路		
	周辺の指定文化財・文化的遺産	岡登次郎兵衛景能公の墓(群馬県指定史跡)、鹿の川沼のエノキ(みどり市指定天然記念物)、足尾銅山街道(指定外)		
	地域の自然・歴史・文化に係る要素	国瑞寺、愛宕社の巨岩		

史跡の価値と関係する指定地外の要素	
史跡西鹿田中島遺跡(史跡西鹿田中島遺跡史跡公園)	

国史跡岩宿遺跡保存整備基本計画 目次

第1章 整備基本計画策定の経緯と目的	1
第1節 計画策定の経緯	1
第2節 計画の目的	1
第3節 本計画の期間	2
第4節 本計画の対象範囲	2
第5節 委員会の設置	3
第6節 計画の周知と見直し	5
第2章 計画地の現状	6
第1節 自然的環境	6
1. 位置・立地	6
2. 気象	7
3. 地形・地質	7
4. 植物	11
5. 動物	14
6. 景観	14
第2節 歴史的環境	16
1. みどり市内の文化財	16
2. 指定地周辺の遺跡	19
第3節 社会的環境	20
1. 人口	20
2. 産業	20
3. 交通	21
4. 土地所有・土地利用	22
5. 上位計画・関連計画	27
6. 法的規制	34
7. 地域資源	37
第3章 史跡の概要及び現状と課題	39
第1節 指定の状況	39
1. 昭和54年の史跡指定	39
2. 平成29年の追加指定	40
3. 管理団体	42

第2節 史跡の概要	43
1. これまでの調査成果	43
2. これまでの整備事業	60
3. これまでの公開活用事業	63
第3節 現状と課題	69
1. 保存管理の現状と課題	69
2. 活用の現状と課題	75
3. 整備の現状と課題	81
4. 運営体制の現状と課題	82
第4章 基本方針	84
第1節 基本理念	84
1. 既定計画における整備の基本理念	84
2. 短期的整備の基本理念	84
第2節 基本方針	86
1. 既定計画における整備の基本方針	86
2. 短期的整備の基本方針	86
第5章 整備基本計画	88
第1節 全体計画	88
1. 保存活用計画における地区区分と事業計画	88
2. 事業計画の見直し	90
3. 全体動線計画	92
第2節 短期的整備計画	99
1. ゾーンⅠ	100
2. ゾーンⅡ	106
3. ゾーンⅣ	109
4. ゾーンⅤ	113
第3節 関連文化財等との活用連携計画	114
第4節 整備事業に必要な調査等計画	116
第5節 公開・活用計画	117
第6節 管理・運営計画	119
第7節 事業計画	122
引用参考文献	127

第1章 整備基本計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

史跡岩宿遺跡は、昭和 21（1946）年に相澤忠洋氏が関東ローム層中に黒曜石製の剥片を認めたことにより発見され、昭和 24（1949）年及び昭和 25（1950）年の明治大学考古学研究室と相澤氏による発掘調査により、日本列島において初めて旧石器時代の存在が明らかにされた。昭和 29（1954）年には保存が検討されるようになり、昭和 35（1960）年 3 月 23 日に主要な旧石器時代の遺物が出土した A 地点が群馬県史跡に指定された。しかし、昭和 30 年代後半から経済の発展に伴い国内各地で大規模な開発が進められるようになり、開発と埋蔵文化財の保護との問題が顕在化するようになった。岩宿遺跡においても、昭和 44（1969）年に主要な調査地点の 1 つである B 地点において土砂採集が行われた。このことを契機に B 地点の公有地化を進めるとともに、稲荷山・琴平山の 2 つの丘陵（以下、2 つの丘陵を総称するときは「岩宿小丘」と呼ぶ）において学術調査を実施し、旧石器時代の広がり把握することや岩宿小丘全体を保存することが検討されるに至った。昭和 50（1975）年 6 月 12 日に A 地点の出土資料が重要文化財に指定されたことをきっかけに、昭和 40 年代に中断した岩宿小丘全体を史跡として保存することが再度検討され、地権者の同意を得た場所を史跡指定することとし、昭和 54（1979）年 8 月 17 日に史跡指定された。その後、岩宿遺跡の整備事業として、昭和 62（1987）年度から平成元年（1989）年度にかけて国庫補助金、群馬県補助金によって「史跡岩宿遺跡保存整備事業（岩宿遺跡 B 地点保存修理及び地層保護観察施設の設置）」を行った。

このようにわが国を代表する歴史遺産である史跡岩宿遺跡の価値を確実に未来に守り伝えていくこととともに、現代の人々がより多く史跡に親しむことでその価値を広く知ってもらい新たな価値を創出できることを願い、史跡の保存管理・活用そして整備を進めなければならない。そのため、みどり市では令和 2（2020）年度に史跡の保存管理と活用の方針を定める『史跡岩宿遺跡保存活用計画』（以下、『保存活用計画』）を策定し、令和 3（2021）年度に『史跡岩宿遺跡保存整備基本構想』（以下、『基本構想』）を策定した。本計画は、これらの上位計画を踏まえて、短期的計画において実施すべき整備内容を精査し、史跡岩宿遺跡の再整備と新たな活用の実現に向けた具体的な方策を検討し、『史跡岩宿遺跡保存整備基本計画』（以下、『保存整備基本計画』）を策定するものである。

第2節 計画の目的

本計画は、令和 2（2020）年 3 月に策定した『保存活用計画』に基づき、みどり市がこれまでに実施してきた史跡の保存活用のための調査や各種事業の状況を踏まえ、『基本構想』に示した短期的計画の具体的な内容について、史跡の再整備を推進するための基本計画を定めるものである。

第3節 本計画の期間

本計画の対象期間は、『基本構想』における短期的計画を踏まえた令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とし、その後の文化財保護行政を取り巻く社会状況や史跡を取り巻く環境変化により随時見直しを行っていくものとする。

第4節 本計画の対象範囲（図1-4-1）

本計画は、『基本構想』に示された短期的計画区域を対象範囲とする。なお『基本構想』の対象範囲は、史跡の本質的な価値の保全と安全対策を優先するため各発掘調査地点、および湧水被害が近隣に至っている琴平山東造成が対象であるが、令和4（2022）年にカタクリ群生地でニセアカシアが倒木し、近隣に被害が出たことから、本計画ではニセアカシア群生地およびその周辺も計画対象とし、安全対策を行うものとする。

なお、岩宿博物館西側に位置する「かたくりの湯」と「笠懸保健センター」の敷地は、将来「文化財センター（仮）」として位置づけ、岩宿博物館周辺と一体的に利用する計画があることからゾーンⅥに追加した。

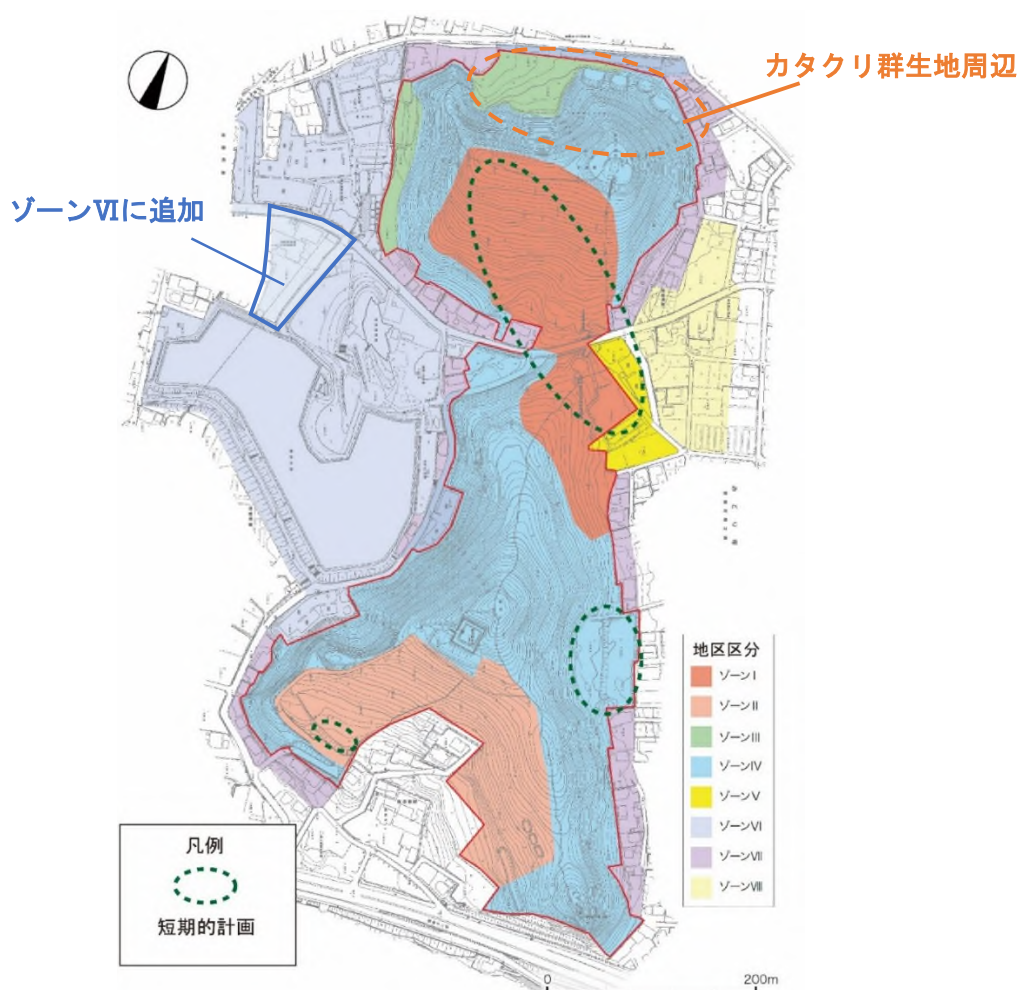


図1-4-1 本計画の対象範囲（出典：『保存活用計画』に加筆）

第5節 委員会の設置

本計画の策定は、文化庁、群馬県の補助を得て、令和4（2022）年度10月～令和5（2023）年度9月の1か年で実施した。令和4（2022）年度に設置された史跡岩宿遺跡保存整備委員会による計4回の協議を経て、計画内容を取りまとめ、所定の手続きを行い、整備基本計画を策定した。

1. 史跡岩宿遺跡保存整備委員会の設置

整備基本計画の策定にあたっては、史跡岩宿遺跡保存整備委員会を設置した。委員会は考古学や環境、植生等に関する学識経験者、岩宿博物館友の会、地元関係者のメンバーで構成した。また計画の策定にあたっては、文化庁、群馬県地域創生部文化財保護課、岩宿博物館の指導及び助言を得た。

○みどり市史跡岩宿遺跡保存整備委員会設置規則

令和4年9月26日
教育委員会規則第6号

（設置）

第1条 みどり市文化財保護条例（平成20年みどり市条例第25号）第40条第1項の規定に基づく文化財専門委員会として、みどり市史跡岩宿遺跡保存整備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、史跡岩宿遺跡の保存、整備及び活用に関する事項を調査審議する。

（委員長及び副委員長）

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（この規則の廃止）

2 この規則は、第2条の規定による調査審議が終了したときは、速やかに、廃止するものとする。

2. 史跡岩宿遺跡保存整備委員会・事務局名簿

史跡岩宿遺跡保存整備委員会及び事務局のメンバーは表 1-5-1 のとおりである。

表 1-5-1 史跡岩宿遺跡保存整備委員会 関係者名簿

役職	氏名	所属	専門分野
委員長	右島 和夫	みどり市文化財保護審議会委員 群馬県立歴史館博物館特別館長	考古学
副委員長	安蒜 政雄	明治大学名誉教授 岩宿博物館協議会委員	考古学
委員	伊藤 弘	筑波大学大学院准教授	環境学
	鹿又 喜隆	東北大学大学院教授	考古学
	須藤 友治	みどり市文化財保護審議会委員	植物学
	田村 確也	岩宿博物館友の会会長（令和 4 年度）	
	新井 巖雄	岩宿博物館友の会会長（令和 5 年度）	
	江原 眞二	笠懸町第 5 区区長（令和 4 年度）	
	塚越 均	笠懸町第 5 区区長（令和 5 年度）	
助言者	市原 富士夫	文化庁文化財第二課文化財景観部門主任文化財調査官	
	岩上 千鶴	群馬県地域創生部文化財保護課文化財活用係主幹	
	萩谷 千明	岩宿博物館長（令和 4 年度）	
	萩原 研一	岩宿博物館長（令和 5 年度）	
事務局	保志 守	みどり市教育委員会教育長	
	今泉 源太郎	みどり市教育部文化財課課長	
	小林 洋行	みどり市教育部文化財課文化財係係長（令和 4 年度）	
	田口 佳菜	みどり市教育部文化財課主事（令和 4 年度）	
	萩谷 千明	みどり市教育部文化財課課長補佐（令和 5 年度）	
	石井 宣行	みどり市教育部文化財課文化財係係長（令和 5 年度）	

3. 審議過程（写真 1-5-1）

■第 1 回（令和 4（2022）年 11 月 24 日）

- ・現地確認
- ・委員会の概要と保存整備の進め方について
- ・史跡岩宿遺跡の現状と課題について

■第 2 回（令和 5（2023）年 3 月 3 日）

- ・整備基本計画原案の内容について（整備基本計画まで）

■第 3 回（令和 5（2023）年 6 月 29 日）

- ・整備基本計画原案の内容について

■第4回（令和5（2023）年9月8日）

- ・第3回史跡岩宿遺跡保存整備委員会からの資料内容の変更点について
- ・文化庁における事業計画の審査・指導内容について
- ・事業計画（ソフト面）について



第1回委員会



第2回委員会



第3回委員会



第4回委員会

写真 1-5-1 委員会開催状況

第6節 計画の周知と見直し

本計画の実施・発効は令和5（2023）年10月からとする。

計画の刊行に伴い、史跡管理者（みどり市）は、指定地周辺居住者への計画内容の周知はもちろんのこと、みどり市民、指定地内関係者・関係機関等への周知に努めるものとする。また、今後の学術的調査研究の進展、社会情勢の変化、史跡の保存状況等を勘案し、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとする。

第2章 計画地の現状

第1節 自然的環境

1. 位置・立地（図2-1-1）

史跡岩宿遺跡が所在するみどり市は、群馬県東部に位置する。平成18（2006）年3月27日に、新田郡笠懸町・山田郡大間々町・勢多郡東村の2町1村が合併し市制施行した群馬県12番目の市である。

みどり市の東西は群馬県桐生市に挟まれ、南は伊勢崎市と太田市、北は沼田市と栃木県日光市・鹿沼市・佐野市と境を接している。みどり市役所は分庁舎方式をとっているが、市長室が所在する笠懸庁舎は北緯36°23'41"、東経139°16'52"で、東京の北方約100kmに位置している。



図2-1-1 みどり市の位置

（出典：『保存活用計画』）

2. 気象

みどり市の気候の特徴としては、気温の変化が大きい内陸性気候である。また、上州名物の「空っ風」は典型的な冬の季節風で、9月から北西の風が吹きはじめ、翌年3月までの7か月間、この地域を吹き渡る。

5月から6月には梅雨入り、7月からの雷雨、9月から10月には台風などにより降水量が増加し、冬季には降水量が減少し空気が乾燥する（『第2次みどり市環境基本計画』（平成30年（2018）3月））。以下にみどり市の月別平均気温・降水量を示す（図2-1-2）。

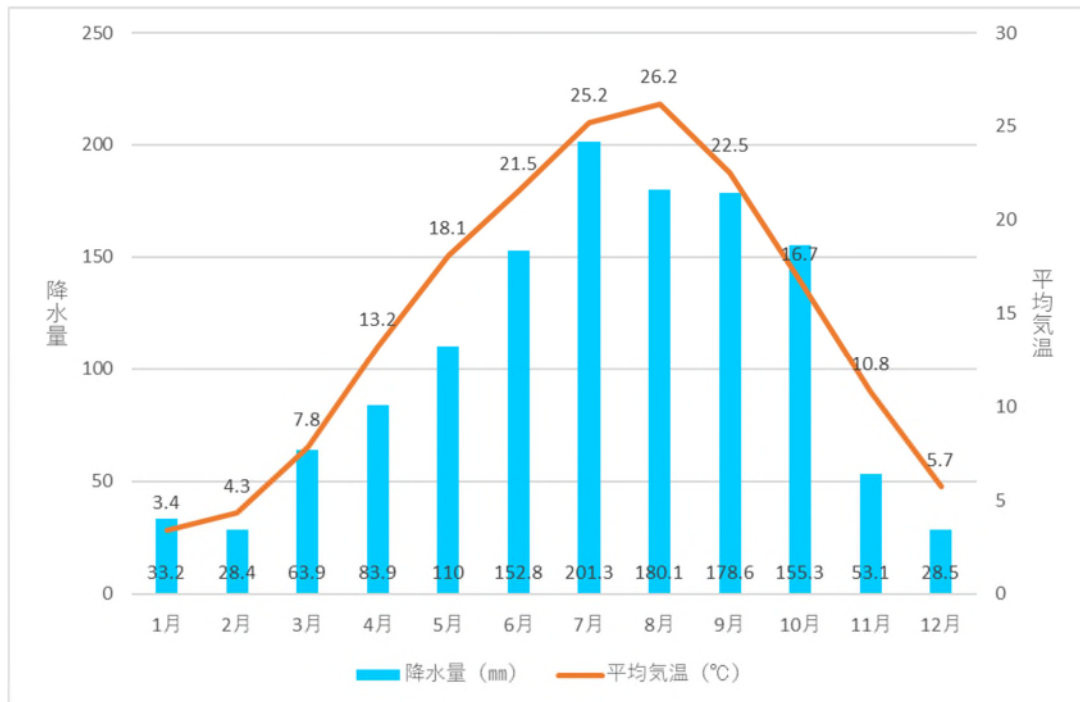


図 2-1-2 月別平均気温・降水量

（出典：気象庁アメダス（桐生）統計期間 1991 年～2020 年）

3. 地形・地質

（1）みどり市の地形・地質

みどり市北部から中部にかけては、山間部と南北に縦断する渡良瀬川の両岸に河岸段丘が形成されている。山間部のうち、みどり市の北端及び最高標高点がある袈裟丸山（標高：1,961 m）一帯は、新生界の袈裟丸火山噴出物、東町沢入から草木にかけての渡良瀬川両岸は先第三系足尾帯の沢入花崗閃緑岩が占めている。渡良瀬川右岸の大間々町上神梅・下神梅・桐原にかけては、新生界赤城火山のなだれ堆積物（梨木泥流）を基盤としている。その他の北部から中部の山間部は、チャートや頁岩、石灰岩等の先第三系足尾帯が基盤をなしている（図2-1-3）。

みどり市南部の大間々町から笠懸町の平野部は、更新世段丘一大間々扇状地一となっており、扇状地の扇頂部と扇央部をなしている。笠懸町中央部には、足尾山地の一部をなしていた鹿田山丘陵、岩宿小丘、南東部には八王子丘陵が独立丘陵としてそれぞれ点在している。

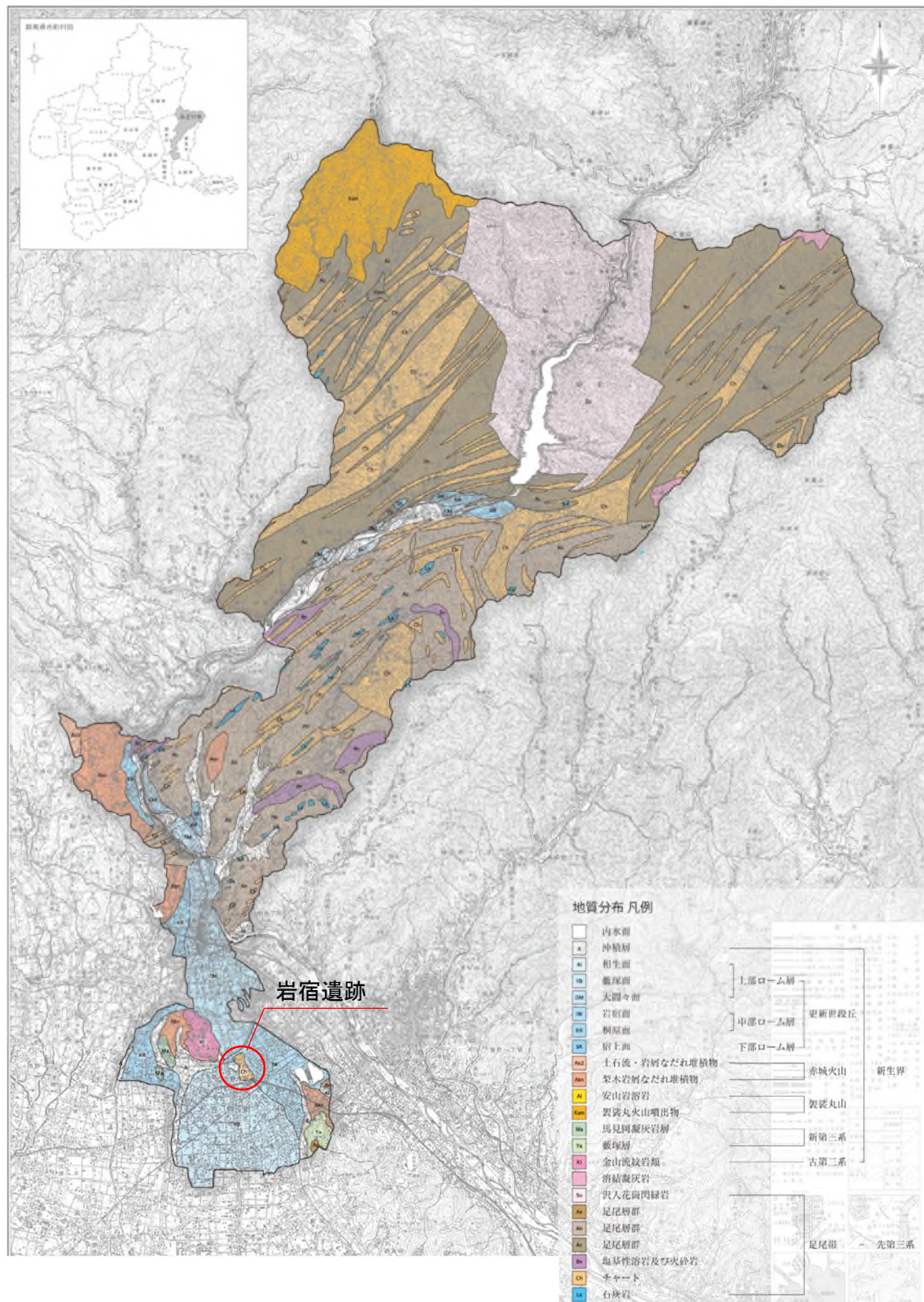


図 2-1-3 みどり市地質図

(出典:『保存活用計画』)

（２）岩宿遺跡の地形・地質

史跡の骨格をなす岩宿小丘は古生層からなる。古生層は渡良瀬川左岸の足尾山地に広く分布する。『10 万分の 1 群馬県地質図』によれば、岩宿小丘はチャートの山塊とされているが、『笠懸村誌 上巻』によると、稲荷山から琴平山頂部にかけてはチャートの薄層を挟む褐色砂岩を基盤とするとされ、琴平山南部では黄褐色砂岩、泥岩とチャートの薄層が互層するといひ、また琴平山南西部に限り石灰岩が認められる。この石灰岩の走行は北 40 ° 西（北西-南東）、北東に 80 ° と急傾斜する。琴平山頂部の泥岩の走行は北 14 ° 西（北北西-南南東）、東北東に 57 ° で、古生層は南西側から北東側に重なっており、笠懸町南東部の八王子丘陵の古生層の構造とほぼ一致している。なお、琴平山南西部に分布する石灰岩は近世後期から昭和初期まで土壌改良剤や建材に加工するため採掘が行われていた。

岩宿小丘の東方は、2 つの丘陵の鞍部の東側に大間々扇状地岩宿面の平坦地が広がる。岩宿小丘の北方から西方、南方にかけては大間々扇状地藪塚面の平坦面が広がる。藪塚面は上部ローム層を載せるが、琴平山西方の鹿の川沼周辺では関東ローム層の堆積状況が悪い。

琴平山の西方には、2 つの丘陵の鞍部の西側に谷頭を持つ低地帯がある。この低地帯は、岩宿小丘北西の鹿田山丘陵の東側に形成された小河川の低地帯と琴平山の西で合わさり、沖積低地を形成する。この沖積低地が近世前期に岡上景能により造成され、鹿の川沼となった（図 2-1-4）。

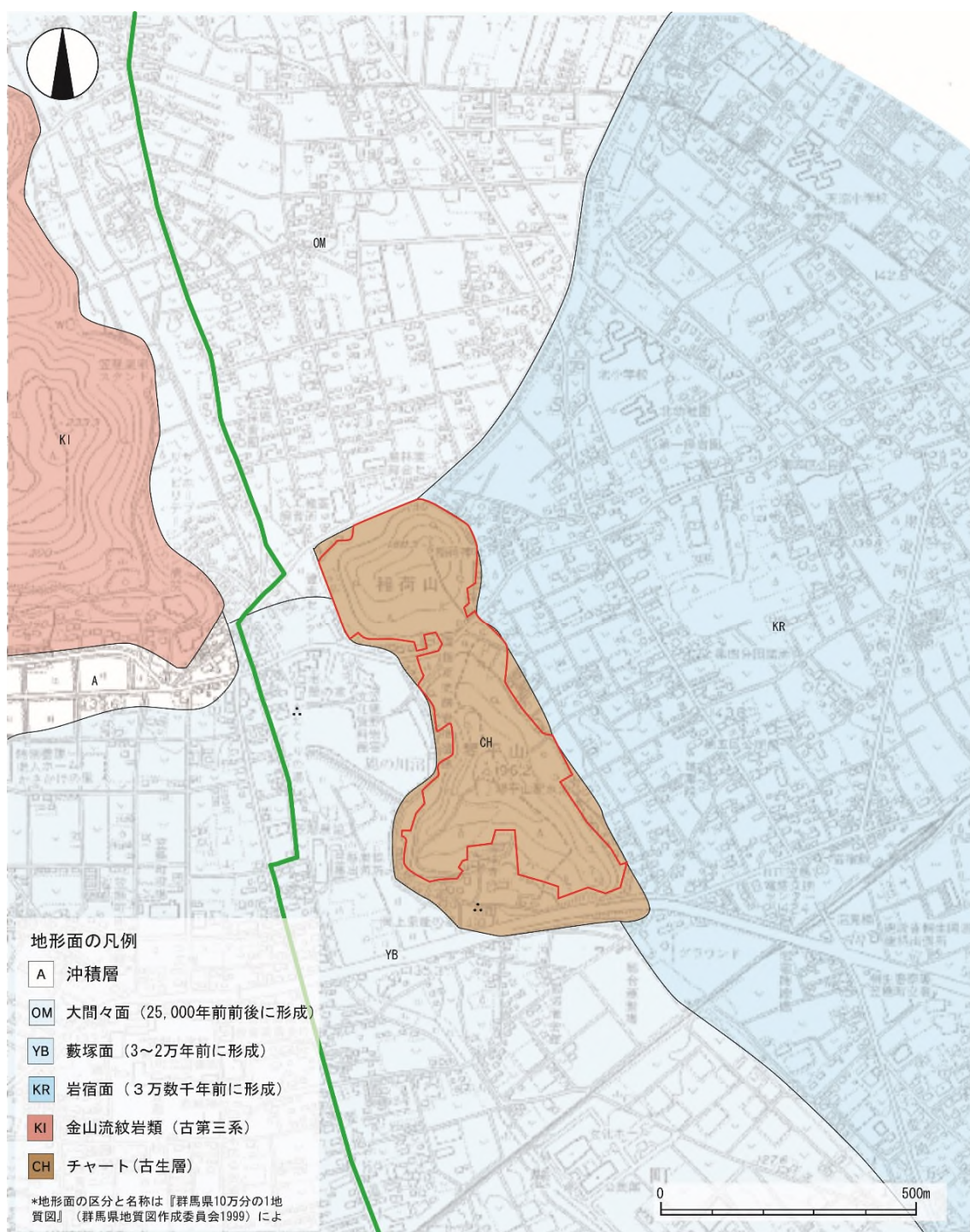


図 2-1-4 岩宿遺跡周辺の地質図

（出典：『保存活用計画』）

4. 植物

(1) みどり市の植物相

最も標高の高い袈裟丸山の山頂付近（標高 1600 m 以上）ではツガやコメツガなどの高木やシロヤシオ、アカヤシオなどの群落認められる。標高 1200 ～ 1600 m 付近は、シコタンザサーダケカンバ群落、標高 800 ～ 1200 m 付近ではスズタケミズナラの群落が広がる。標高 800 m 以下になるとスギやヒノキの人工林と、コナラやクヌギ等のブナ科樹木の二次林が混交するようになる。

みどり市南部の平地では現状では田畑や住宅地等となっているが、本来的な植生（潜在自然植生）は常緑広葉樹林である。古代末の浅間火山の天仁の大噴火（天仁元(1108)年）により一時荒廃し、大間々扇状地の扇央部以南ではアカマツを中心とした平地林が発達していた。

(2) 岩宿遺跡の植物

指定地内はコナラ林が最も広い面積を占めており、その他に琴平山南部にアカマツ林、ニセアカシア（ハリエンジュ）林等が広く分布している（図 2-1-5）。

アカマツ林は木が老齢化したこと、周辺のコナラ林が高木化し新たなアカマツが生えにくい環境となっていることやマツクイムシの影響によって縮小している。

ニセアカシア（ハリエンジュ）林は、琴平山東部の造成地が平成 20（2008）年のダウンバーストで倒木し、それ以降草地となった。令和 4（2022）年には稲荷山北東部に広がるニセアカシア林で倒木被害が発生したため、同年度に稲荷山急傾斜地裾部の住宅等の建物に被害が及ぶおそれのある地域で緊急伐採を実施したため草地が増えた（図 2-1-6）。他に分布域が拡大しているものはモウソウチク・マダケ林で、将来的に C 地点の遺物包含層に影響を及ぼすおそれがある。また、史跡の広範囲において落葉広葉樹の林床に常緑広葉樹が増え始めており、将来的に史跡の植生が変わる可能性がある。

また、稲荷山北部には市指定天然記念物であるカタクリの自生地があり、アズマイチゲやキツネノカミソリの群落も広がる。なお、史跡内にはアマナやキンランなど絶滅が危惧される植物も確認されている。

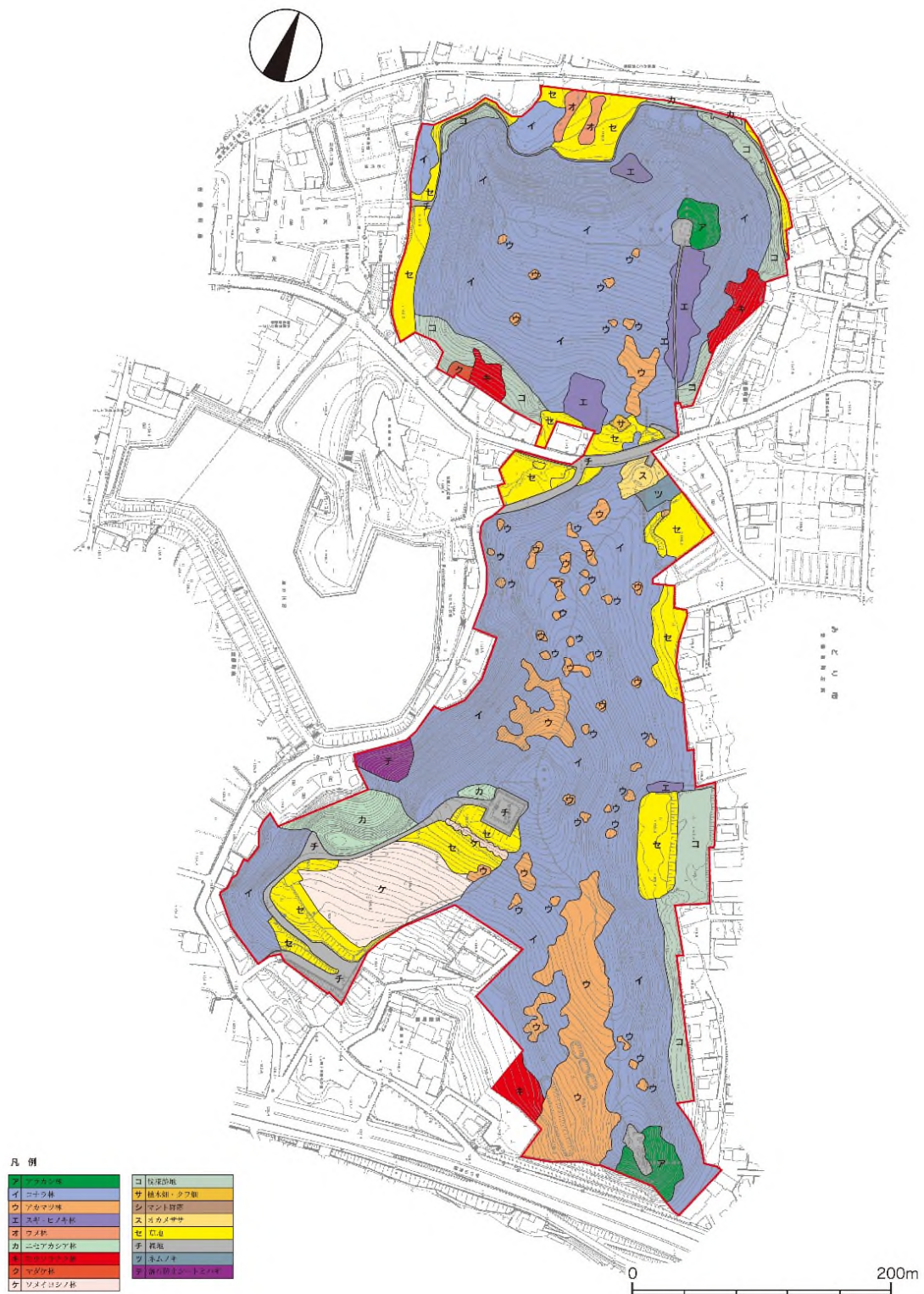


図 2-1-6 岩宿遺跡内の植生（令和 4 年度伐採後）

（出典：『保存活用計画』）

5. 動物

(1) みどり市の動物相

みどり市南部に点在する独立丘陵には、タヌキ、イタチ、キツネ、ノウサギ等の中小型の哺乳類が生息している。また市北部の山間部では、ツキノワグマ、シカ、カモシカ、ニホンザルの生息が認められる。イノシシは明治中期に豪雪またはCSF（豚コレラ）により絶滅したとされていたが、平成4（1992）年頃から姿が見られるようになり、現在では市南部の独立丘陵にも生息範囲を広げ、市内各地で農業被害を起こすようになっている。

鳥類については、市北部ではイヌワシ、クマタカ、オオタカ等の猛禽類が生息し、オジロワシやオオワシなどが渡ってくることがあるほか、123種の野鳥が観察されている。市南部の高津戸ダムや、阿左美沼、鹿の川沼ではカイツブリ、バン、カルガモ等が見られる。渡良瀬川中流域ではカワウが増えており、アユへの食害が報告されている。

(2) 岩宿遺跡内の動物相

哺乳類は、タヌキ、ホンドイタチ、ノウサギ、ホンドアカネズミ、ホンドハツカネズミ、ホンシュウヒミズ、アズマモグラなどの小動物が生息するほか、キツネが姿を現すことがある。周囲を人家に囲まれていることや下草刈りを行っていることから、現在までのところイノシシの生息は認められていない。鳥類では、ウグイス、ホオジロ、アオゲラ、ムクドリなどが留鳥として生息しているほか、カッコウやホトトギスなどの夏鳥、ルリビタキやジョウビタキなどの冬鳥も姿を現す。琴平山南のアカマツ林にはオオタカが営巣することがある。また、稲荷山には大量のハシブトガラスが営巣する。

は虫類ではアオダイショウ、シマヘビ、ヤマカガシやカナヘビ、トカゲが生息しており、両生類ではアマガエルやシュレーゲルアオガエル、鹿の川沼の浚渫で数を大きく減じたがヒキガエルやニホンアカガエルなども生息する。またその他の動物としては、稲荷山西斜面の水路際にはサワガニも生息する。

6. 景観

(1) みどり市の景観

みどり市は北部の大部分が山林となっており、中央部から南部の平坦地には、住宅用地や商業業務用地などの都市的土地利用が広がっている。また、南部にはみどり市の農業生産の基盤としての役割を担っている優良農地が多く、都市化の需要も高いことから、様々な土地利用が混在している。

(2) 史跡岩宿遺跡の景観

岩宿遺跡は、岩宿小丘に立地しており、周辺地域における貴重な緑地帯を形成している（写真 2-1-1）。ただし、2つの丘陵の間を市道1級1号線が横断しており、史跡を分断する形となっている。また、史跡内には上水道の配水池（琴平山配水池）、送水管、都市ガス

管、電柱や電線等の施設も存在し、史跡としての景観を損ねている。

また、史跡南東部の大間々扇状地展望台からは、関東平野が一望でき（写真 2-1-2）、冬の気象条件が整ったときには都心の東京スカイツリーや超高層ビル群を見ることができる。



写真 2-1-1 史跡岩宿遺跡全景写真（出典：『保存活用計画』）



写真 2-1-2 大間々扇状地展望台からの眺め（南方向）令和5年2月20日撮影

第2節 歴史的環境

1. みどり市内の文化財（表 2-2-1, 表 2-2-2, 図 2-2-1）

みどり市内に所在する文化財は、一部桐生市や日光市にまたがるものを含めて、国指定文化財2件（史跡2）、群馬県指定文化財5件（重要文化財1、史跡4）、みどり市指定文化財53件（重要文化財33、史跡7、天然記念物9、無形民俗文化財4）、登録有形文化財34件の計94件である。

表 2-2-1 みどり市の文化財（1）（出典：『保存活用計画』）

区分	種類	No.	名 称	所 在 地	指定日・登録日	解 説
指定	国 史跡	1	岩宿遺跡	笠懸町阿左美1781外	昭和54. 8. 17 平成29.10.13	日本における旧石器時代を証明した遺跡
	国 史跡	2	西鹿田中島遺跡	笠懸町西鹿田882-1外	平成16. 9. 13	2期にわたる縄文時代草創期の集落跡
	県 史跡	3	木造虚空蔵菩薩坐像	大間々町塩沢188	平成15. 3. 25	南北朝時代(延文3(1358)年)制作の木造虚空蔵菩薩坐像
	県 史跡	4	岡登次郎兵衛景能公の墓	笠懸町阿左美1616(国瑞寺)	昭和27.11.11	江戸時代前期に活躍した代官の墓
	県 史跡	5	桐原郷蔵及び郷蔵文書	大間々町桐原2325-3	昭和28. 8. 25	県内に現存する4つの郷蔵のうちの1つ
	県 史跡	6	阿左美縄文式文化住居跡	笠懸町阿左美1053-8外	昭和35. 3. 23	縄文時代中期の2軒の竪穴住居跡
	県 史跡	7	塔ノ沢の石造釈迦涅槃像	東町沢入1397	平成 5. 4. 20	江戸時代後期制作の釈迦涅槃像
	市 重文	8	庚申塔及び大日如来像	大間々町浅原1310	昭和51. 5. 12	戦国時代の重制石幢と江戸時代初期の大日如来像
	市 重文	9	御用銅蔵	東町花輪92	昭和54.12. 8	足尾銅山街道の5箇所の銅の中継所に建てられた銅の一時保管庫
	市 重文	10	継送り札・貫銭誂い契印他古文書七点	東町花輪92	昭和54.12. 8	銅輸送の継送り札、人足の貫銭支払いに関する契印、及び銅輸送に関する古文書
	市 重文	11	稲荷神社	東町小夜戸	昭和58. 3. 24	寛政3(1791)年建造された一間社流造の神社の社殿、社殿彫刻は黒川谷の彫刻師集団のものとする
	市 重文	12	石造五重塔	東町小夜戸568-1	昭和59. 3. 23	元禄年間に制作された石像五重塔
	市 重文	13	穴原薬師堂	大間々町塩原633	昭和60. 3. 13	市内唯一の楼門を持つ江戸時代後期の寺院建築
	市 重文	14	来迎阿弥陀三尊笠塔婆	笠懸町西鹿田139	昭和62. 4. 1	鎌倉後期から南北朝制作の天神山凝灰岩製の笠塔婆
	市 重文	15	円空仏「月光菩薩立像」	大間々町小平602	平成 4. 4. 22	遊行僧円空が延宝9(1681)年に制作した木造月光菩薩立像
	市 重文	16	円空仏「薬師如来坐像」	大間々町塩原195	平成 4. 4. 22	遊行僧円空が延宝9(1681)年に制作した木造薬師如来坐像
	市 重文	17	旧大間々銀行	大間々町大間々1030(大間々博物館)	平成 7. 3. 25	大正10(1921)年建造。群馬県に現存する2番目に古い銀行建築
	市 重文	18	ながめ余興場	大間々町大間々1635	平成 7. 3. 25	日本の劇場建築として群馬県に唯一残る。昭和12(1937)年建造
	市 重文	19	防空監視哨跡	東町花輪352	平成 7.12.26	昭和16(1941)年に建造された防空監視哨。聴音壕のみ残る
	市 重文	20	中島の薬師如来	笠懸町西鹿田869-4	平成 8. 4. 18	戦国期制作の薬師如来坐像
	市 重文	21	馬見岡の阿弥陀三尊・石仏	笠懸町西鹿田73	平成 8. 4. 18	鎌倉後期から南北朝制作の天神山凝灰岩製の石仏群
	市 重文	22	山際の重制石幢	笠懸町鹿3258	平成 8. 4. 18	室町時代制作の重制石幢
	市 重文	23	長円寺の阿弥陀三尊	笠懸町鹿3608-2外	平成 8. 4. 18	鎌倉後期から南北朝制作の天神山凝灰岩製の石仏群
	市 重文	24	奪衣婆坐像と石龕	東町草木1085	平成 9. 1. 14	戦国期制作の石造奪衣婆坐像と石龕
	市 重文	25	木造十一面観音菩薩立像	東町草木内	平成 9. 1. 14	江戸時代中期の制作と推定される木造十一面観音立像
	市 重文	26	木造薬師如来坐像	東町沢入944-1	平成 9. 1. 14	戦国時代(天正8(1580)年)制作と推定される木造薬師如来坐像
	市 重文	27	岩宿遺跡駐車場出土石器一括	笠懸町阿左美1790-1(岩宿博物館内)	平成 9. 8. 1	岩宿I・岩宿II石器文化出土層相当から出土した旧石器時代の石器。岩宿遺跡E地点出土
	市 重文	28	神社裏遺跡出土深鉢形土器	笠懸町阿左美1790-1(岩宿博物館内)	平成 9. 8. 1	縄文時代前期後葉の深鉢形土器。諸磯B式土器
	市 重文	29	清泉寺裏遺跡出土土器一括	笠懸町阿左美1790-1(岩宿博物館内)	平成 9. 8. 1	清泉寺裏遺跡40号住居跡出土土器の一括資料。縄文時代中期後葉の加賀利E式土器の出現を示す。
	市 重文	30	清水西丘遺跡出土土器	笠懸町阿左美1790-1(岩宿博物館内)	平成 9. 8. 1	縄文時代中期後葉の加賀利E式土器の完形土器。昭和39年に耕作中に発見された。
	市 重文	31	阿左美遺跡出土注口土器	笠懸町阿左美1790-1(岩宿博物館内)	平成 9. 8. 1	阿左美遺跡出土の縄文時代後期初頭から前葉の完形注口土器。称名寺Ⅱ～Ⅲ之内2式土器。
	市 重文	32	天神山3号墳群3号墳出土品	笠懸町阿左美1790-1(岩宿博物館内)	平成 9. 8. 1	天神山3号墳(市指定史跡)の石室内から出土した副葬品の直刀3振
	市 重文	33	獣脚の鋳型	笠懸町阿左美1790-1(岩宿博物館内)	平成 9. 8. 1	坊谷戸II遺跡及び馬見岡遺跡で出土した鋳型。8世紀後半から9世紀のもの
	市 重文	34	脇差1口(常省子久幸作)付保管箱1	笠懸町第10区	平成11. 2. 23	西鹿田村の領主 旗本久永氏に伝えられた脇差。文政2(1819)年制作
	市 重文	35	金山神社の俳額	笠懸町西鹿田73	平成11.12.22	松尾芭蕉の没後150年を記念した句会(天保14(1843)年)で詠まれた俳額
	市 重文	36	宝篋印塔	東町荻原192	平成14.11.20	文化4(1807)年建造された宝篋印塔
	市 重文	37	大蒼院欄間彫刻	東町小中727	平成15. 8. 18	神宗の説話を題材にした花輪村の石原常八主による欄間彫刻。文政12(1829)年制作
	市 重文	38	生品神社本殿	笠懸町阿左美210-1	平成21. 9. 29	元禄7(1694)年建造された一間社流造の神社社殿
	市 重文	39	普門寺の地藏菩薩坐像	東町花輪410-1	平成23. 4. 21	鎌倉後期から南北朝制作の天神山凝灰岩製の地藏菩薩坐像
	市 重文	40	岩穴観音の地藏菩薩坐像及び阿弥陀如来坐像	大間々町小平1975-3	平成23. 4. 21	鎌倉後期から南北朝制作の天神山凝灰岩製の地藏菩薩坐像及び戦国期制作の安山岩製阿弥陀如来坐像
	市 史跡	41	山田氏及び里見兄弟の墓	大間々町高津戸596-1	昭和51. 5. 12	鎌倉後期から室町期の五輪塔群。山田氏及び戦国時代の武将里見兄弟の墓と伝えられる
	市 史跡	42	深沢の角地蔵	大間々町上神梅228-3	昭和60. 3. 13	古戦場に地蔵堂を建立するため石仏が造られたが、未完成のまま安置された。石仏は宝暦2(1752)年制作
	市 史跡	43	岩穴観音	大間々町小平1964	昭和60. 3. 13	チャートの岩盤が浸食された洞窟を正殿とし、2体の石仏(市指定重文)を祀る

表 2-2-2 みどり市の文化財（２）（出典：『保存活用計画』）

区分	種類	No.	名 称	所 在 地	指定日・登録日	解 説
指定	市 史跡	44	岡登用水三俣分水口	笠懸町阿左美1998外	昭和62. 4. 1	岡上景能が開削した笠懸野御用水の分水口。明治時代に岡登用水として再興された
	市 史跡	45	天神山古墳群3号墳	笠懸町西鹿田139の一部	昭和62. 4. 1	7世紀代の横穴式石室。玄室のみ残る。直刀3振(市指定重文)が出土
	市 史跡	46	浅原の百観音	大間々町浅原乙637	平成 3. 5.18	天保10(1839)~12年制作された西国33札所、振東33札所、秩父34札所に見立てた石仏を安置
	市 史跡	47	五賢田城址	東町荻原地内(石尊山山頂)	平成 4. 6.22	上杉謙信や太田金山城の由良氏勢との攻防で知られる黒川谷を代表する山城の1つ
	市 天記	48	榎の木	笠懸町鹿1156	昭和41. 4. 1	樹齢500年と推定されるカヤの木
	市 天記	49	馬見岡凝灰岩露出地	笠懸町西鹿田129	昭和41. 4. 1	馬見岡凝灰岩は新生代第三紀の堆積層。旧石器時代から利用された
	市 天記	50	モリアオガエル	東町内	昭和56.12.14	東町全域に棲むモリアオガエルを指定。斑文をもつものが多いのが特徴
	市 天記	51	小平の大杉	大間々町小平1460	昭和60. 3.13	樹齢1000年を超えるスギの巨木
	市 天記	52	小中のムレ杉	東町小中47	昭和62. 3.19	ムレスギとは枝が叢立つ変種のスギ。樹齢約200年
	市 天記	53	小平鍾乳洞	大間々町小平459	昭和63. 1.20	奥行き93mの鍾乳洞
	市 天記	54	カタクリ群生地	笠懸町阿左美1798-1外	平成 6. 7.26	史跡岩宿遺跡の裾向山北麓のカタクリ群生地。約2.4haで関東地方有数の規模
	市 天記	55	鹿の川沼のエノキ	笠懸町鹿247	平成 7.11.17	樹齢300年のエノキ。旧錦山街道沿いの鹿の川沼堰堤にあり、一里塚の木と目される
	市 天記	56	大蒼院のキシマツツジ	東町小中7277	平成12. 9.11	推定樹齢600年のキシマツツジの古木
	市 無民	57	横町太々神楽	笠懸町阿左美横町(秋葉神)	昭和62. 4. 1	明治25(1892)年永代奉納許可を受けた市内唯一残る太々神楽
	市 無民	58	小中の獅子舞	東町小中地内(鳥海神社)	平成10. 2. 6	室町時代に伝わったとされる獅子舞。現在4座が舞われる
	市 無民	59	大間々祇園祭り	大間々町大間々地内(1丁目~7丁目)	平成16. 5.18	上州三大祇園に数えられる寛永6(1629)年からの歴史を誇る祇園祭
	市 無民	60	小夜戸の小正月飾り	東町小夜戸地内	平成17. 7.22	養蚕が盛んであった東町小夜戸地区全体で指定
登録	国 有形	61	旧花輪小学校校舎	東町花輪191	平成13.11.20	今泉嘉一郎の寄付を基金に建てられた小学校校舎。昭和6(1931)年竣工
	国 有形	62	旧花輪小学校門柱	東町花輪191	平成13.11.20	大正3(1914)年立てられた門柱
	国 有形	63	旧花輪小学校今泉嘉一郎胸像所	東町花輪191	平成13.11.20	今泉嘉一郎を顕彰する胸像所。昭和 年建造。設計は伊東忠太
	国 有形	64	旧今泉家住宅主屋	東町花輪96	平成19.10. 2	日本近代製鉄の父 今泉嘉一郎の生家。江戸時代末の建造。
	国 有形	65	旧今泉家住宅土塀	東町花輪96	平成19.10. 2	江戸時代末の建造。外壁は昭和以降の改修
	国 有形	66	旧今泉家住宅主屋蔵	東町花輪96	平成19.10. 2	大正8(1919)年建造の外壁モルタル塗りの蔵
	国 有形	67	旧今泉家住宅表門	東町花輪96	平成19.10. 2	江戸時代末の建造
	国 有形	68	高草木家住宅主屋	東町花輪92-1	平成20. 3. 7	花輪村の名主や銅山街道の銅問屋を務めた高草木家の主屋。天保11(1841)年建造
	国 有形	69	高草木家住宅稲荷社	東町花輪92-1	平成20. 3. 7	江戸時代後期から末期にかけての4基の石祠群
	国 有形	70	上神梅駅本屋及びプラットホーム	大間々町上神梅193-2	平成20. 7. 8	大正元(1912)年竣工。プラットホームは全長107m
	国 有形	71	笠松トンネル	東町沢入及び栃木県日光市	平成21.11. 2	大正元(1912)年竣工の全長32mの側壁切り石積み、天井レンガ積みのトンネル
	国 有形	72	吉ノ沢架樋	東町沢入(旧字吉ノ沢)	平成21.11. 2	古レールを使用した長さ14mのコンクリート製架樋。昭和11(1936)年建造
	国 有形	73	名越トンネル	東町沢入(旧字名越沢)	平成21.11. 2	大正元(1912)年竣工の全長32mの側壁切り石積み、天井レンガ積みのトンネル
	国 有形	74	沢入駅上り線プラットホーム及び待合所	東町沢入甲965-2外	平成21.11. 2	プラットホームは大正元(1912)年竣工で全長99m、休憩所は昭和4(1929)年竣工
	国 有形	75	沢入駅下り線プラットホーム及び待合所	東町沢入甲962-1外	平成21.11. 2	プラットホームは大正元(1912)年竣工で全長99m、休憩所は昭和2(1927)年竣工
	国 有形	76	神戸駅本屋及び下り線プラットホーム	東町神戸886-1	平成21.11. 2	大正元(1912)年竣工。プラットホームは全長107m
	国 有形	77	神戸駅休憩所	東町神戸886-1	平成21.11. 2	昭和3(1928)年竣工
	国 有形	78	神戸駅上り線プラットホーム	東町神戸886-1	平成21.11. 2	大正元(1912)年竣工で全長107m
	国 有形	79	神戸駅危険品庫	東町神戸878-2	平成21.11. 2	大正元(1912)年竣工の油庫
	国 有形	80	第二神土トンネル	東町神戸(旧字見沢)	平成21.11. 2	大正元(1912)年竣工の全長123mのレンガ積みのトンネル
	国 有形	81	第一神土トンネル	東町神戸(旧字大八作)	平成21.11. 2	大正元(1912)年竣工の全長166mの側壁切り石積み、天井レンガ積みのトンネル
	国 有形	82	小中川橋梁	東町小中及び東町花輪	平成21.11. 2	大正元(1912)年竣工の全長38mのデッキガーダー式の鉄橋
	国 有形	83	唐沢橋梁	東町花輪(旧字唐沢及び古美門)	平成21.11. 2	昭和10(1935)年に架け替えられた全長3.4mのトラフガーダー式の鉄橋
	国 有形	84	小黒川橋梁	東町荻原及び桐生市黒保根町水沼	平成21.11. 2	大正元(1912)年竣工の全長38mのデッキガーダー式の鉄橋
	国 有形	85	深沢橋梁	大間々町上神梅(旧字末田)及び桐生市黒保根町宿廻	平成21.11. 2	大正元(1912)年竣工の全長30mのデッキガーダー式の鉄橋。桐生市側の橋台は昭和23(1948)年建替
	国 有形	86	第三神梅トンネル	大間々町下神梅(旧字道)	平成21.11. 2	大正元(1912)年竣工の全長45mのレンガ積みのトンネル
	国 有形	87	第二神梅トンネル	大間々町下神梅(旧字道)	平成21.11. 2	大正元(1912)年竣工の全長27mの側壁切り石積み、天井レンガ積みのトンネル
	国 有形	88	第一神梅トンネル	大間々町桐原(旧字手振)	平成21.11. 2	大正元(1912)年竣工の全長166mのレンガ積みのトンネル
	国 有形	89	手振山架樋	大間々町桐原(旧字手振)	平成21.11. 2	古レールを使用した長さ14mのコンクリート製架樋。昭和5(1930)年建造
	国 有形	90	大間々駅本屋及び下り線プラットホーム	大間々町大間々1360-1外	平成21.11. 2	プラットホームは明治44(1911)年竣工で全長107m。駅舎は昭和16(1941)年の竣工
	国 有形	91	大間々駅上り線プラットホーム	大間々町大間々1360-1外	平成21.11. 2	明治44(1911)年竣工で全長107m
	国 有形	92	岡直三郎商店大間々工場店舗主屋	大間々町大間々1013	平成25.12.24	明治前期に建造された土蔵造の醤油店の店舗。居宅を明治33(1900)年までの間に増築
	国 有形	93	岡直三郎商店大間々工場文庫蔵	大間々町大間々1013	平成25.12.24	大正2(1913)年上棟の土蔵
	国 有形	94	野口家住宅主屋	大間々町大間々1311	平成29.10.27	明治後期に建造された材木商の店舗兼居宅

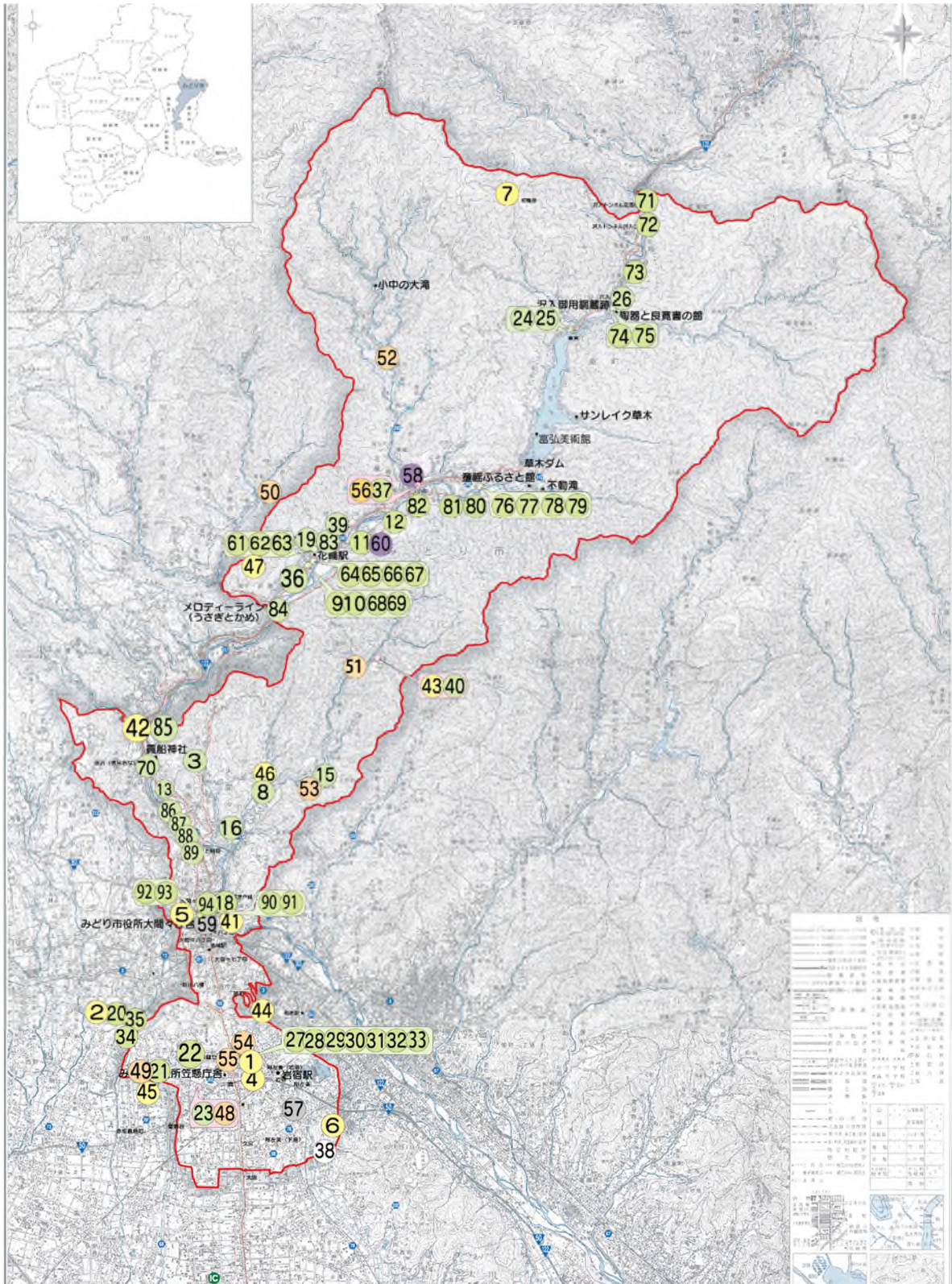


図 2-2-1 みどり市の文化財の所在地

(出典:『保存活用計画』)

2. 指定地周辺の遺跡（図 2-2-2）

岩宿遺跡周辺には、縄文時代草創期から中世にかけての遺跡である「堀上遺跡」や笠懸古窯址群の1つである「鹿の川窯跡」などが存在する。

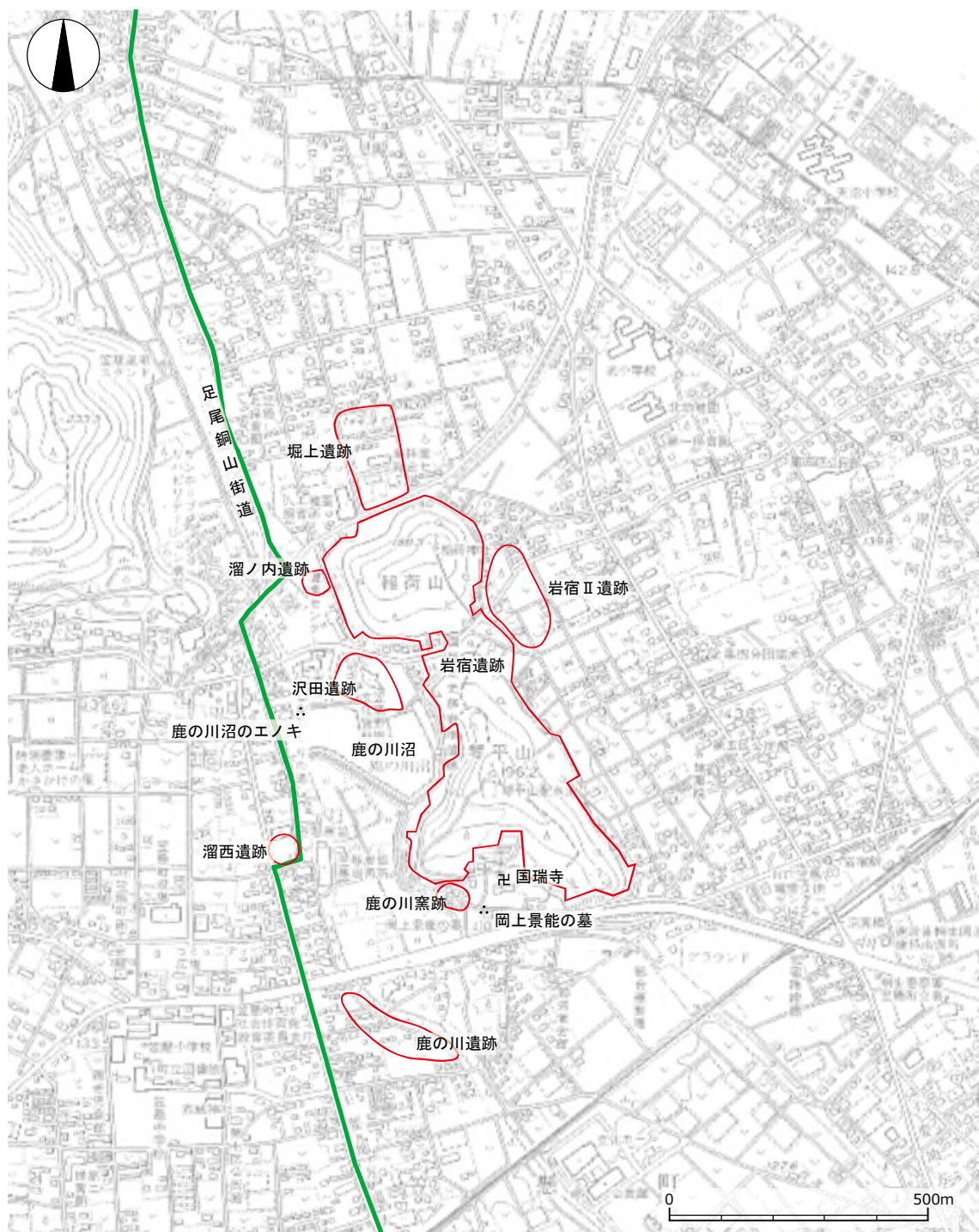


図 2-2-2 岩宿遺跡周辺の史跡

（出典：『保存活用計画』に加筆）

第3節 社会的環境

1. 人口

みどり市の人口は平成 21（2009）年に 53,000 人台であったが、その後減少を始め、令和 5（2023）年 3 月末現在は 49,159 人となっている。旧自治体中、市制施行以後も人口の増加が続いていた南部の笠懸町においても人口の増加が鈍ってきており、人口減少の歯止めや定着人口の確保が市政の大きな課題になっている。

世帯数は、東町で減少が認められるものの、大間々町と笠懸町では増加しており、全体としては増加している。大間々町南部では市街地の空洞化が進むドーナツ化現象が起こっており、大間々町南部の市街地周辺及び笠懸町では、昭和 40 年代後半以降、桐生市ほか周辺都市のベッドタウンとして宅地や商業地をはじめとした諸開発によるスプロール現象が続いている。

2. 産業

みどり市の就業人口は、平成 27（2015）年の国勢調査の統計によると、就業人口は 25,687 人で平成 7（1995）年から少しずつ減少の傾向にあり、各産業別人口では第一次産業が 4.5 %、第二次産業が 34.9 %、第三次産業が 58.0 %、分類不能が 2.7 %で、第一次産業及び第二次産業従事者は減少し、第三次産業の従事者が増加している（図 2-3-1）。

また、みどり市の観光入込客数は、平成 20（2008）年の 3,012,000 人をピークに、以降は 240 万人台から 270 万人台と横ばい傾向が続いている（『第 2 次みどり市総合計画』）。

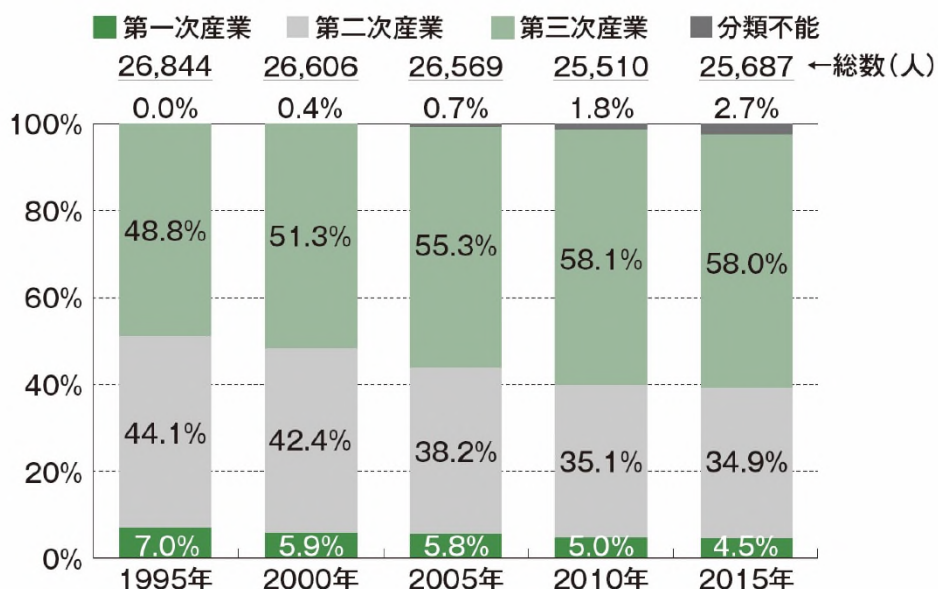


図 2-3-1 みどり市の産業別人口の推移

（出典：『第 2 次みどり市総合計画』より加筆修正）

3. 交通

(1) みどり市へのアクセス (図 2-3-2)

みどり市の主要な国道は、群馬県前橋市と茨城県水戸市を結ぶ国道 50 号線と東京都豊島区と日光市を結ぶ国道 122 号線である。国道 50 号線は市南部の笠懸町を東西に横断し、前橋市は笠懸町の西方約 25 km、水戸市は東方約 125 km に位置する。国道 122 号線は、みどり市東方の桐生市からみどり市内に入り、大間々町の市街地を抜け渡良瀬川に沿うように北上する。大間々町の市街地から東京まで約 120 km、日光市までは約 60 km である。

みどり市内を走る高速道路はないが、最寄りの北関東自動車道太田藪塚インターチェンジから笠懸町までは自動車で 4 km、所要時間は約 10 分である。

みどり市内の鉄道路線は 4 路線である。群馬県高崎市と栃木県小山市を結ぶ J R 両毛線は、笠懸町を横断する。J R 両毛線市内唯一の駅である岩宿駅は高崎市と小山市の間にあり、高崎駅まで約 40 分、小山駅までは約 50 分の所要時間である。東京都台東区浅草とみどり市を結ぶ東武鉄道は、阿左美駅と赤城駅の 2 駅あり、特急列車が停車する赤城駅は終着駅となっている。浅草から赤城までの所要時間は特急列車で約 110 分である。そのほかに、桐生市と日光市とを結ぶわたらせ渓谷鐵道や、前橋市と桐生市とを結ぶ上毛電気鉄道がある。



図 2-3-2 みどり市へのアクセス

(出典：『第 2 次みどり市総合計画』)

（２）岩宿遺跡へのアクセス

みどり市役所笠懸庁舎の東方約 500 m に位置し、国道 50 号線からアクセスしやすい場所にある。鉄道利用の場合は、最寄りの J R 両毛線岩宿駅から 1.5 km 、徒歩 15 分で、タクシーやコミュニティバスを利用した場合は約 3 分である。

4. 土地所有・土地利用

（１）土地の所有状況（図 2-3-3）

史跡指定地は、稲荷山丘陵の全域と南麓の一部を除いた琴平山丘陵の大半を占め、昭和 54（1979）年の指定当初は 187,187.26 m²、平成 29（2017）年に 2,038.71 m²が追加され、189,225.97 m²となった。

昭和 51（1976）年に関係地権者を集めた説明会を実施し、地権者と関係機関と同意が得られた場所を史跡指定地とした。昭和 54（1979）年から先行取得を開始し、昭和 57（1982）年度までの 4 か年で稲荷山丘陵の稲荷神社の境内地を除く公有地化が完了している。

土地の所有関係は、琴平山山頂の南側（琴平山配水池）が群馬東部水道企業団の所有地（平成 28（2016）年 4 月 1 日に市有地から変更）、稲荷神社の境内地が神社の所有地となっているほかは、みどり市の市有地（登記簿上の所有者は新田郡笠懸町）である。

平成 29（2017）年に追加指定された範囲も民有地であったが、令和元年（2019）度に公有地化された。

令和 5（2023）年 3 月現在は、稲荷神社の境内地及び琴平山配水池以外は公有地化が完了している状態である。

（２）土地の利用状況（図 2-3-4）

史跡内は公園として位置づけられ、公開されている。史跡内には岩宿遺跡が史跡であることを示す標柱や石碑、史跡の指定理由等を説明する解説板や案内板等が設置されており、史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設では、地層の剥ぎ取り標本の展示や映像による解説を行っている。また琴平山南東部には、大間々扇状地展望台がある。

史跡内には、地域住民の生活に関わる上水道の配水池（琴平山配水池）、送水管、都市ガスパイプ、電柱や電線等や、地域の歴史を示す稲荷神社、琴平宮、弾薬庫跡、防空壕、待避壕なども存在する。

また史跡内には様々な植物があり、ヤマツツジ、アズマイチゲ、アマナ、ヒトリシズカ、キツネノカミソリ、ヤマユリ、カタクリなどを目当てに散策に来る来訪者も多い。

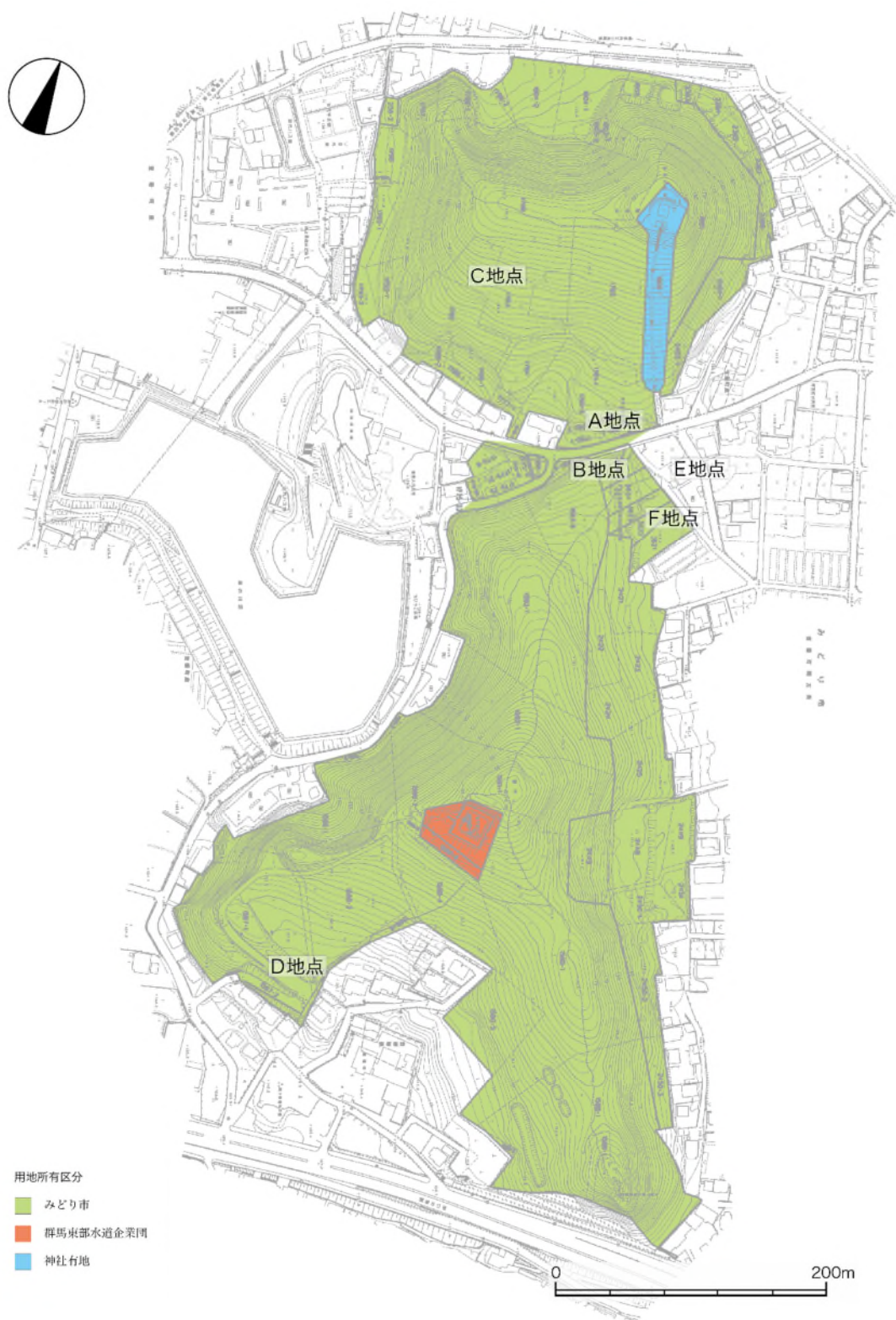


図 2-3-3 史跡岩宿遺跡の土地の所有状況
(出典:『保存活用計画』)

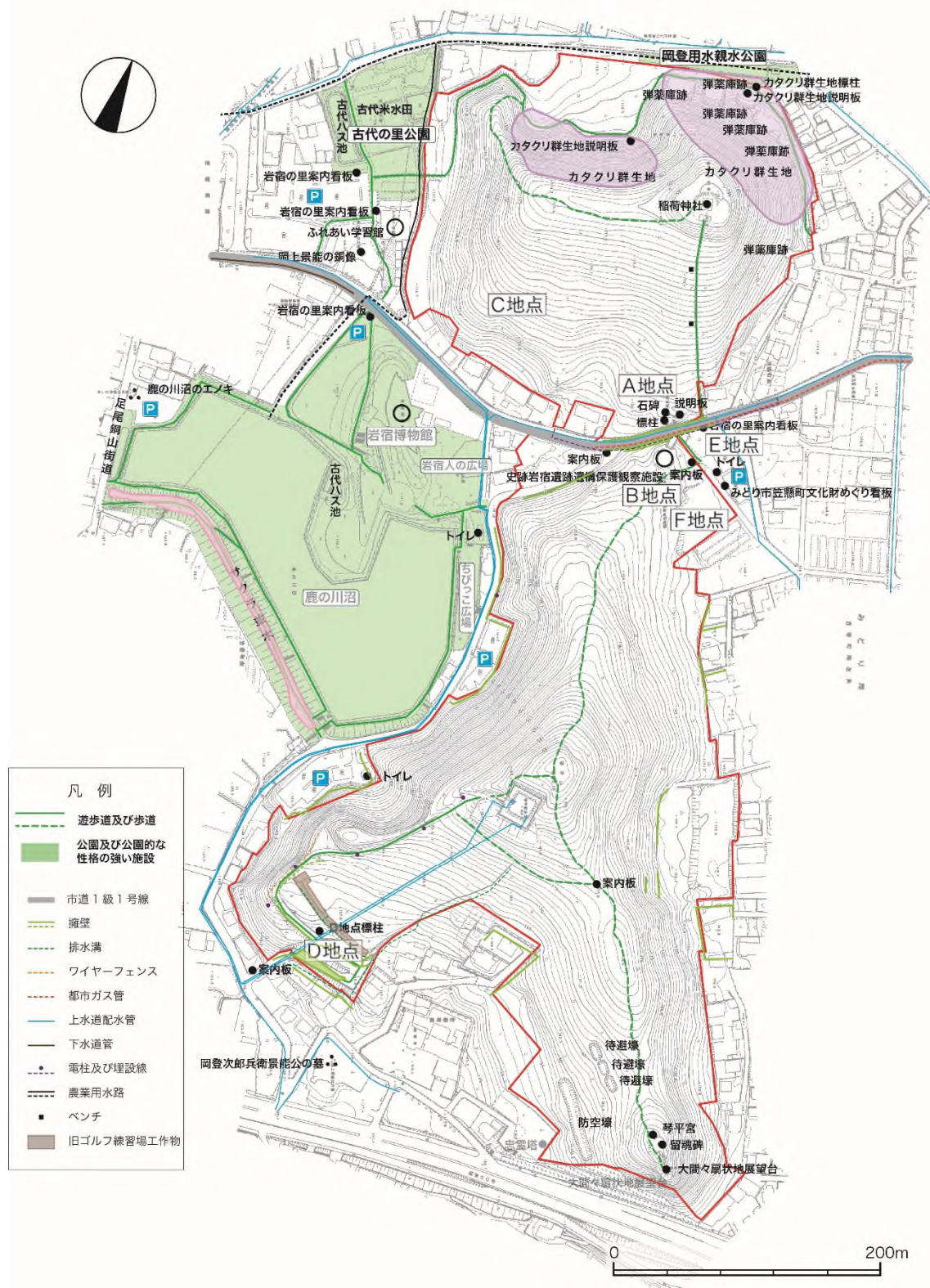


図 2-3-4 史跡内の利用状況

(出典:『保存活用計画』)

(3) 地目別状況 (表 2-3-1、図 2-3-5)

史跡指定地の 7 割を超える面積を山林が占め、次いで畑、原野が 1 割強で続く。

畑地は稲荷山丘陵では北側と西側の裾部と南部の A 地点、B 地点付近に分布し、琴平山丘陵では琴平山配水池の南側に広がる。宅地及び雑種地は、A 地点の北裏（個人住宅が建てられていたため）や、最高標高点南の琴平山配水池、琴平山南東の頂の琴平神社境内、そして平成 29 (2017) 年に追加指定された F 地点の一部である。道路は、稲荷山・琴平山丘陵の鞍部を横断する市道 1 級 1 号線と、丘陵内に点在する道（里道）である。丘陵内の道は、かつて山林や畑を管理するために利用されたものと考えられる。

各調査地点と地目との関係は表 2-3-1 のとおりである。

表 2-3-1 各調査地点と地目

地点名		地目
A 地点		畑
B 地点	・ 相澤忠洋遺物採集地	道路
	・ 昭和 24 (1949) 年発掘調査	
	・ 昭和 44 (1969) 年土砂採集地点	山林
	・ 昭和 45 (1970) 年調査地点	
	・ 昭和 45 (1970) 年調査地点とともに公有化	畑
C 地点		山林
D 地点		山林 (一部指定地外)
F 地点		宅地 (雑種地) 畑地

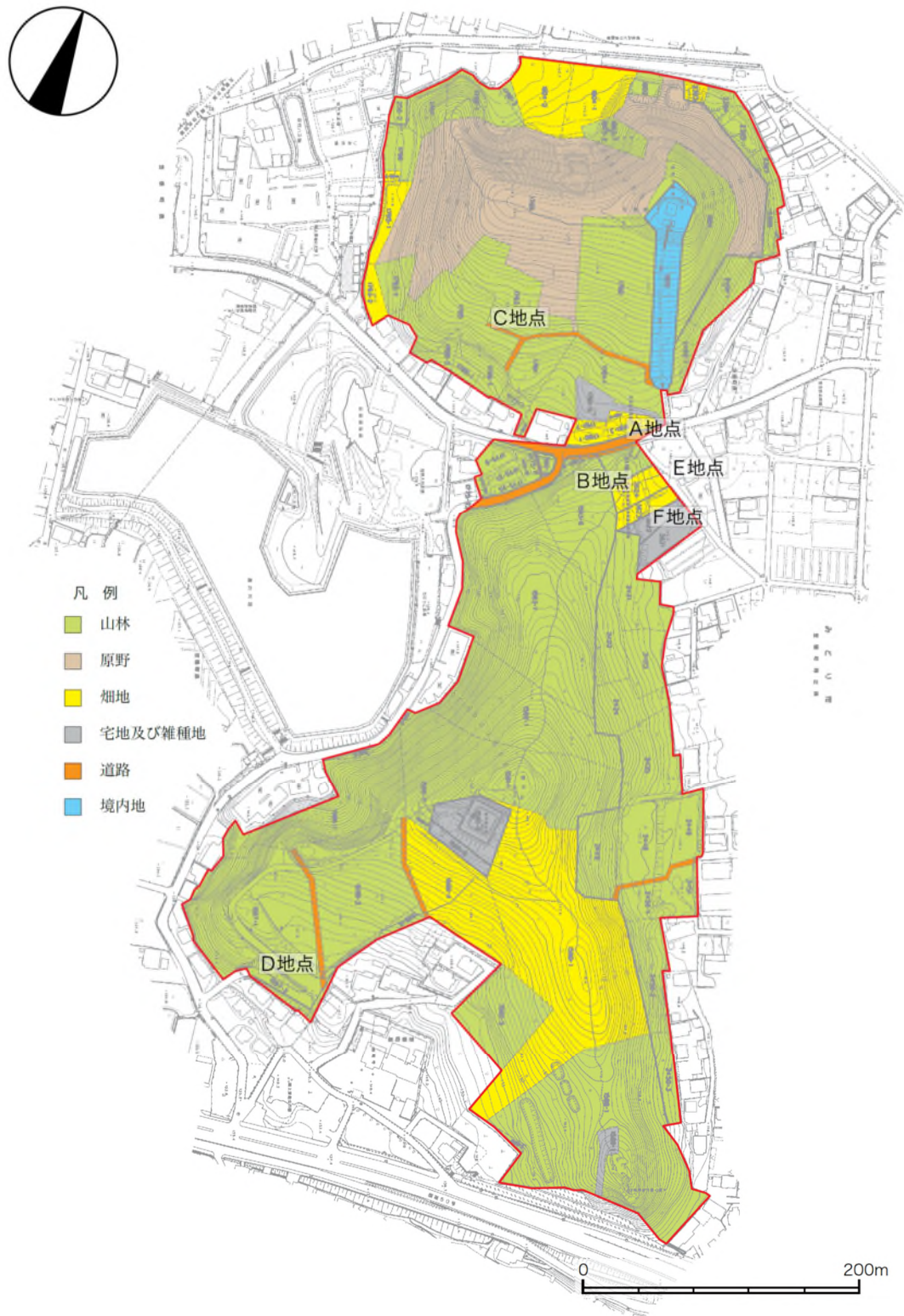


図 2-3-5 史跡岩宿遺跡の地目

(出典：『保存活用計画』)

5. 上位計画・関連計画

文化庁、群馬県やみどり市の計画のうち、岩宿遺跡に関する計画の関連図を図 2-3-6 に示す。

その中で、市の上位計画である『第2次みどり市総合計画』を含む、『みどり市教育大綱』『みどり市地域文化財総合整備計画』を本計画の上位計画とし、『みどり市都市計画マスタープラン』『みどり市地域防災計画』『みどり市環境基本計画』『みどり市観光振興計画』『みどり市生涯学習振興計画』を関連計画と位置づけた。

以下では、該当部分を抜粋すると共に、計画の概要と触れられた部分を解説する。

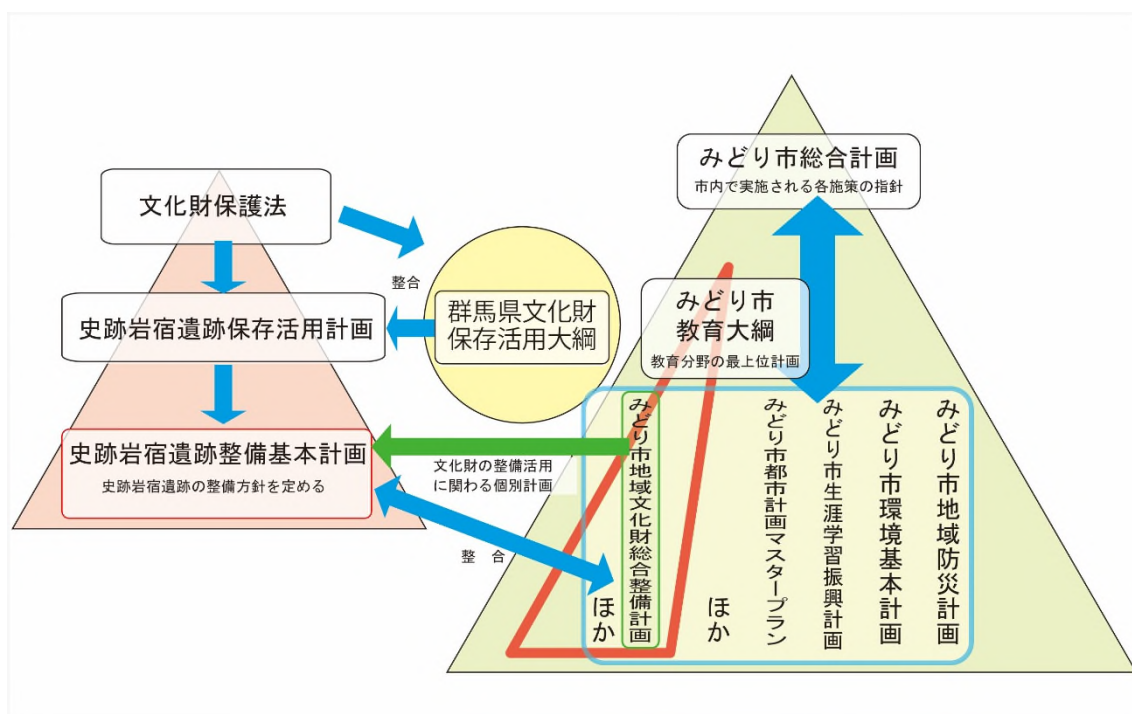


図 2-3-6 本計画の関連計画

（出典：『保存活用計画』に修正加筆）

（1）上位計画

1）第2次みどり市総合計画（平成30（2018）年8月策定）

『第2次みどり市総合計画』の計画年度は平成30（2018）年度から令和9（2027）年度の10か年である。

総合計画において市の文化財行政は、文化財が保護、活用され、親しまれることを目標とした。施策の方針として第一に取り上げられていることは、市内に所在する指定・登録文化財の歴史的・文化的価値を維持するため、適切に保存し後世に引き継ぐことである。

史跡岩宿遺跡については「史跡岩宿遺跡周辺が市民の憩いの場にもなるよう整備し、市民が文化財に親しむ機会と場を増やします」と、平成30（2018）年度からの10年間に市が取

り組む文化財行政の中の重要施策の1つに位置づけており（図 2-3-7）、本計画の策定はこれに基づくものである。

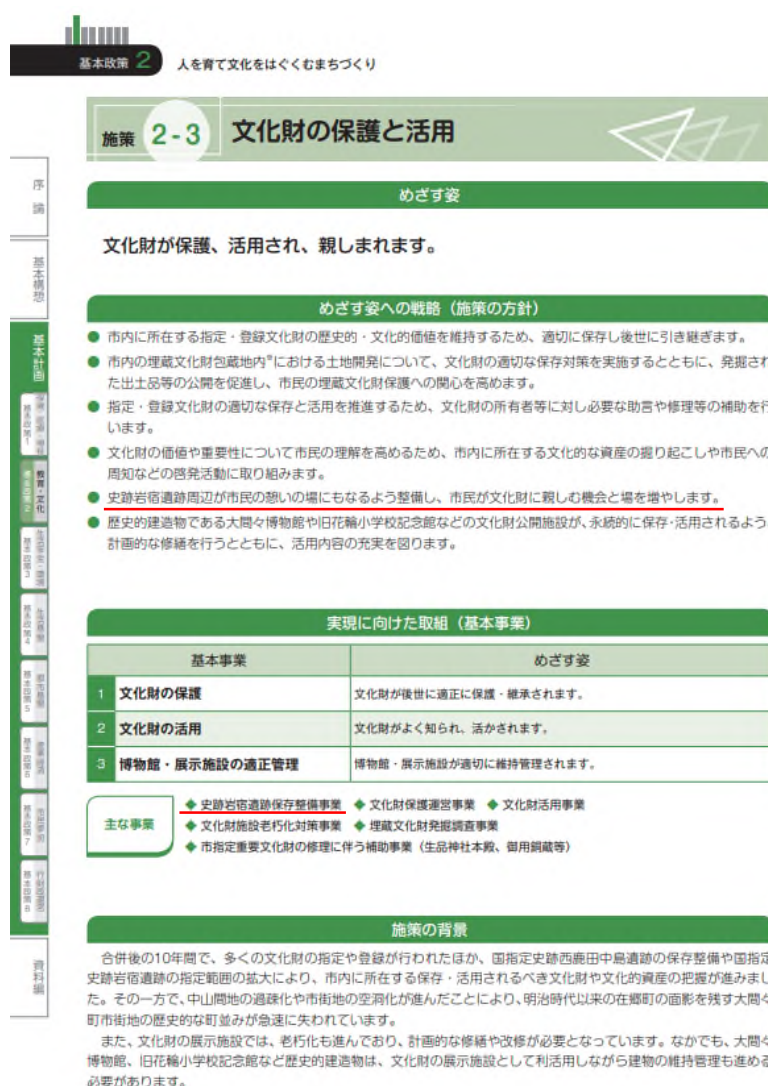


図 2-3-7 文化財の保護と活用

（出典：『第2次みどり市総合計画』）

2）みどり市教育大綱（平成 30（2018）年 10 月策定）

『第2次みどり市教育大綱』の計画年度は平成 30（2018）年度から令和 9（2027）年度の 10 か年度である。大綱の基本目標は『第2次みどり市総合計画』に基づくもので、施策となる「文化財の保護と活用」は、総合計画と同じ目標を掲げている。

3）みどり市地域文化財総合整備計画（平成 20（2008）年 3 月策定）

『みどり市地域文化財総合整備計画』はみどり市版「歴史文化基本構想」として策定された。平成 19（2007）年度に策定された『みどり市総合計画』（第1次）や、関連する計画を踏まえ、市内に所在する貴重な自然的及び歴史的文化遺産を保存整備し次世代に継承する

とともに、現代の生活に活用を図り、豊かな自然と歴史と文化にあふれるまちづくりに寄与するために計画された。特に、①市内の文化遺産を明確にすること、②文化遺産の整備活用を図ること、③住民参加による文化遺産の整備活用を図ることの3点が掲げられている。

この計画の中では、文化財の整備に関して文化財ネットワークの継続と展開、文化財を学ぶ場の提供と教育のネットワークへの展開、地域文化の保護が挙げられており、本計画においても文化財ネットワークと教育、保存の方向性を示していく必要がある。

（２）関連計画

１）みどり市都市計画マスタープラン

（平成 22（2010）年 3 月策定）

『みどり市都市計画マスタープラン』は、みどり市の都市計画に関する基本的な方針として策定された。計画期間は平成 42（2030）年度〔令和 12 年度〕までの概ね 20 年間としている。

史跡岩宿遺跡及び周辺部については、市全体の課題として取り上げられた 6 つの課題のうちの「周辺の自然環境と共生できる都市的土地利用の実現」と、地域の抱える主要な課題として取り上げられた 5 つの課題のうちの「南部における市街地と農地等の共生」が関連する課題として考えられる。

史跡岩宿遺跡の大半が属する阿左美地域の地域別構想でめざすべき将来像は「豊かな緑と歴史に彩られたにぎわいのまち」とされている。史跡岩宿遺跡及びその周辺部の土地利用の方針は、「自然環境保全ゾーン」として森林を中心とした自然的土地利用の保全を図り、観光や地域振興に資する施設の整備充実を推進すると位置づけられている（図 2-3-

8）。また、公園・緑地の整備方針として、史跡岩宿遺跡及び周辺は風致地区となっていることを踏まえ、自然と親しみ、歴史に触れることができる空間としての拡充整備を進め、本市の観光・レクリエーションの拠点としての機能の充実を図るとされている。

２）みどり市地域防災計画（令和 2（2020）年 6 月改正）

『みどり市地域防災計画』は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、みどり市の地域



図 2-3-8 阿左美地域のまちづくり方針

（出典：『みどり市都市計画マスタープラン』）

に係る災害対策全般に関し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、防災体制の万全を期することを目的として策定された。計画は、以下の4章によって構成されている。

- (1) みどり市及びみどり市の地域を管轄する公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱
- (2) 防災施設の新設または改良、防災教育及び訓練その他の災害予防計画
- (3) 災害応急対策に関する次の計画
 - ① 防災組織に関する計画
 - ② 災害情報に関する計画
 - ③ 災害活動に関する計画
 - ④ その他災害応急対策の計画
- (4) 災害復旧に関する計画

史跡岩宿遺跡は文化財であるとともに、約19ヘクタールの史跡指定地の大半は山林となっている。史跡が立地する稲荷山・琴平山丘陵はチャートや泥岩、結晶質石灰岩からなる古生層を基盤とし、古生層は琴平山で南西側から北東に重なりとされ（『笠懸村誌上巻』（1985））、このことにより丘陵の裾に急傾斜地が形成され、史跡内の7か所が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている。

本計画の策定にあたっては、「(2) 防災施設の新設または改良、防災教育及び訓練その他の災害予防計画」に示された計画のうち「土石流、地すべり及び急傾斜地崩壊災害危険区域予防計画」・「林野火災予防計画」・「指定及び登録文化財予防計画」を念頭に入れる必要がある。

「土石流、地すべり及び急傾斜地崩壊災害危険区域予防計画」・「林野火災予防計画」・「指定及び登録文化財予防計画」の実施内容を表2-3-2に示す。

表 2-3-2 みどり市地域防災計画内で史跡岩宿遺跡に関係ある計画内容

計画名	実施内容
土石流、地すべり及び急傾斜地崩壊災害危険区域予防計画	(1) 情報の内容 危険区域内における地表水、湧水、竹木等の傾斜等の有無、人家等の損壊等の現象などとする。 (2) 情報の収集及び伝達 災害の発生するおそれがある場合、又は気象警報等が発令された場合には、消防団、市職員及び行政区長等と連絡を密にし、情報の収集及び伝達を図るものとする。 (3) 降雨量の観測 測定値は市内6か所に設置の雨量計を参考とし、前橋地方気象台が発表した数値を使用する。
林野火災予防計画	林野火災は建物火災と異なり、交通、水利の便も悪く、発見、通報が遅れがちで急速な延焼拡大のおそれがある実態から、林野火災予防思想の普及徹底等、林野火災予防の徹底を図る。
指定及び登録文化財災害予防計画	教育委員会は、国、県及び市指定文化財について、火災、風水害等による滅失、き損を防止するため、国、県教育委員会、消防機関、警察機関と協力して所有者、管理者等に指導を実施するものとする。 (1) 防火管理の体制の指導 (2) 保存環境の整理整とんの実施指導 (3) 火の使用及び制限の指導 (4) 火災危険の早期発見とその箇所の改善指導 (5) 消火設備、警報設備等の設置指導 (6) 避雷装置の設置指導 (7) 消防用水の確保及び消防自動車進入道路の確保指導 (8) 防火壁、防火戸の設置指導 (9) 自衛消防組織等による訓練の実施指導 (10) 防火塀、防火帯を設ける措置等の指導 (11) 耐震強度に留意した所要の保存修理指導 (12) き損等の事故防止措置の指導

3) 第2みどり市環境基本計画（平成30（2018）年3月策定）

『第2みどり市環境基本計画』の計画年度は平成30（2018）から令和9（2027）年度の10か年である。この計画に定められたみどり市が目指す4つの環境像の1つに「歴史と伝統」が掲げられ、「岩宿遺跡や銅山街道などに代表される歴史的・文化的な伝統や慣習、史跡、建造物等も、本市の恵まれた環境を表現する重要なキーワードです」と位置づけられている。

「歴史と伝統」の環境像を達成させるための基本施策には「歴史・文化的環境の保全・継承」が掲げられ、文化財の保護と活用に向けての取組として、①学習機会の充実、②文化施設・観光施設としての利活用促進、③ボランティアの育成、④文化財の計画的整備の推進を行うものとされている。

その他、関連する主要施策には「生物の生息・生育環境の保全・再生」があり、その取組として「適切な地域指定の推進」が掲げられている。史跡内には市指定天然記念物カタクリ群生地が所在しているため、史跡の適正な保存管理を行うことにより、生物の生育環境の保全を図る必要がある。

4) みどり市森林整備計画（令和4（2022）年3月策定）

『みどり市森林整備計画』は、森林所有者の合意が得られた地区から森林施業の集約化を進め、路網の整備を行い、間伐等を推進するとともに、人工林の高齢級化が進んでいることを受けて主伐・再造林についても積極的に実施可能な地域づくりを進め、将来にわたって利用可能な森林資源の育成・確保を図っていく計画である。

この計画の中で岩宿遺跡は風致地区に指定されており、建築等の行為をしようとする者は、みどり市が定めた条例に基づき許可を受けなければならない。

また指定地内には、松くい虫による被害が見られる場合に、伐採を促進すべき小林班が設定されている（図2-3-9）。

5) みどり市生涯学習振興計画（令和4（2022）年3月策定）

『みどり市生涯学習振興計画』の計画期間は令和4（2022）年度から令和8（2026）年度の5か年である。

「いつでも、どこでも、だれでも、自由に学ぶことができる生涯学習活動を推進します」を基本理念とし、今後も市民が生きがいのある豊かな人生を送ることができるよう生涯学習推進に向けて、生涯学習の推進体制の基盤を整備し、その施策を明らかにしている。

岩宿遺跡に関しては、「岩宿遺跡や郷土の歴史について知識を深める」事業への要望や「岩宿遺跡を通して市を全国にアピールする」ことが期待されており、体験学習を中心に魅力ある企画や展示内容のアピールなども考えて行く必要があると指摘されている。

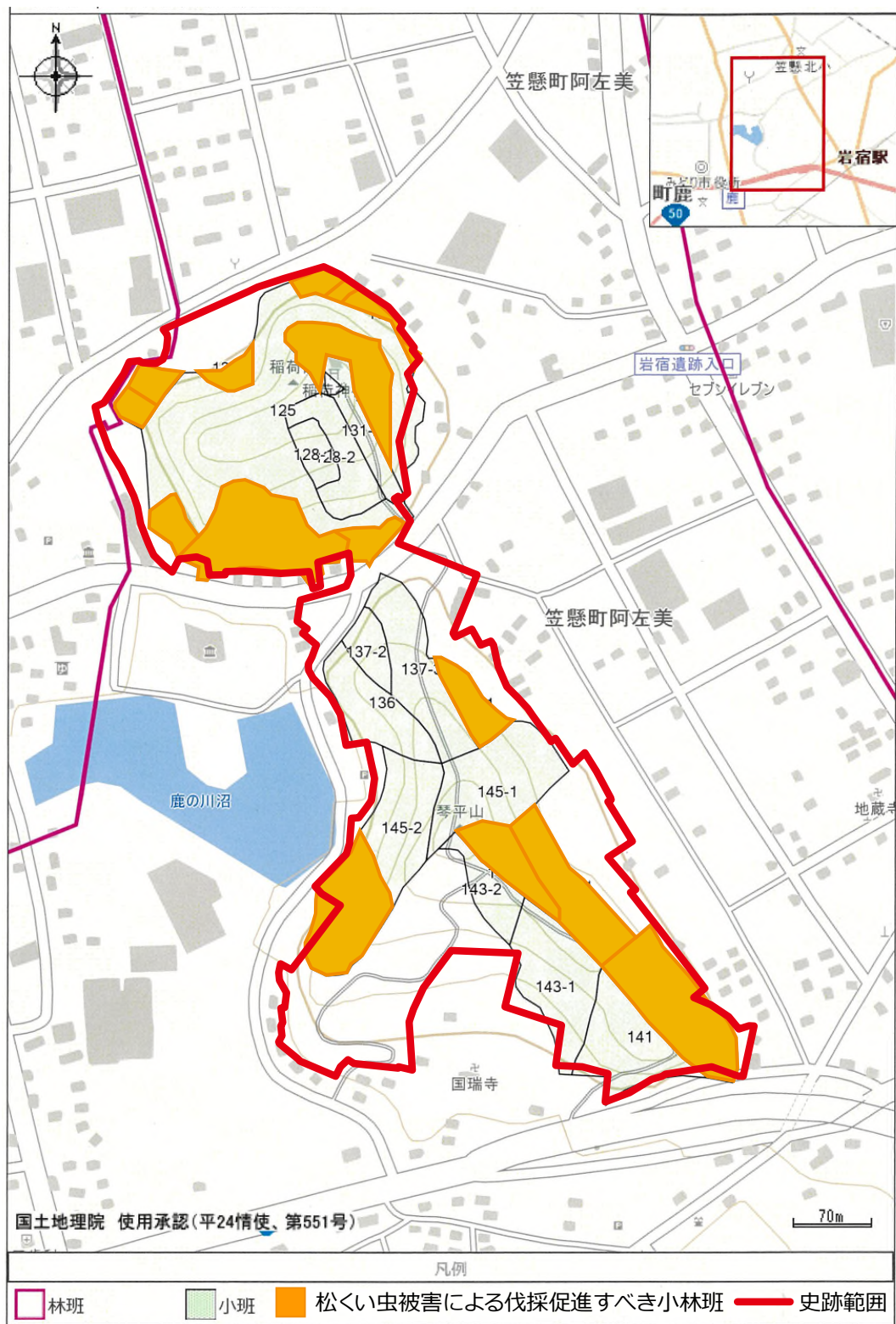


図 2-3-9 松くい虫被害伐採促進小林班

(『みどり市森林整備計画』を参考にマッピングぐんまより作成)

6. 法的規制

(1) 文化財保護法

岩宿遺跡は国史跡に指定されているため、史跡指定地内は文化財保護法の規制を受け、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行おうとする場合は、文化財保護法第125条に基づき、文化庁長官の許可が必要となる。また、岩宿遺跡の史跡指定地周辺は埋蔵文化財包蔵地となっている。

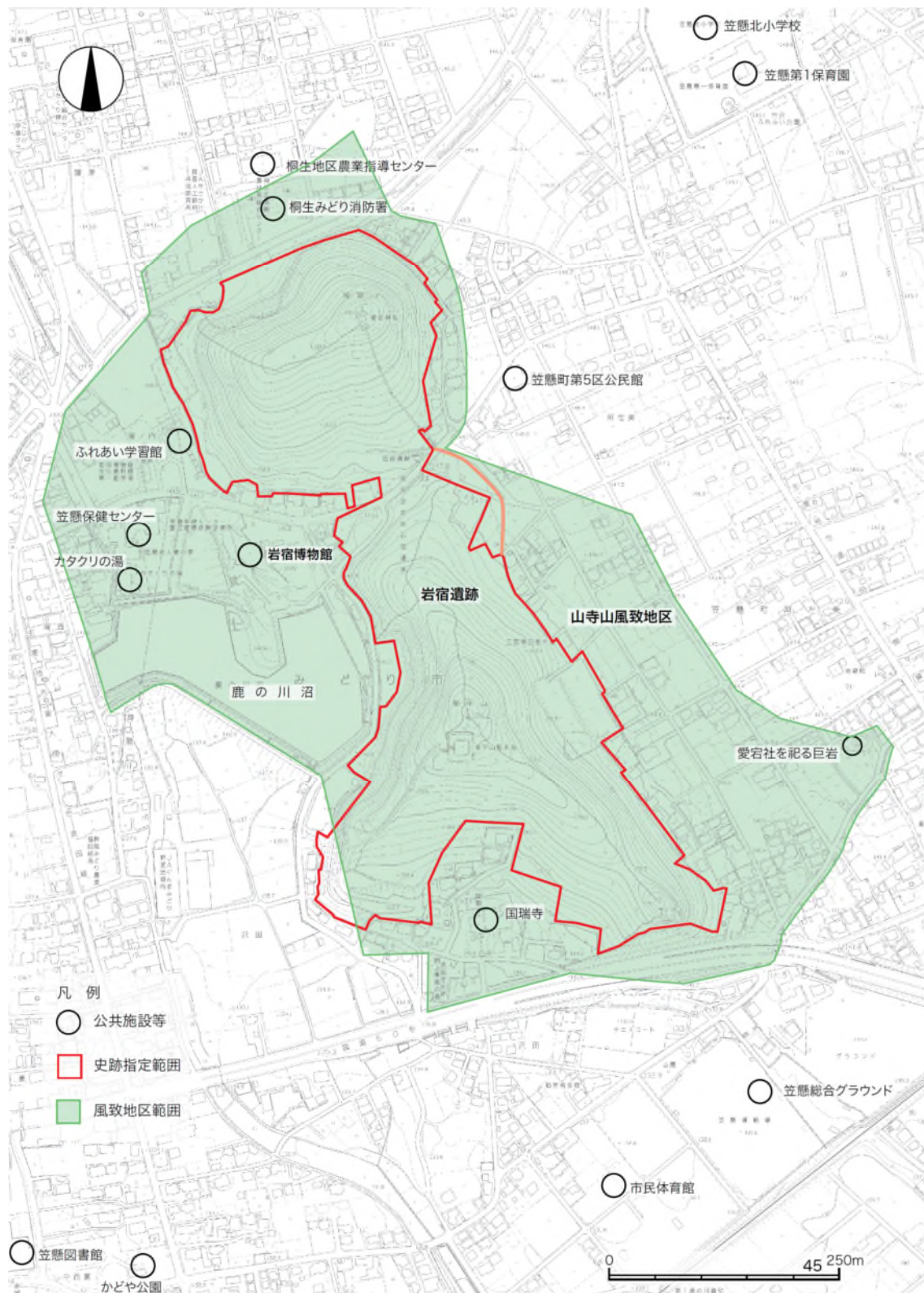
(2) 都市計画法（図 2-3-10）

史跡指定地の大半と周辺部は市街地化区域内にあり、「山寺山風致地区」に指定されている。地区内での次の行為は、みどり市長の許可を必要とする。

- ①建築物その他の工作物の新築、改築、増築または移転
- ②宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- ③木竹の伐採
- ④土石の類いの採取
- ⑤水面の埋立てまたは干拓
- ⑥建築物等の外装の色彩の変更
- ⑦屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（図 2-3-11）

指定地内及び周辺では、現在7か所の区域が土砂災害警戒区域並びに土砂災害特別警戒区域に指定されている。このうち4区域では、前面に民家が建ち並んでいる。



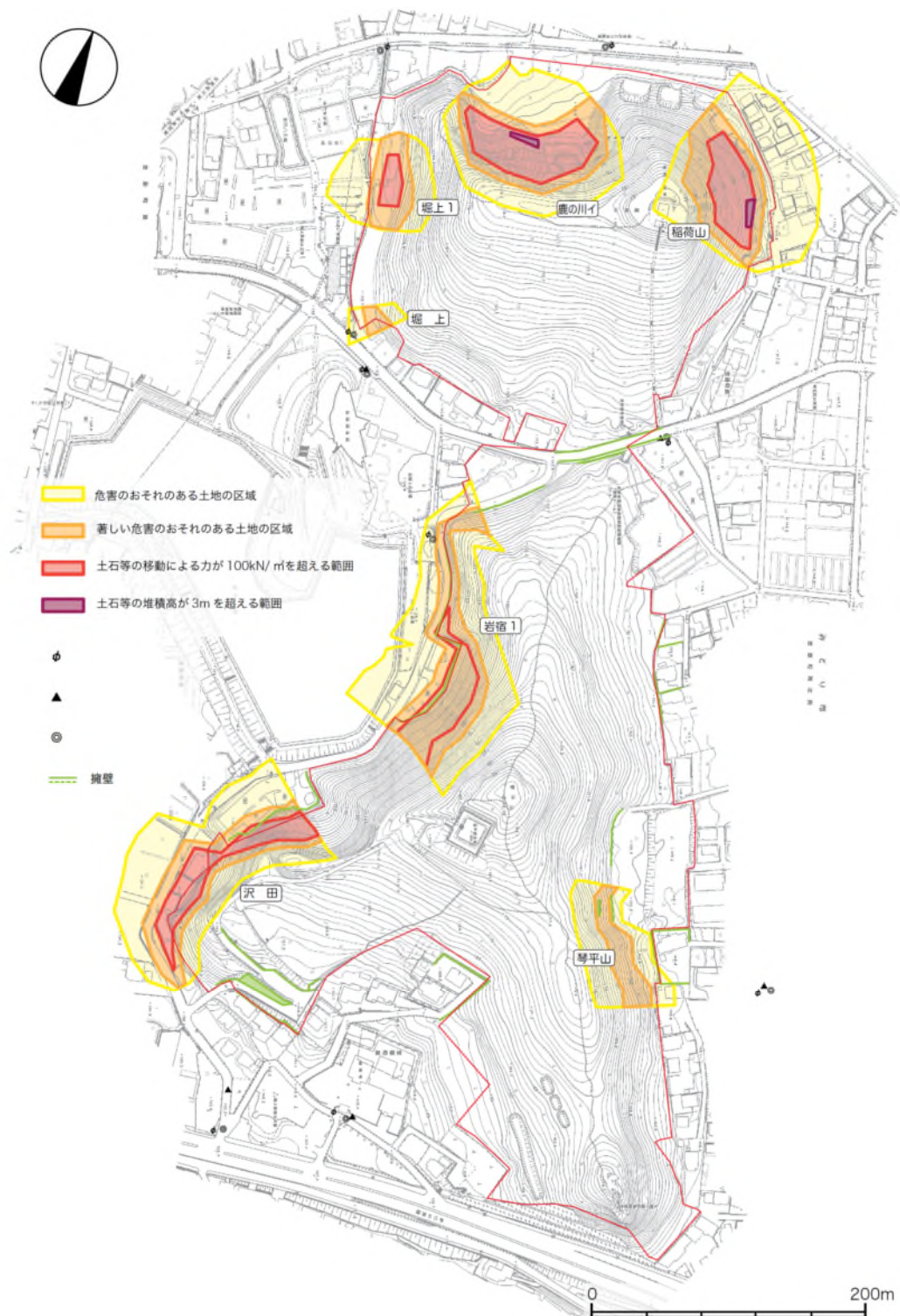


図 2-3-11 史跡岩宿遺跡における土砂災害警戒区域（縮尺：1/4,000）

（出典：『保存活用計画』）

7. 地域資源

みどり市は群馬県の東部に位置する田園都市であり、北には足尾山地が連なり、渡良瀬川の流れが南に平地をつくっている。豊かな緑の中に四季折々の花が咲き、遺跡や古い街並みが歴史を今に伝える（図 2-3-12）。



図 2-3-12 みどり市の観光マップ

(出典: 『みどり市観光ガイド いろどりみどり市』)

みどり市観光課では様々な目的に応じた観光のモデルコースを紹介しており、岩宿博物館を含む、地域にその名を残す岡登景能公の銅像といった歴史に触れ、鹿田山で里山ハイキングをするコースなども紹介している（図 2-3-13）。



図 2-3-13 岩宿遺跡を含む観光コース 歴史と里山ハイキングコース

（出典：『みどり市観光ガイド いろどりみどり市』）

第3章 史跡の概要及び現状と課題

第1節 指定の状況

1. 昭和54（1979）年の史跡指定

岩宿遺跡は、昭和54（1979）年8月17日に史跡指定された（図3-1-1）。指定理由と指定の範囲については、下記に示した指定通知書及び官報告示のとおりである。

（1）指定通知

庁保記第2の48号

笠懸村長（ほか41名）

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項の規定により、下記1の記念物を下記2によつて史跡に指定します。

昭和54年8月17日

文部大臣 内藤 誉三郎 印

記

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | (1) 名称 | 岩宿遺跡 |
| | (2) 所在地及び地域 | 別添のとおり(*) |
| 2 | (1) 指定理由 | |
| | (ア) 基準 | 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡1（遺物包含地）による |
| | (イ) 説明 | 岩宿遺跡は、赤城山東南方の小独立丘陵上に所在する旧石器時代の遺跡である。昭和21年丘陵の鞍部で旧石器が発見され、昭和24年の発掘調査によって多数の旧石器、炭化物等が出土した。日本文化の起源が旧石器時代にまで遡ることをはじめて立証した遺跡であり、しかも日本の旧石器のうちでも古い部類の石器群を含んでおり、日本歴史の黎明期のあり方を知る上で不可欠な遺跡である。 |
| | (2) 官報告示 | 昭和54年8月17日付け文部省告示第142号 |

（2）官報告示

昭和54年8月17日金曜日 第15775号

〔告示〕

○記念物を史跡に指定する件（文部142）

○文部省告示第142号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

名称	所在地	地域
岩宿遺跡	群馬県新田郡笠懸村大字鹿字溜ノ内	256番ノ2
	同 大字阿左美字沢田	1588番ノ1、1588番ノ5、1589番ノ1、1590番ノ1、1590番ノ4、1590番ノ5、1590番ノ6、1590番ノ7、1590番ノ8、1590番ノ9、1591番ノ1、1592番ノ1、1593番ノ1、1593番ノ2、1593番ノ5、1595番ノ2、1595番ノ5、1596番ノ1、甲1597番ノ1、甲1597番ノ2、1598番ノ2、1598番ノ8、1775番ノ9、1775番ノ10、1775番ノ11、1775番ノ20、1775番ノ21、1775番ノ22、1775番ノ23、1775番ノ24、1775番ノ25、1775番ノ26、1777番ノ1、1779番ノ1、1780番ノ1、1780番ノ2、1780番ノ3、1780番ノ4、1780番ノ5、1781番ノ1、1781番ノ2、1781番ノ3、1781番ノ5、1781番ノ6、1781番ノ7、1782番、1783番、1784番、1785番、1786番ノ1、1788番ノ1、1793番ノ1、1793番ノ2、1795番ノ1、1795番ノ2、1796番、1797番、1798番ノ1、1798番ノ2、1799番、1800番、1801番、1802番、1803番ノ1、1803番ノ2、1804番ノ1、1804番ノ2
	同 大字阿左美字岩宿	2383番、2384番、2385番、2387番、2388番、2401番ノ1、2402番ノ1、2418番ノ1、2418番ノ2、2421番、2422番、2423番、2424番、2425番、2447番、2448番、2449番、2450番ノ1、2450番ノ2、2450番ノ3、2451番、3624番 右の地域内に介在する道路敷を含む。

2. 平成 29（2017）年の追加指定

史跡岩宿遺跡は、平成 29（2017）年 10 月 13 日に平成 27（2015）年度から平成 28（2016）年度に重要遺跡の範囲確認調査を実施した地域が追加された（図 3-1-1）。平成 29（2018）年 10 月 13 日文化審議会後の文化庁の報道公開資料には次の説明がある。

「確実な旧石器時代の人工品として学界で広く承認された石器が出土し、我が国の人類文化の起源が旧石器時代にまで遡ることを初めて立証した遺跡。今回、条件が整った部分を追加指定する。」

また、平成 29（2017）年 9 月 1 日刊行の『月刊文化財』648 号には以下の詳細な指定理由が示されている。

「岩宿遺跡は、赤城山の東南方、渡良瀬川右岸地域の小独立丘陵上に立地する。丘陵の北部は稲荷山、南部は琴平山と呼ばれる。相沢忠洋が初めて石器を発見したのは、昭和二十一年頃、両丘陵を分ける鞍部に通る道路の切通しにおいてであったといわれている。

昭和二十四・二十五年の明治大学考古学研究室により、切通し北側の A 地点、南側の B 地点、稲荷山南西の C 地点が調査された。A 地点においては関東ローム層中の上下二層から土器を伴わない石器群を確認した。下層の岩宿 I 文化と呼ばれる石器群は楕円形の石斧二点のほか、搔器類・刃器状剥片・石核があつて、石材には主に頁岩が用いられている。現在岩宿 I 石器文化を包含する暗色帯の最上部には A T 火山灰が認められることがわかつ

ており、岩宿Ⅰ文化の年代は三万年前以前に遡ると考えられる。岩宿Ⅱ文化は、切出形ナイフ形石器を指標とする文化で、瑪瑙・頁岩・黒曜石・安山岩など多様な石材が用いられている。昭和四十四年にB地点において土砂採集が行われたことを契機として保存対策が検討され、昭和四十五・四十六年に東北大学文学部考古学研究室によりB地点・C地点、そして琴平山南西のD地点が調査され、B地点から関東ローム層中より石器が出土した。

岩宿遺跡は、我が国において確実な旧石器時代の人工品として学界で広く承認された石器を出土し、日本における人類文化の起源が旧石器時代にまで遡ることを初めて立証した遺跡として、昭和五十四年八月十七日に史跡指定された。

今回追加指定するF地点はA地点の南東約七〇メートルに位置する。みどり市教育委員会が平成二十七年度より重要遺跡として範囲と内容を確認する調査を行った結果、F地点の北半分で旧石器時代の遺物を包蔵する地層が残存し、二か所の試掘坑から旧石器時代の石器が出土した。旧石器時代遺跡としての岩宿遺跡がさらなる広がりを持つことを示すものである。よって、追加指定し保護の万全を図るものである。」

(注：引用元では、「昭和 45 年」、「南半分」とされているが、それぞれ修正した。)

追加指定の内容については、下記に示した指定通知書及び官報告示のとおりである。

(1) 指定通知

29 庁財第 225 号

(土地所有者名)

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により、岩宿遺跡について、別紙上欄に掲げる史跡に別紙下欄の地域を追加して指定します。

平成 29 年 10 月 13 日

文部科学大臣 林 芳 正 印

(官報告示 平成 29 年 10 月 13 日付け文部科学省告示第 143 号)

(2) 官報告示

平成 29 年 10 月 13 日金曜日 号外第 223 号 (2 分冊の 1)

[告示]

○史跡に地域を追加して指定する件（文部科学 143）

○文部省告示第 143 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄の地域を追加して指定したので、同条第 3 項の規定に基づく告示する。

平成 29 年 10 月 13 日

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
岩宿遺跡	昭和54年文部省告示第142号	群馬県みどり市笠懸町阿左美	3621番、3622番、3623番

* 表は関係部分のみ抜粋

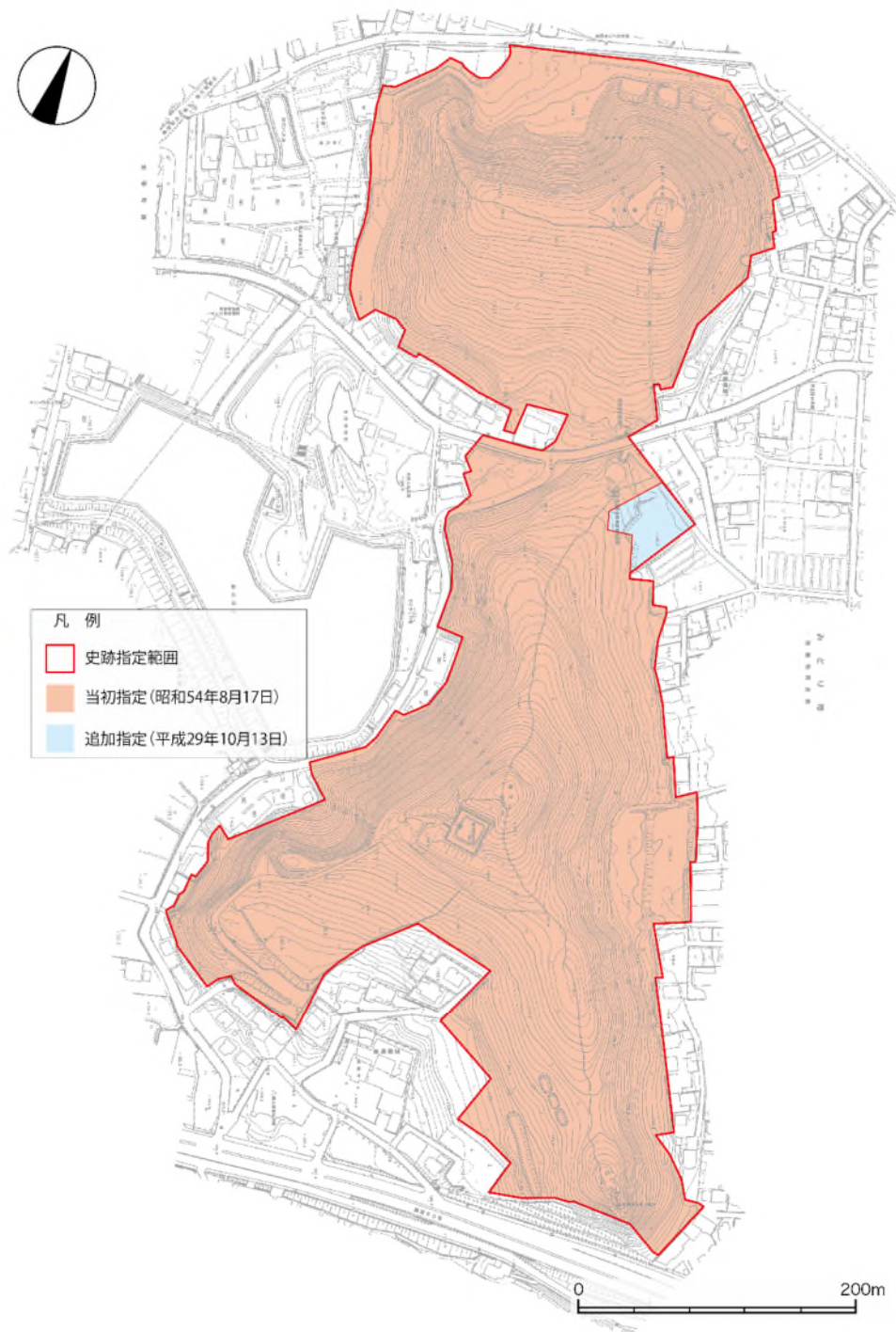


図 3-1-1 史跡岩宿遺跡の指定範囲（出典：『保存活用計画』）

3. 管理団体

岩宿遺跡の史跡範囲は、令和 4（2022）年 7 月 25 日付けでみどり市が管理団体の指定を受けている。なお、史跡内の公益的施設（道路、上水道配水池・送水管、電線・電柱、都市ガス）は、それぞれの管理団体が管理している。

第2節 史跡の概要

1. これまでの調査成果

相澤忠洋が岩宿小丘鞍部の関東ローム層中から黒曜石製の剥片を発見したことが契機となり、史跡岩宿遺跡が発見された。以下に岩宿遺跡の調査概要を記載する（表 3-2-1）。詳細は各報告書を参照されたい。

表 3-2-1 史跡岩宿遺跡 調査年表

年号	調査内容（調査箇所は図 3-2-1 を参照）
昭和 21 (1946) 年	相澤忠洋が岩宿小丘鞍部の関東ローム層中から黒曜石製の剥片を発見（岩宿遺跡の発見）。
昭和 24 (1949) 年	明治大学考古学研究室による予備調査（9 月）、第 1 次調査が実施され（10 月）、関東ローム層から石器が出土することが確認される。
昭和 25 (1950) 年	明治大学による第 2 次調査（4 月）。
昭和 31 (1956) 年	杉原荘介による報告書『群馬県岩宿発見の石器文化』が刊行される（9 月）。
昭和 35 (1960) 年	A 地点が群馬県指定史跡に指定される（3 月 23 日）。
昭和 45 (1960) 年	東北大学考古学研究室による B 地点、C 地点、D 地点の学術調査。
昭和 46 (1971) 年	東北大学考古学研究室による D 地点の発掘調査（4 月）。
昭和 54 (1979) 年	岩宿遺跡が史跡指定される（8 月 17 日）。
昭和 62 (1987) 年	史跡整備のため B 地点の現状変更、及び駐車場用地（E 地点）の発掘調査（7 月）。
平成 27 (2015) 年	重要遺跡の範囲確認調査として F 地点の発掘調査を実施（5 月～平成 28 年 12 月）。

（1）指定に至る調査成果

1）昭和 24（1949）年～昭和 25（1950）年の発掘調査（図 3-2-2）

岩宿遺跡 A 地点（写真 3-2-1）

昭和 24（1949）年 9 月の予備調査、同年 10 月の第 1 次調査、昭和 25（1950）年 4 月の第 2 次調査においては、A 地点において、上位から下位に向けて笠懸腐植土層（以下「笠懸層」）、以下関東ローム層となり、阿左見黄褐色細粒砂層（以下「阿左見層」）、岩宿暗褐色粘土層（以下「岩宿層」）、金比羅山層角礫質粘土層とにそれぞれ区分された。上位の阿左見層下半部から出土した石器群は、定型的な石器は切出形ナイフ形石器を中心としていた。岩宿層の出土石器に対し、小形で、石材はチャートとするものが多く、175 点の石器群の多くは、剥片や碎片、石核など石器づくりの工程で生じたものであった。これらの石器群は「岩宿Ⅱ石器文化」と呼ばれることになった。

中位の岩宿層から出土した石器群は 29 点で、阿左見層の石器群に対し大形のものが多く、

2 点の斧形石器（うち 1 点は刃部を磨いたもの）、石刃状の縦長剥片を素材とした基部加工のナイフ形石器、石刃状の剥片を中心とし、楔形石器、剥片、碎片、石核により構成されていた。石器群に用いられた石材は、頁岩が大半を占め、阿左見層の石器群とは対照的なものであった。これらの石器群は「岩宿Ⅰ石器文化」と呼ばれることになった。

A 地点の発掘調査は約 170 m²に及んだが、岩宿Ⅰ石器文化の石器群と岩宿Ⅱ石器文化の石器群はそれぞれ一定のまとまりをもち、遺物は A 地点の西南部の約 16 m²に偏って出土した。そして、岩宿Ⅰ石器文化の石器群は調査区域西南部の東寄りに、岩宿Ⅱ石器文化の石器群は西寄りにそれぞれ位置が少しずれた状態で見つかったと報告された。岩宿遺跡の発掘調査後しばらく経ってからこのように石器群がまとまって出土する状態は「ブロック」と呼ばれることになる。

なお A 地点では、岩宿Ⅱ石器文化の石器群の出土場所から数メートル離れた場所の、阿左見層中位から黒曜石の搔器が 1 点出土した。相澤忠洋が採集した槍先形尖頭器を含む黒曜石の石器との関連が予想されたが、単独での出土状態だったことから、出土層位を阿左見層中位または上半部の石器群に置く「岩宿Ⅲ？石器文化」と仮説的に呼称された。

A 地点では、石器群のほか、阿左見層・岩宿層から多数の礫や、岩宿層において多くの炭化物が見つかった。礫は関東ローム層中に自然の状態では見つからないことから遺跡内に人為的に持ち込まれたもの、炭化物は火を使った跡とそれぞれ考えられた。

岩宿遺跡 B 地点（写真 3-2-2）

B 地点は、相澤忠洋が昭和 21（1946）年から昭和 24（1949）年にかけて槍先形尖頭器や小形の石刃など主要な石器を採集した場所である。B 地点は、A 地点と同じ地層の堆積状況を示した。発掘調査にかなり多くの労力を使ったというが、表土から黒曜石製の小形の石刃が採集されたほか、岩宿層からチャートの剥片 1 点が出土したのみであった。



写真 3-2-1 A 地点予備調査
（明治大学博物館提供）



写真 3-2-2 B 地点調査
（明治大学博物館提供）

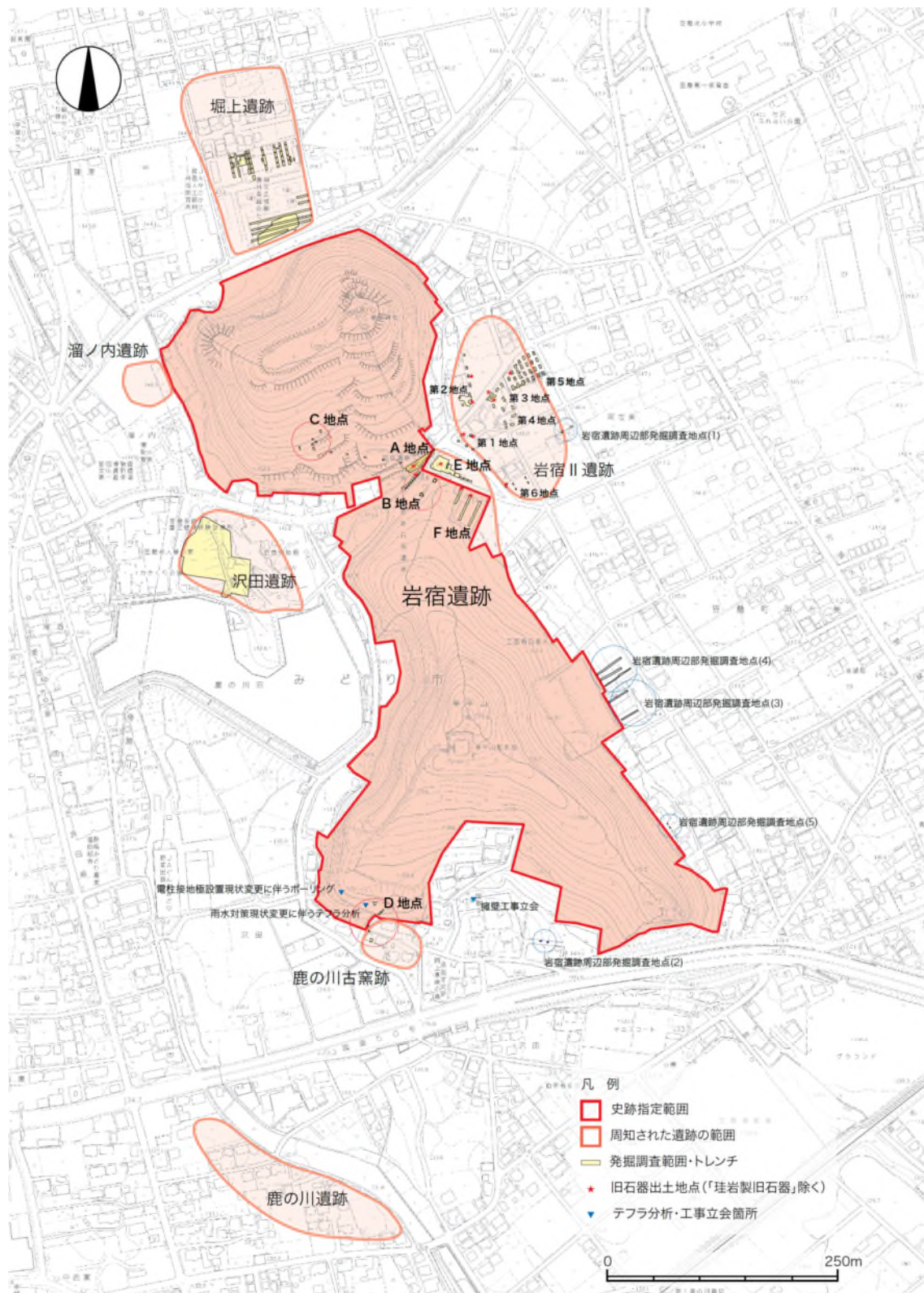


図 3-2-1 岩宿遺跡及び周辺遺跡の発掘調査トレンチ・発掘調査区
(出典:『保存活用計画』)

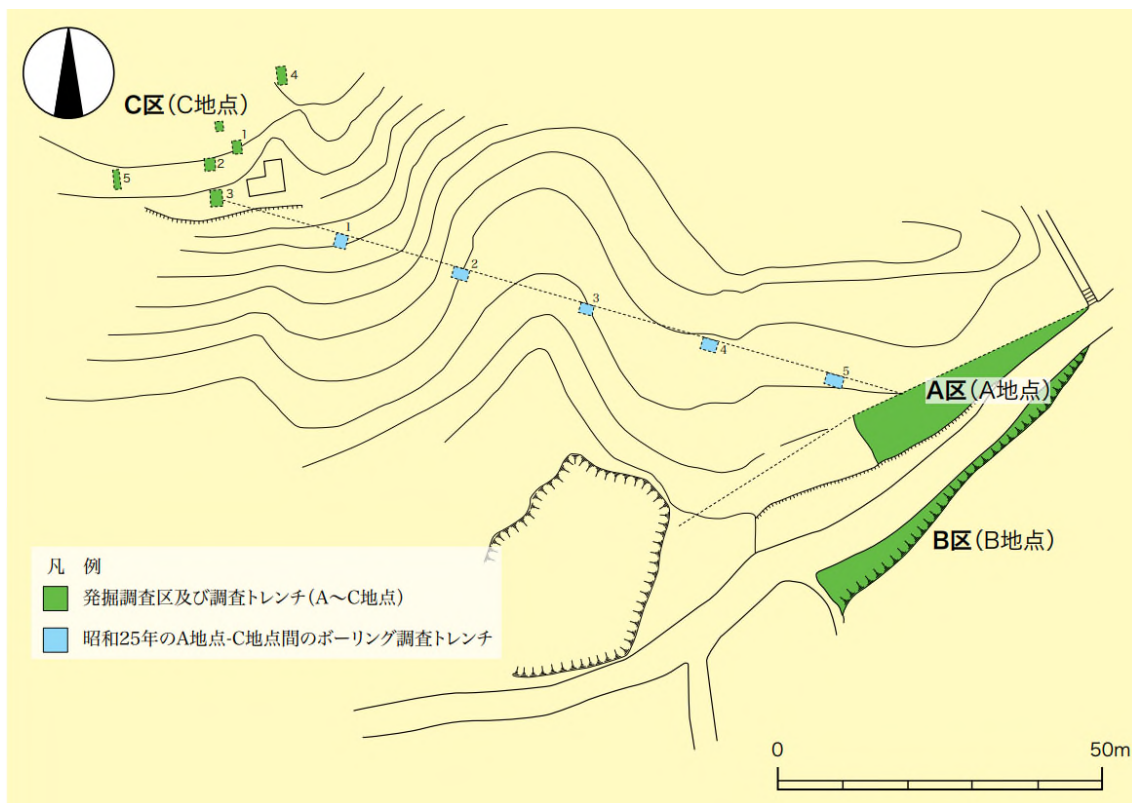


図 3-2-2 昭和 24 年（1949）及び 25 年（1950）の岩宿遺跡の発掘調査地点

（出典：『保存活用計画』）

岩宿遺跡C地点（写真 3-2-3～写真 3-2-4）

岩宿遺跡のA地点及びB地点の発掘調査中に招請された地質学者・古生物学者の鹿間時夫や高井冬二が、稲荷山丘陵の中腹のA地点の北西約 100 m 離れた場所で、縄文時代の土器や石器を採集したことから、この場所に 6 箇所の試掘坑を設け、遺物の出土状況や地層の堆積状況が調査された（C地点）。

C地点の地層の堆積状況は、笠懸層と阿左見層との間に移行層が介在するが、岩宿層や金比羅山層も認められ、A地点・B地点・C地点の3地点とも同じ地層の堆積状況を示すことが明らかにされた。また、昭和 25（1950）年の第2次調査において、A地点ーC地点間の地層確認調査が行われたが、同様の結果が得られた。

C地点では縄文時代の遺物が認められ、撚糸文土器、山形押型文土器、田戸Ⅰ式土器、茅山式土器といった縄文時代早期の土器や前期の諸磯B式土器等が出土し、石器では打製石斧・石鏃・石錐・石皿・磨石が出土した。

岩宿遺跡の発掘調査当時、撚糸文土器と山形押型文土器は最古の縄文土器の仲間とされ、出土した土器の半数以上は撚糸文土器の稲荷台式土器であった。縄文時代の遺物は最上層である笠懸層から出土し、最も下位から出土した稲荷台式土器も移行層のものであり、阿左見層や岩宿層から出土した土器片はなかった。このことから、A地点で出土した各石器文化の石器群は、C地点において出土した縄文文化の遺物に比べてはるかに古い時代の文化の

ものであることが明らかにされた。



写真 3-2-3 C 地点の発掘調査

(明治大学博物館提供)



写真 3-2-4 A-C 地点間の発掘調査

(明治大学博物館提供)

岩宿遺跡発掘調査の総括

- ① 関東ローム層中の石器群は、縄文時代に先行する石器時代の所産であること。そして、関東ローム層は洪積世（更新世）の堆積物と考えられており、岩宿遺跡出土の石器群を世界史的には旧石器時代のものに位置づけられる^(※1)。
- ② 関東ローム層中の層位を異にして出土した石器群は、岩宿Ⅰ石器文化→岩宿Ⅱ石器文化(→岩宿Ⅲ？石器文化)という段階差をもち、日本の縄文時代以前の石器時代(旧石器時代)は、段階差をもちながら長期にわたって継続していたことが明らかにされたこと。

昭和 24（1949）年から昭和 25（1950）年にかけて実施された発掘調査の総括は以上の 2 点に集約される。ほかに、岩宿遺跡の発掘調査では、地質や地形の専門家を招請し、遺跡の年代を決める地層についての調査を依頼しており、多田文男（当時東京大学理学部助教授）、鹿間時夫（後の横浜国立大学教授）、高井冬二（当時東京大学理学部助教授）らが岩宿遺跡及び周辺の地形模式図や書簡による見解を提供しており、日本の旧石器時代段階（岩宿時代）研究は端緒から学際的な研究が進められることになった。

また、岩宿遺跡の発掘調査で明らかにされた異なった石器群が層位的に出土したことは、岩宿時代の編年学的研究の端緒ともなり、岩宿遺跡で最も古い文化とされた岩宿Ⅰ石器文化よりもさらに古い石器文化がある可能性も十分に考えられることが示唆されたことは、その後さらに古い石器時代文化を調査していくきっかけともなった。

(※1) 岩宿遺跡の発掘調査からしばらくの間、わが国の考古学界では、日本列島における旧石器時代の存在について否定的な意見も多かった。杉原は、岩宿遺跡の調査報告書をまとめるにあたって、「岩宿遺跡出土の石器群を世界史的には旧石器時代のものに位置づけることに多分性がある」と慎重な言い回しをしている。

2) 相澤忠洋の採集資料

発掘調査のきっかけともなった相澤忠洋の採集資料は、杉原（1956）に槍先形尖頭器を含む8点が報告された。その後『群馬県史資料編1』（1988a）・『赤城山麓の旧石器』（1988b）において、相澤が昭和21（1946）年から約40年間にわたってA地点・B地点で採集した資料が報告された。採集資料は計31点、関東ロームの露頭や崩落土から採集したという。相澤の報告で示されたⅠ層、Ⅱ層、Ⅲ層は、それぞれ「笠懸層」、「阿左見層」、「岩宿層」に対応する（図3-2-3）。

採集地と出土層位が記載されたものでは、杉原の報告書に記載された8点の黒曜石製資料のうち5点はA地点のⅡ層下位に、槍先形尖頭器はB地点のⅡ層の出土と報告された。岩宿遺跡発掘調査後、A地点のⅢ層から局部磨製石斧1点、片刃礫器2点、B地点ではⅢ層から片刃礫器1点の出土がそれぞれ報告された。ほかに出土地点が示されていないが、Ⅱ層から2点の槍先形尖頭器、片刃礫器1点等が採集されたという。

相澤資料の位置づけは、杉原の報告と大きなちがいはないが、Ⅲ層の石器群に片刃礫器があることが注目される。

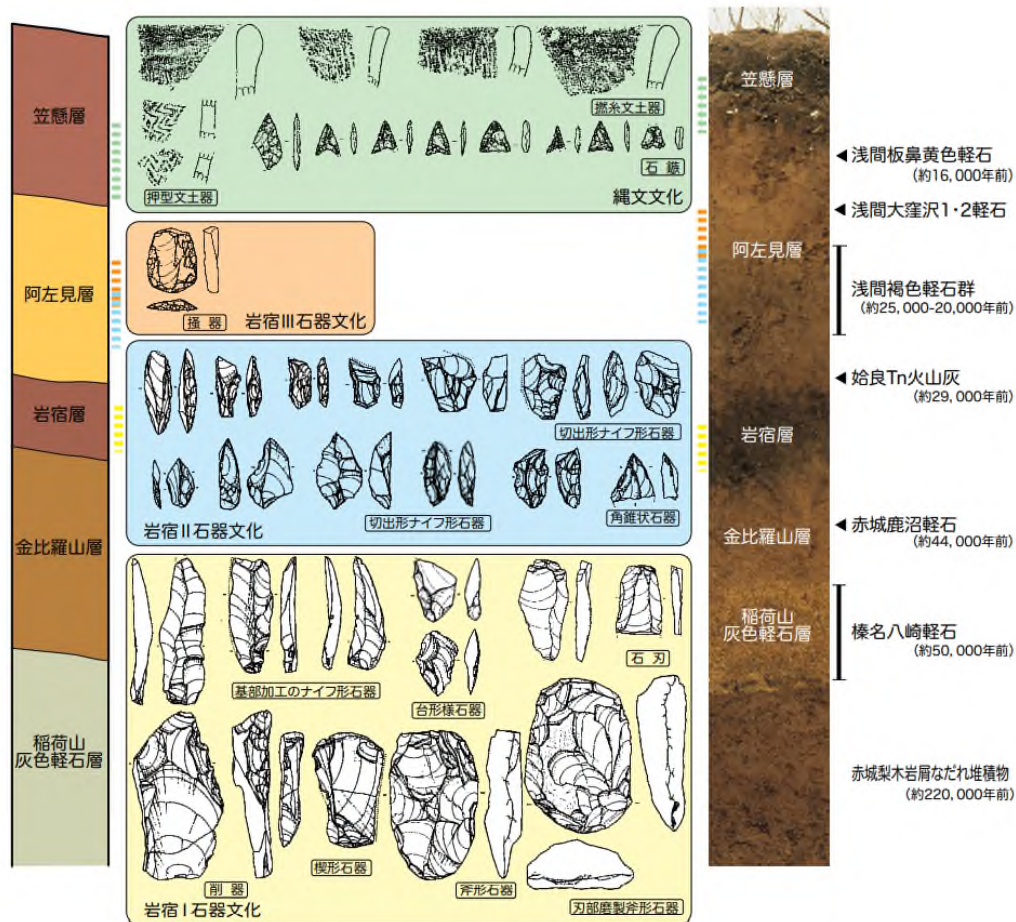


図 3-2-3 岩宿遺跡の基本土層と出土遺物（出典：『保存活用計画』）

3) 昭和 45 (1970) 年・昭和 46 (1971) 年の発掘調査 (図 3-2-4)

昭和 45 (1970) 年の発掘調査 (写真 3-2-5～写真 3-2-8)

昭和 45 (1970) 年の発掘調査は、3 月から 4 月にかけて B 地点と D 地点で東北大学考古学研究室により調査された。この調査で報告されたⅠ層、Ⅱ層、Ⅲ層は、それぞれ明治大学考古学研究室の調査によると、「笠懸層」、「阿左見層」、「岩宿層」に対応する。

B 地点は、前年の 7 月頃に B 地点において土砂採集が行われたことをきっかけに、緊急保存を行うための内容確認を目的として調査され、Ⅲ層から安山岩製の片刃礫器 1 点が出土したほか、昭和 24 (1949) 年・昭和 25 (1950) 年の発掘調査で金比羅山層角礫質粘土層とされた暗黒色ローム層から「珪岩製尖頭器」が 1 点出土し、これに「岩宿ゼロ文化」の名を与えた。

D 地点は琴平山南麓の斜面上に位置する。昭和 35 (1960) 年頃に琴平山頂部に配水池が造られ、管理用道路工事や土砂採集が行われたときにできた切り通しを相澤忠洋が踏査し、榛名八崎軽石層よりも下位のローム層中から 4 点の石器を発見し、これに「山寺山遺跡」の名を与えた (相澤・関矢 1988b)。相澤によると、山寺山遺跡出土の石器や相澤の所見に明治大学から東北大学日本文化研究所に籍を移した芹沢長介が大きな関心を示したことが調査のきっかけになったという (相澤・関矢 1988b)。昭和 45 (1970) 年の調査では、3 箇所の特レンチを設定して掘り下げ、八崎軽石層の下位で 29 枚に分層される岩宿ゼロ文化の資料を含む層が認められたが、基盤層まで達することができなかったという。



写真 3-2-5 相澤忠洋の主要な採集資料



写真 3-2-6 B 地点の発掘調査
(芹沢長介氏撮影)



写真 3-2-7 B 地点の調査トレンチ



写真 3-2-8 D 地点の発掘調査

(芹沢長介氏撮影)

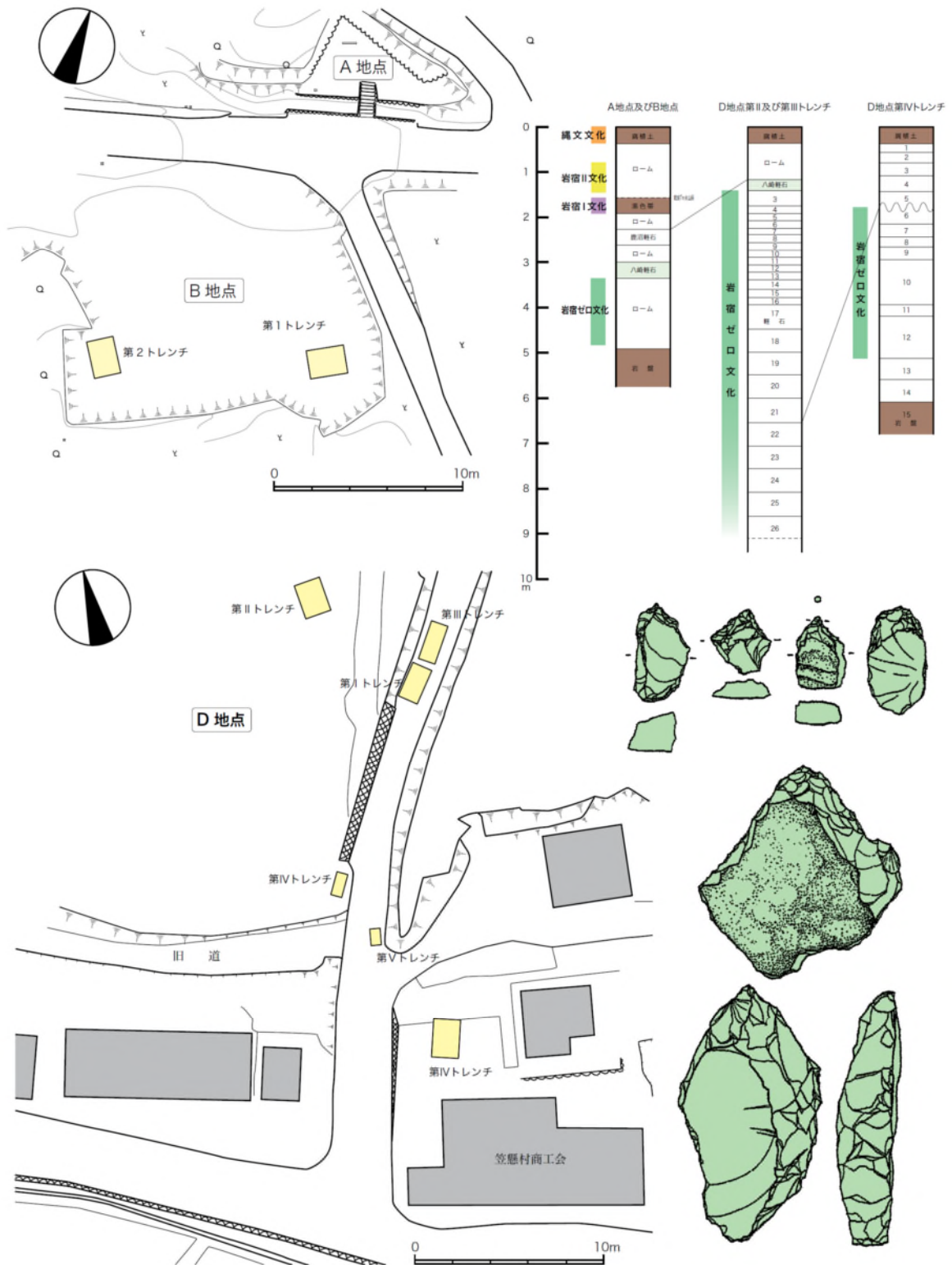


図 3-2-4 昭和 45 (1970) 年及び昭和 46 (1971) 年の岩宿遺跡の発掘調査地点、
基本層序及び出土資料
(出典:『保存活用計画』)

昭和 46 (1971) 年の発掘調査

昭和 46 (1971) 年の発掘調査は、笠懸村教育委員会が芹沢長介に調査を委託し、東北大学考古学研究室がC地点とD地点の調査を行ったもので、D地点においては岩宿Ⅰ石器文化よりも確実に古い石器時代の文化を追求することや、C地点では縄文時代早期の遺物出土層の精密な検討を行うことの学術的側面もあるが、この頃から検討された稲荷山・琴平山両丘陵全体を保存するために両丘陵における旧石器時代遺跡の広がりを押さえることも合わせて目的としていたと考えられる。

C地点の調査結果では、縄文時代早期の撚糸文土器（稲荷台式土器）は、ローム層直上の淡褐色土（明治大学調査の「移行層」に相当）から出土すると報告された。

D地点では、前年の3箇所のトレンチにおいて調査深度が基盤層まで達することができなかったことから、基盤がさほど深くない場所を選んで調査を行い、前年に29枚に分層した地層のさらに下位から11枚の岩宿ゼロ文化の資料を含む地層を検出し、基盤に達したという。出土資料の大半は琴平山丘陵の基盤をなす珪岩（チャート）を石材とし、上位では「尖頭石器」、下位では「チョッパー（片刃礫器）」が多いとされた。D地点の珪岩製資料は、約4万年前に降下したとされる榛名八崎軽石の下位から出土が認められ、赤城湯ノ口軽石以下の下部ローム層からも出土し、40,000～130,000年前の間に残されたと考えられた。なお、岩宿ゼロ文化の4層からは黒曜石の剥片が1点出土しており、遠方の黒曜石の産出地と岩宿ゼロ文化を残した人々が何らかの関わりを持ったことも予想された（芹沢 1971）。

4) 「岩宿ゼロ文化」をめぐって

岩宿遺跡D地点を中心とした「岩宿ゼロ文化」の出土資料をめぐっては、地質学者や考古学者から批判があった。主なものとして群馬大学教育学部地質学教室の新井房夫の批判を採りあげる。新井は、火山灰編年により相澤忠洋が赤城山麓で調査した石器群の出土層位と年代観を位置づけてきた研究者であり、明治大学が行った岩宿遺跡の第1次調査、第2次調査において岩宿遺跡に来訪している。

新井は、岩宿遺跡D地点が立地する琴平山（山寺山）の南西斜面部は幅広い谷地形を埋めた崖錐角礫層が発達し、出土資料はこの崖錐角礫層のほとんど全層から出土したものであり、出土資料を人工品とする分析値には、研究者の個人差がでるのではないかと指摘し、型式学や技術学の検討が必要であるとした。

芹沢は、地質学者のいう崖錐物の中にも立派な石器は残される例をあげ、自然破砕による石片と人工物の区別の方法については石片の剝離角を調べる外国の研究法を採りあげ、日本の旧石器における剝離の頻度を集計しており、それにより人工物とする主張が正しいことが証明されるであろうと反論した。

岩宿遺跡を含む北関東の珪岩製旧石器とされた出土資料が人工品であるかどうか未解決であり、「岩宿ゼロ文化」も世界史的な前期・中期旧石器時代に確実に遡れるものであるかも未解決である。珪岩製旧石器をめぐる研究課題は、人工品であることを証明していくため

に様々な石器の製作実験を行ったり、人が使ったことを証明していくために資料の細かな傷跡を調べる使用痕の研究を促進させていくきっかけともなった。

昭和 45（1970）年・昭和 46（1971）年の発掘調査については調査概報が当時の笠懸村教育委員会から刊行されているが（芹沢 1971）、膨大な数の資料があり、分析の途上であることから、正式な調査報告書は未刊行となっている。

5）岩宿遺跡の石器群の編年的位置づけ

昭和 24（1949）年及び昭和 25（1950）年の調査以降、岩宿遺跡の石器群は次のように位置づけられた。

A 地点の石器群は、古い地層ほど下位に堆積するという地層累重の法則に基づき、出土層位から、**岩宿Ⅰ石器文化→岩宿Ⅱ石器文化（→岩宿Ⅲ石器文化）**という段階差が確認された。

岩宿遺跡の発見・発掘調査以降、全国各地で旧石器時代の遺跡の発見や発掘調査が相次ぐようになり、これらの石器群も時間差を持っていることや、地域ごとに特徴的な形態を持つ石器群があることも明らかにされた。このような中で、芹沢長介により最初の日本旧石器時代石器群の編年案が示され、ナイフ形石器、槍先形尖頭器、細石刃のような特徴的な形態を持つ石器の遷り変わりから石器群の段階差を示すものであったが、岩宿遺跡における層位的な出土例が編年案のベースとなっている。

昭和 40 年代後半になると、トレンチ調査が主流であった旧石器時代の発掘調査が、大規模開発に対応する緊急発掘調査の側面が強くなり、調査面積も広く、より深い深度まで発掘調査の手が及ぶことになった。このことで、旧石器時代遺跡の全体が調査される例も増え、1 つの遺跡でどのように石器がつくられ、石器がどのように遺跡に残され、その結果、遺跡においてどのような生活の場面があったかなどを推定するなど研究の方法も多岐にわたるようになった。また、旧石器時代の石器群が超重層的に検出される調査例も増え、石器群の編年学的な研究方法も、単純な示準化石的な石器の移り変わりから、層位的に出土した石器群の各器種の組み合わせから段階差を検討していく方法に深化し、九州から東北地方まで広範囲に分布した始良 T n テフラを鍵層に石器の古さを全国的に対比することも可能になっていった。

日本における前期・中期旧石器時代の存在については現在においても論争が続いているが、現在 5 段階または 4 段階に区分される旧石器時代の後期段階（岩宿時代）の編年学的な段階差の中で、岩宿遺跡の石器群は次の段階にそれぞれ位置づけられ（ここでは 5 段階を採用する）（図 3-2-5）、岩宿Ⅰ石器文化の石器群が、古い段階（第Ⅰ期）の石器群であることについては多くの研究者間での見解が一致している。

岩宿Ⅰ石器文化：第Ⅰ期

石刃を素材とした粗略な基部加工を施したナイフ形石器、台形様石器、斧形石器等により構成される。

岩宿Ⅱ石器文化：第Ⅲ期

切出形ナイフ形石器、角錐状石器等により構成される。

岩宿Ⅲ石器文化：第Ⅳ期

槍先形尖頭器をもつ。ほかの遺跡の調査事例からナイフ形石器や搔器等を伴うことが判明している。

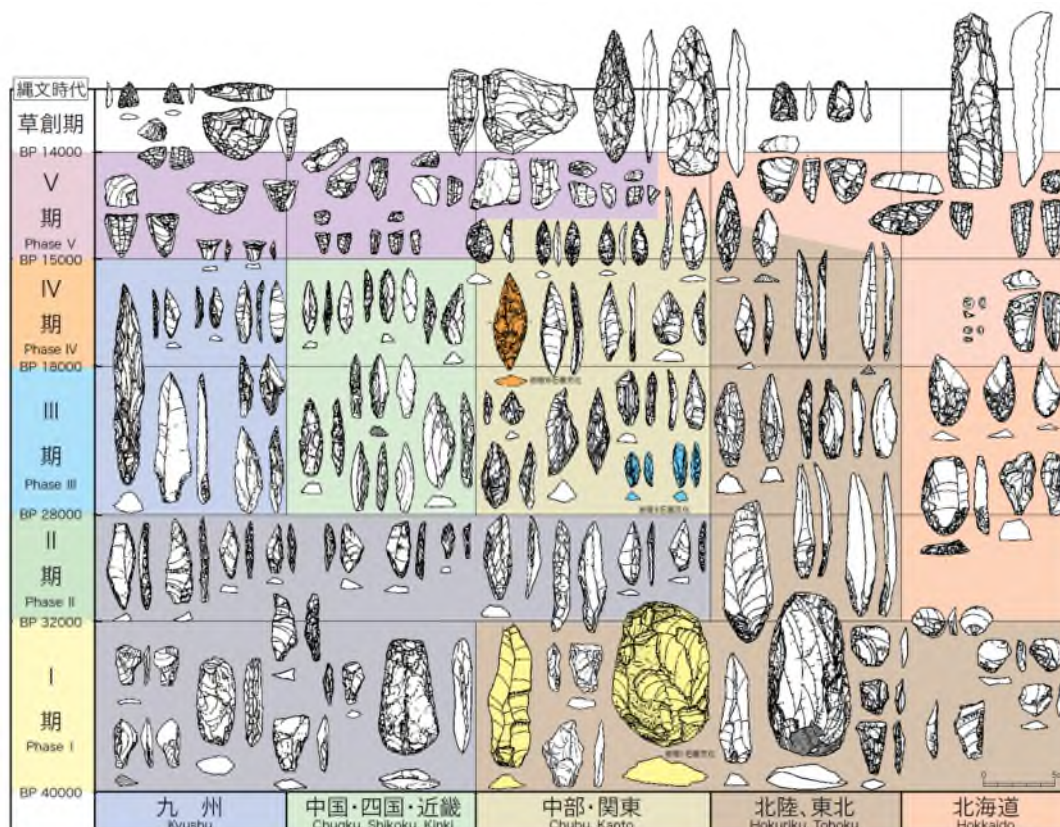


図 3-2-5 日本旧石器時代（岩宿時代）の編年
（『岩宿博物館 2017』を一部改変）

（２）史跡指定後の調査（図 3-2-6）

１）史跡整備に伴う E 地点の発掘調査

E 地点は、昭和 62（1987）年に B 地点の史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設（通称「岩宿ドーム」）の建設に伴い、駐車場の整備を行うために緊急発掘調査を行った地点である。道を挟んで B 地点に隣接した場所にあり、琴平山丘陵の裾として B 地点とは地続きである。

史跡指定地外での発掘調査であったため広範囲な発掘調査が行われることになり、岩宿Ⅰ石器文化及び岩宿Ⅱ石器文化相当の地層から、旧石器時代の石器群がそれぞれ場所を違えて出土した。始良 Tn 火山灰よりも下位の地層となる暗色帯（岩宿層）からは、ペン先形のナイフ形石器（台形様石器）を中心とする石器群が 1 か所の石器ブロックをもって出土し（写真 3-2-9）、多く出土した剥片や砕片等はチャートを中心としたもので、ナイフ形石器や使用痕のある剥片などの石材は、黒色安山岩やチャート、珪質頁岩などバラエティに富む。A 地点の岩宿Ⅰ石器文化の石器群が、基部加工のナイフ形石器や斧形石器を中心にし、石材が主に黒色頁岩を用いていたこととは対照的であった。阿左見層に相当する浅間板鼻褐色軽石群混じりの黄褐色ローム層では、切出形ナイフ形石器を中心とする石器群が 3 か所以上の石器ブロックをもって出土した（写真 3-2-10）。出土した石器群は、黒色頁岩やホルンフェルス石材として用いたものが多く、チャートを主な石材とした A 地点の岩宿Ⅱ石器文化の石器群とは対照的であった。

E 地点の調査では、岩宿時代の石器群が、B 地点のさらに東方に広がりを持って分布することが明らかになった。また、A 地点の石器群とは異なった構成の石器や石器に使われた石材の構成も異なることから、「第Ⅰ期」・「第Ⅲ期」と区分された時間内での時間差やそれぞれの石器群を残した人々の集団のちがいなどが想定されるものであった。

また、石器群がブロックを形成して出土し、調査位置が 1 点 1 点記録されたことで、接合資料の分析や石器の分布の分析を通じて、遺跡がどのようにかたちづくられたかや、遺跡で何が行われたか推定することも可能となった。

調査区は、岩宿ドーム来場者用の駐車場として整備するため、地層観察のベルトを残して埋め戻された。史跡の追加指定はされていないが、岩宿時代の遺物が十分残されている可能性があり、「今後保存を要する地域」として検討する必要がある。



写真 3-2-9 E地点暗色帯中の石器ブロック



写真 3-2-10 E地点浅間板鼻褐色軽石混じり層の石器ブロック

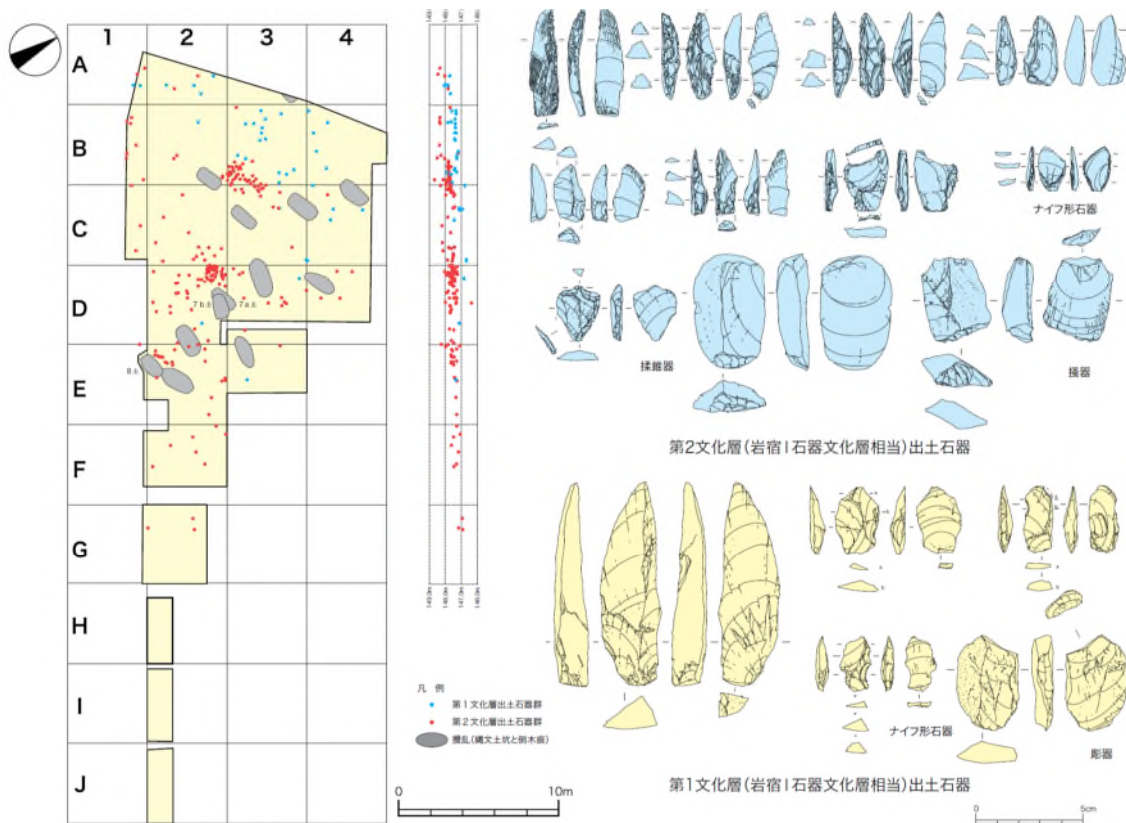


図 3-2-6 昭和 62 年（E 地点）の発掘調査区と出土石器（出典：『保存活用計画』）

2）岩宿遺跡 F 地点（図 3-2-7）

F 地点は、平成 27（2015）年から平成 28（2016）年にかけて重要遺跡の範囲確認調査を実施した地域である。B 地点の南東に隣接する工場跡で、昭和 40 年代に工場用地の造成や土砂採集が行われた。3 か所設定したトレンチのうちの 2 か所から、4 点の剥片と 1 点の礫器が出土し、岩宿時代の岩宿遺跡は B 地点のさらに南東に広がりを持つことが確認された。このことを受けて、平成 29（2017）年 10 月 13 日に追加指定された。

3) F地点の廃棄物撤去のための現状変更

令和元（2019）年6月4日から6月27日にかけて、平成27（2015）年からの重要遺跡の範囲確認調査で見つかった廃棄物を撤去するための現状変更を行ったところ、遺跡の形成に関する新たな知見が得られた。廃棄物が埋められたゴミ穴の壁面で地層観察を行ったところ、榛名八崎軽石層が確認できるものと確認できず礫混じり層となる場所があった。このことから、琴平山丘陵の東裾において岩宿面の形成時に浸食があり、より山際は榛名八崎軽石や赤城梨木岩屑なだれ堆積層に起因する暗赤褐色粘土層を残すが、F地点の東部からE地点ではこれらの地層が浸食されていたことが明らかにされた。すなわちF地点の東部からE地点にかけては、埋没谷を挟んだ東側に広がる岩宿面の平坦地とほぼ同時に地形面が形成されたことが理解されるに至った。

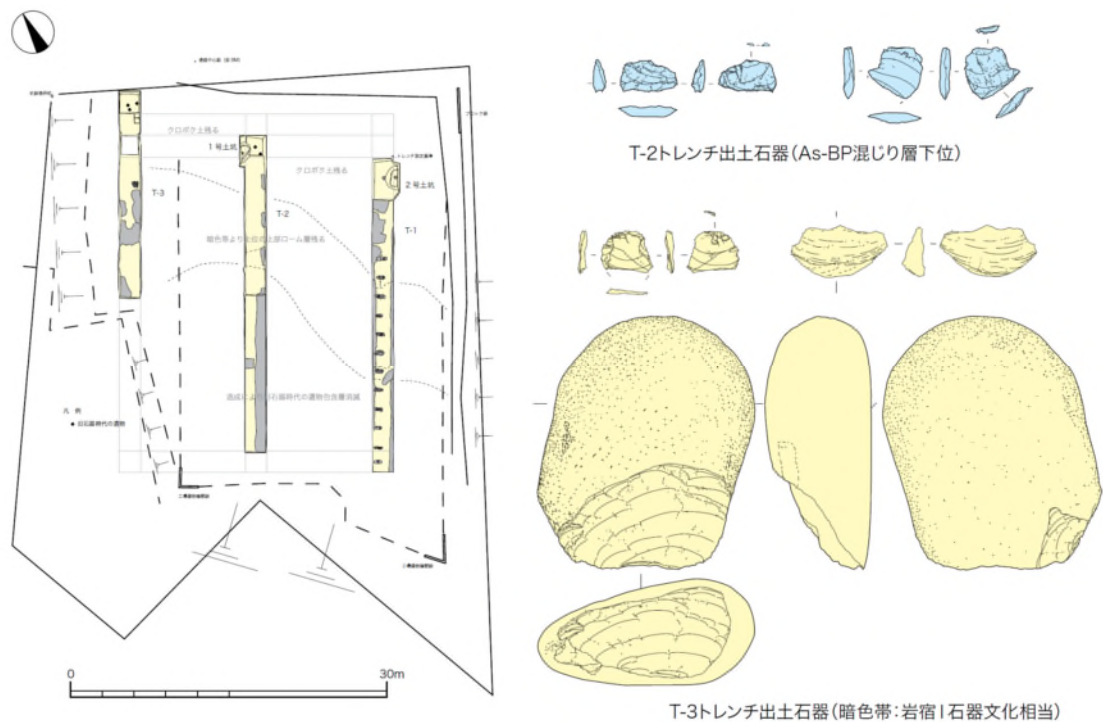


図 3-2-7 平成 27（2015）～平成 28（2016）年（F 地点）の発掘調査区と出土石器

（出典：『保存活用計画』）

(3) 岩宿Ⅱ遺跡の発掘調査

岩宿Ⅱ遺跡は大間々扇状地岩宿面に立地し、2つの丘陵との地形面を画している埋没谷を挟んだ東側に立地している。遺跡の北部は稲荷山丘陵と地続きとなっている。平成2(1990)年から平成22(2010)年にかけて、6地点が調査された(図3-2-1)。調査の結果5つの地点から旧石器時代の遺物が出土している。

第1地点

平成2(1990)年に、店舗の建築に伴いトレンチ調査を行ったところ、ナイフ形石器や斧形石器が各1点出土した。斧形石器の出土層位は、火山灰分析により岩宿Ⅰ石器文化に相当する地層とされた(写真3-2-11)。

第2地点

平成4(1992)年に個人住宅の建築に伴いトレンチ調査をしたところ、浅間板鼻褐色軽石群混じりの黄褐色ローム層から礫器1点(写真3-2-12)、暗色帯から基部加工のナイフ形石器1点がそれぞれ出土した。



写真3-2-11 岩宿Ⅱ遺跡第1地点
暗色帯斧形石器出土状況



写真3-2-12 岩宿Ⅱ遺跡第2地点
浅間板鼻褐色軽石層混じり層礫器出土状況

第3地点

平成 13 (2001) 年に、工場の建設に伴い、トレンチ調査をしたところ 2 か所のトレンチから岩宿時代の遺物が出土した。調査箇所は平成 9 年のガス管設置工事の立会調査で礫器 1 点が出土した場所に近接し、岩宿時代の石器群の広がりが予想されたことから調査を行ったもので、岩宿時代の遺物が出土した 1 か所のトレンチを拡張し、石器ブロックの完掘を行った。黄褐色ローム層の上位（浅間大窪沢軽石混じり層）を中心に検出され、チャート製の石刃や剥片類を中心としていた。その他特筆される石器として、相澤忠洋が岩宿遺跡 B 地点で採集したとされる槍先形尖頭器と同型式の石器（槌状剥離を有する尖頭器）1 点や黒曜石製のナイフ形石器や搔器が出土しており、岩宿時代第Ⅳ期（杉原が「岩宿Ⅲ石器文化」として想定した石器群）に比定されるものであった。

第4地点

平成 13 (2001) 年に店舗兼個人専用住宅建築のため、トレンチ調査を実施した。縄文時代の土坑が 1 か所検出された。岩宿時代調査のための関東ローム層の掘り下げは行っていない。

第5地点（写真 3-2-13）

平成 14 (2002) 年に、地区公民館建設のため、トレンチ調査を実施した。西に隣接した第 3 地点の岩宿時代の石器群の広がりを確認するため、25 か所のトレンチを設定した。岩宿時代の石器群は 1 か所のトレンチから検出され、黒色頁岩の石刃や石刃を切断したナイフ形石器の出土が認められ、日本の旧石器時代第Ⅳ期に相当すると考えられる。岩宿時代の石器は調査区域全体の西側から出土したことにより、岩宿時代遺跡としての東側に広がる限界は押さえられたと考えられた。

第6地点（写真 3-2-14）

平成 22 (2010) 年に、個人住宅の建築のため、トレンチ調査を実施した。2 か所のトレンチから黒色頁岩の碎片 2 点と石核 1 点、輝石安山岩の敲石 1 点が出土した。当初は周知の遺跡の範囲とされていなかったが、調査の結果を踏まえ、岩宿時代遺跡としての岩宿Ⅱ遺跡が南に広がることが明らかにされた。

埋蔵文化財保護行政上、史跡指定地と駐車場及び緑地となっている E 地点を含む地域を「岩宿遺跡」、史跡の東の隣接地を「岩宿Ⅱ遺跡」と呼称しているが、E 地点の発掘調査と岩宿Ⅱ遺跡の 6 つの地点の発掘調査により、岩宿時代の石器群は、稲荷山・琴平山両丘陵の鞍部（A 地点や B 地点付近）と稲荷山丘陵東裾に谷頭を持つ谷地を取り囲むように広がっていたことが想定されるにいたった。

岩宿Ⅱ遺跡では、現在、石器ブロックが確認されているのは、第 3 地点と第 5 地点であり、出土した石器群は昭和 24 (1949) 年から昭和 25 (1950) 年にかけての発掘調査において「岩

宿Ⅲ？石器文化」と仮説的に呼称された石器群の内容を示していた。岩宿Ⅱ遺跡では、そのほかに基部加工のナイフ形石器や斧形石器など岩宿Ⅰ石器文化にあたる石器群や、礫器が岩宿Ⅱ石器文化にあたる層位からも出土しており、未調査の地域において岩宿Ⅰ石器文化や岩宿Ⅱ石器文化の石器群がブロックをなして包蔵されている可能性が有望である。今後の発掘調査や研究が進展していくことにより、岩宿遺跡の各地点の石器群との有機的な関係を明らかにされていく地域である。



写真 3-2-13 岩宿Ⅱ遺跡第5地点
石器出土状況



写真 3-2-14 岩宿Ⅱ遺跡第6地点
石器出土状況

（４）岩宿遺跡の周辺遺跡の発掘調査（図 3-2-1）

岩宿遺跡の周辺部では、岩宿Ⅱ遺跡のほかに、堀上遺跡・沢田遺跡・鹿の川遺跡が発掘調査されている。これら3遺跡は、大間々扇状地の新規の扇状地面（大間々面・藪塚面）に立地しており、関東ローム層の堆積が認められる場所もあるが、最も古いものでも縄文時代草創期までの遺物となっており、岩宿時代の遺物の出土は今のところ認められていないことから、周辺部を含んだ岩宿時代の遺跡として保存を検討していく地域は、岩宿遺跡と岩宿Ⅱ遺跡となろう。

2. これまでの整備事業

昭和 35 (1960) 年に岩宿遺跡A地点が群馬県指定史跡に指定され、史跡岩宿遺跡の整備が本格的になった。以下では岩宿遺跡での主要な整備事業の概要を記載する (表 3-2-2)。

表 3-2-2 岩宿遺跡整備年表

年表	主な整備事業
昭和 29 (1954) 年	相澤が新田郡笠懸村教育委員会に論文「岩宿縄文文化以前文化遺跡」を提出。(笠懸村はこの頃から史跡の保存を検討か?)
昭和 31 (1956) 年	岩宿遺跡A地点の群馬県指定史跡への申請手続きが本格化する。
昭和 35 (1960) 年	A地点が群馬県指定史跡に指定される (3月23日)。
昭和 42 (1967) 年	A地点の環境整備。
昭和 44 (1969) 年	B地点において土砂採集が行われ、岩宿遺跡の保存が緊急課題となり、史跡指定への動きがはじまる。
昭和 45 (1970) 年	B地点の公有地化、覆屋・トイレの整備
昭和 46 (1971) 年	A地点の公有地化、B地点の保護のための環境整備 (昭和 45 年度事業)
昭和 48 (1973) 年	相澤による『岩宿の発見』が刊行され、岩宿遺跡の見学者が増加する。
昭和 49 (1974) 年	B地点に音声ガイダンス機器を設置。
昭和 50 (1975) 年	A地点出土石器が「岩宿遺跡出土品」として重要文化財に指定される (6月12日)。史跡指定事務を再開。
昭和 54 (1979) 年	岩宿遺跡が史跡指定される (8月17日)。 先行取得による用地購入を実施 (昭和 57 年度まで)。
昭和 57 (1982) 年	史跡岩宿遺跡保存整備事業を開始。
昭和 58 (1983) 年	史跡の植生調査 (3月、8月、10月)。
昭和 59 (1984) 年	史跡岩宿遺跡保存整備基本計画の策定 (9月)。
昭和 61 (1986) 年	史跡岩宿遺跡保存整備基本設計の策定 (6月)。
昭和 62 (1987) 年	史跡近郊に資料館建設予定地を購入 (2月)。 史跡岩宿遺跡保存整備実施設計の策定、史跡整備のためB地点の現状変更、及び駐車場用地 (E地点) の発掘調査 (3月)。
平成元 (1989) 年	資料館用地の追加購入 (11月)
平成 2 (1990) 年	B地点の保存修理が完成。史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設 (「岩宿ドーム」) が供用開始 (1月12日)。
平成 3 (1991) 年	(仮称) 史跡岩宿遺跡資料館建設工事の着手 (3月)
平成 4 (1992) 年	笠懸野岩宿文化資料館 (現 岩宿博物館) 開館 (10月1日)。
平成 6 (1994) 年	琴平山南端巨岩の崩壊防止 (国道 50 号線の安全対策) と展望所の設置、D地点南側の雨水対策工事 (10月)。
平成 7 (1995) 年	史跡一博物館間の遊歩道整備 (3月)。稲荷山カタクリ群生地来場者増加により、史跡・群生地保護のための遊歩道整備 (7月)
平成 9 (1997) 年	地形保護と修景のため稲荷山北西麓にコナラを植栽 (3月) E地点出土石器が「岩宿遺跡駐車場地点出土石器」として笠懸町指定重要文化財となる (8月1日)。 都市ガス管敷設工事が史跡内で実施される (10月～平成 10 年5月)。 琴平山南側の上水道配水池管理道路の擁壁崩壊、擁壁改修 (9月～12月)。
平成 10 (1998) 年	琴平山南側の安全対策のため、前年度に引き続き擁壁の付替と排水設備の改良工事 (12月～平成 11 年5月)。
平成 11 (1999) 年	岩宿遺跡A地点標柱の建替 (3月)。
平成 20 (2008) 年	ダウンバーストにより史跡内の樹木が 27 本倒れる (7月25日)。
平成 29 (2017) 年	F地点が史跡に追加指定される (10月13日)。
令和 2 (2020) 年	国庫補助事業により追加指定地を用地購入。 史跡岩宿遺跡保存活用計画の策定 (3月)。
令和 3 (2021) 年	史跡岩宿遺跡保存整備基本構想の策定

（１）周辺開発の顕在化と史跡指定の検討

昭和 21（1946）年に史跡岩宿遺跡が発見され、昭和 35（1960）年 3 月 23 日に主要な岩宿時代の遺物が出土した A 地点（写真 3-2-15）が群馬県指定史跡に指定されたが、昭和 30 年代後半から経済の発展に伴い国内各地で大規模な開発が進められるようになり、開発と埋蔵文化財の保護との問題が顕在化するようになった。岩宿遺跡及び周辺においても、昭和 40 年代に、琴平山の南裾を通過する国道 50 号線桐生バイパスが建設され、周辺の宅地化が進むなどの開発行為が進められるなか、昭和 44（1969）年に主要な調査地点の 1 つである B 地点において土砂採集が行われた。

このことを契機に B 地点の公有地化を進めるとともに、岩宿小丘全体において学術調査を実施し、岩宿時代の広がり把握することや小丘全体を保存することが検討されるに至った。

（２）群馬県指定史跡時代の岩宿遺跡の保存整備（A 地点・B 地点）

群馬県指定史跡への指定後、昭和 41（1966）年度に群馬県の補助を受け、A 地点の環境整備工事を実施し、石碑、標柱、説明板、地層保護のための石積みが整備された（写真 3-2-16）。また、昭和 44（1969）年度には A 地点並びに B 地点の公有地化、B 地点の関東ローム層の露出展示保護のための覆屋や地層表示板、トイレ等の便益施設が群馬県の文化財保存事業費補助金を受け整備された。また、昭和 49（1974）年には音声によるガイダンス設備が整備された（写真 3-2-17）。



写真 3-2-15 昭和 29 年頃の
岩宿遺跡 A 地点（出典：『保存活用計画』）



写真 3-2-16 昭和 41 年度の
A 地点環境整備（出典：『保存活用計画』）



写真 3-2-17 昭和 49 年度の B 地点音声ガイダンス整備（出典：『保存活用計画』）

（３）史跡指定・公有地化

昭和 50（1975）年 6 月 12 日に A 地点の出土資料が重要文化財に指定されたことをきっかけに、昭和 40 年代に中断した岩宿小丘を史跡として保存することが再度検討され、地権者の同意を得た場所を史跡指定することとし、昭和 54（1979）年 8 月 17 日に史跡指定された。指定範囲は、187, 187.26 平方メートルであった。

史跡指定後、昭和 54（1979）年から文化庁の補助を受け史跡地の購入を行い、神社の境内地を除く場所の公有地化が昭和 57（1982）年度までに完了した。

（４）B 地点の保存整備事業（史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設）

B 地点は、昭和 44（1969）年度に関東ローム層の露出展示のため覆屋が整備され、昭和 49（1974）年には音声によるガイダンス設備を整備したが、地層には特別な保存処理等を行われておらず、路頭の崩落が進んだことや、覆屋の老朽化が問題となっていた。

そこで、昭和 59（1984）年度から平成元（1989）年度にかけて史跡岩宿遺跡保存整備事業が実施された。昭和 59（1984）年 9 月に史跡岩宿遺跡保存整備基本計画、昭和 61 年（1986 年）6 月に史跡岩宿遺跡保存整備基本設計、昭和 62（1987）年 3 月に史跡岩宿遺跡保存整備実施設計をそれぞれ策定し、昭和 62（1987）年度から平成元年度までの 3 か年度で B 地点の保存整備工事（保存修理工事）を文化庁の国庫補助事業として実施したほか、群馬県の補助事業として周辺の整備を実施し、平成元（1990）年 1 月 12 日に史跡の修景と公開活用を両立させた「史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設（愛称「岩宿ドーム」）」が竣工し、併せて供用が開始された（写真 3-2-18～写真 3-2-21）。



写真 3-2-18 展示用地層剥ぎ取り標本の作製



写真 3-2-19 遺構保護観察施設の掘削



写真 3-2-20 遺構保護観察施設の躯体工事



写真 3-2-21 遺構保護観察施設の整備

（５）岩宿博物館の整備

平成４（１９９２）年に史跡の近郊に笠懸野岩宿文化資料館（現岩宿博物館）が日本の旧石器時代の専門博物館として開館した。岩宿博物館の活動は、常設展示等において史跡内では制限を受ける活用面を補完する役割をもち、また、各種講座事業等による岩宿時代の情報発信や、石器作りなど特色ある体験学習の実施を行っており内外の注目を集めている。なお、令和４（２０２２）年１２月２１日に相澤忠洋資料が岩宿博物館に寄贈されたことを受け、みどり市では令和５（２０２３）年度から３か年で岩宿博物館常設展示の改修を進める計画である。

３．これまでの公開活用事業

（１）発掘調査や資料調査による新たな史跡の価値の創出と史跡の本質的価値等の向上

１）既存資料の研究・公開

自治体の発掘調査により新たな資料も増えているが、史跡の本質的価値や新たな価値に関する資料の多くは、明治大学、東北大学、岩宿博物館により所蔵されている。

史跡の価値の本質に係る資料の公開・活用は、関係機関のご厚意により、常設展や特別展等の展示事業により公開活用されている。

２）岩宿時代文化研究の奨励

みどり市では、岩宿遺跡の発見と発掘が日本の岩宿時代文化研究の原点であることを記念し、平成４（１９９２）年度から岩宿文化賞を運営している。岩宿文化賞は、岩宿時代の研究に重要な貢献をした研究者及び研究団体を顕彰するもので、岩宿文化賞（本賞）と研究奨励賞一般部門の２部門を設けて、現在３年に一度表彰を行っている。

岩宿文化賞は、令和４（２０２２）年までに２３人の受賞者があり、受賞者はいずれも現在の日本の岩宿時代研究をリードする存在として活躍中であり、現在でも多くの研究者の目標となっている。一方で研究奨励賞は、受賞対象者の推薦数が少なく該当者のない年度もある。

（２）研究成果の岩宿博物館の諸活動を通じた発信

１）学校教育における活用

岩宿博物館の学校との連携

岩宿遺跡はみどり市内の小学校の３・４年生の社会科教科書の副読本『わたしたちのみどり市』において、「県内の文化財」として紹介されているほか、「岩宿博物館に行ってみよう」という項目が置かれ、みどり市内の小学生は岩宿遺跡について必ず知る機会が設けられている。岩宿博物館では、歴史の授業がはじまる春期に『みどり市の歴史と文化財』展を開催しており、岩宿時代から近現代に至る通史的な展示を実施している。また、市内の多くの小学校の授業では、小学３年生の「まちたんけん」の社会科の授業の場として活用されるほか、６年生の総合的な学習においては博物館の学芸員が博物館友の会ボランティアとともに出張授業を行い、石器作りや土器作りなどの古代体験が行われている。

市外の学校教育における活用（写真 3-2-22～写真 3-2-25）

岩宿博物館で体験できる校外学習には石器作りや、石槍を的に当てる槍投げ等があり、特に石器作り（黒曜石での槍先形尖頭器づくり）は岩宿博物館ならではの体験学習となっている。みどり市内外の学校もこれら特色ある体験学習を目的に校外学習の場として岩宿博物館を活用することが多い。

これらの校外学習は、①史跡（A地点とB地点）の見学、②岩宿博物館の見学、③体験学習をセットしており、①現地で学び、②日本の岩宿時代を学び、③岩宿時代の暮らしや工夫を追体験することができる。



写真 3-2-22 小学 3 年生社会科副読本『わたしたちのみどり市』



写真 3-2-23 市内小学生の「まちたんけん」



写真 3-2-24 市内小学校への出張事業
（市内遺跡出土品を活用した土器づくり）



写真 3-2-25 市内小学校への出張事業
（つくった土器でインスタントラーメンを調理）

博物館活動と自由研究（写真 3-2-26～写真 3-2-29）

夏休み期間中は、個人で岩宿遺跡や岩宿博物館に来場する児童・生徒やその保護者が多い。岩宿博物館では、このような児童・生徒を主なターゲットにした『岩宿人の暮らし』展を実施し、市内出土の岩宿時代資料や石器の復元品の展示のほか、①石器を使って物（紙）を切る、②動物の皮をなめす、③砂と棒を使って玉の材料となる石に穴を開ける、④復元した毛皮の服を着るなどの体験コーナーを設け岩宿時代の生活の追体験や自由研究の題材に活用できるようにしている。岩宿博物館の夏期のイベントに『岩宿人にチャレンジしよう』がある。平成 5（1993）年から実施されているもので、屋外を中心に石器作りや、当時の調理法

とされる石蒸し料理、石ヤリ投げ・弓矢・石斧で木を切る等の体験学習を1日または1泊2日で実施するもので参加者は抽選になるほど好評を博している。



写真 3-2-26 岩宿人にチャレンジしよう
(つくった石ヤリを棒の先につける)



写真 3-2-27 岩宿人にチャレンジしよう
(石斧で木を切る)



写真 3-2-28 岩宿人にチャレンジしよう
(石蒸し料理)



写真 3-2-29 岩宿人にチャレンジしよう
(テントで宿泊)

岩宿文化賞学生部門賞の実施

先述した岩宿文化賞では、若い世代から将来岩宿文化賞を目指すような研究者が育ってくれることを展望して、平成 15（2003）年度から岩宿文化研究奨励賞学生部門賞を設けている。

応募された作品は、岩宿遺跡や岩宿博物館で学んだことを夏休みの自由研究の課題として取り組んだものが多く、岩宿博物館が学校と連携したことを通じて1年がかりで取り組んだ総合学習を題材とするものも増えている。また、自由研究として6年生の児童ほぼ全員が取り組んでくれる市内の学校も多い。

中学生の部は、近年では応募数も増え、市外の学校の在籍者からの応募も目立っている。高校生の部は応募者がいない状況が続いていたが、平成 29（2017）年度からは少しずつではあるが作品の応募があるようになってきている。また、栃木県や長野県、埼玉県、東京都の児童生徒が学生部門賞に応募してきた例もあり、賞の運営が岩宿遺跡や岩宿遺跡の時代に関心を持つ児童生徒を増やしていくことに一定の効果があがっている。

インターンシップ及び博物館実習生の受け入れ（写真 3-2-30～写真 3-2-31）

みどり市では市役所として、群馬県内の中学生が職場体験を通じて感じたこと、考えたことを将来に生かすことを目的とした「キャリアドリーム」事業で、職場体験を希望する中学生の受け入れを行っており、博物館という職場に魅力を感じた市内及び隣接した桐生市の生徒の受け入れを行っている。現状では高校生のインターンシップの希望者の受け入れ実績はないが、中学生では博物館の仕事（体験学習等）の体験を希望する生徒が多く、発掘現場の体験や出土品の整理等の参加を希望する生徒もいることから、博物館という職場だけでなく文化財の保護と活用に関心を持つ生徒を育成する場としての役割を岩宿博物館や文化財課（文化財係）が図っていくものとする。

高等教育の実施機関として、群馬県の登録博物館である岩宿博物館は博物館実習の大学生等の受け入れを行っている。



写真 3-2-30 岩宿文化賞学生部門賞の表彰
（令和元年度岩宿文化賞授賞式から）



写真 3-2-31 学生部門賞作品展示
（応募作品から約 30 点を展示 笠懸公民館にて）

2）社会教育における活用

常設展示の充実

史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設（岩宿ドーム）では、地層の剥ぎ取り標本の展示を行い、映像による岩宿遺跡と日本の旧石器時代のガイダンスを行ってきたが、映像機器の改修や変更は行ったが、映像の内容は平成 2（1990）年の供用開始当時のものである。

岩宿遺跡の活用のうち、出土資料の展示・公開は岩宿博物館で行っており、そのほかに日本の旧石器時代の代表的な遺跡の出土品等を常設展示で公開している。岩宿遺跡の時代のくらしをわかりやすくするため、ジオラマ等が追加されているが、展示の内容は平成 4（1992）年の開館当初のものである。令和 5（2023）年度からは岩宿博物館常設展示改修事業を実施し、相澤忠洋資料の活用を充実させ、岩宿遺跡の発見と発掘の顕彰をさらに進めるほか、岩宿時代研究の現状にあわせた展示にリニューアルを図る。常設展のリニューアル公開は令和 8（2027）年を目指している。

既存施設の多目的な展開

岩宿博物館の常設展示室は音響効果がよいといい、平成7（1995）年から常設展示室を活用したサロンコンサートを実施している（写真 3-2-32）。

講座事業の充実

岩宿博物館の事業として実施している岩宿大学等の講座事業や岩宿フォーラム等のシンポジウムは、市内外の人々に日本の旧石器時代について研究の現状の最前線を知ってもらう場として機能してきており、多くのリピーターがいる（写真 3-2-33）。

関係団体との連携や活動

岩宿博物館の関係団体として「岩宿博物館友の会」や「岩宿の里に古代米をつくる会」が組織されている。このうち友の会は、岩宿時代を学び、考えていく中で会員相互の知識と同好の人々の親睦を深めていくこと、そして博物館の活動の支援を目的に組織された。

友の会内には各種サークルが組織され、自主的な活動を行っている。当初、石器作り、土器作りの2サークルであったが、博物館活動の支援や郷土学習の研究を行っていく中で、古代料理研究会や、民俗伝承研究会などが組織されるに至っており、活動の発表の場として冬期に岩宿博物館での展示（『友の会展示』）を定期的に行っている。

また、学校の校外学習での体験学習実施の補助や、博物館周辺を活用し年2回実施する体験学習イベント『岩宿ムラまつり』を博物館と共同主催で行っている。



写真 3-2-32 岩宿博物館サロンコンサート

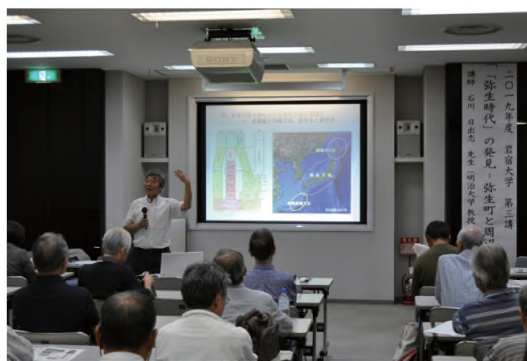


写真 3-2-33 岩宿大学

他市町村や海外との交流事業の推進

岩宿博物館は、平成24（2012）年度に「韓国の岩宿遺跡」ともいえる大韓民国忠清南道公州市石莊里遺跡の発掘調査50周年に際し、石莊里博物館と国際交流協約を締結している。

また、岩宿博物館は平成26（2014）年10月26日に、岩宿時代の主要な石器石材となったサヌカイトの原産地をもつ奈良県香芝市の二上山博物館と連携協力のための協定を締結している。協定の内容は、①旧石器・岩宿時代をはじめとする文化遺産の学術的研究に関する相互交流、②両機関における博物館展示の円滑な推進、③両機関相互の普及啓発及び研究

促進のための諸事業等の実施、④災害時における両機関相互の博物館業務に係る応援協力を行うものとしている。

（３）史跡内の副次的な価値や史跡周辺の資産や施設とも連動した活用

映像解説

遺構保護観察施設において、映像により岩宿遺跡の発見や発掘調査、日本の旧石器時代の概説の解説を行っているが、内容が平成２（1990）年の供用開始当初のままであり、現在の旧石器時代（岩宿時代）や地質学研究の現状に合わなくなっている。

解説板の整備

C地点、D地点など重要な調査が行われた場所に解説板等が整備されておらず、史跡の本質的価値や新たな価値を来場者に周知されていないという課題がある。また、岩宿小丘の地形も史跡の本質的価値にあげられることから、大間々扇状地展望台や地形観察ができる要所に解説板の整備を検討する。

第3節 現状と課題

1. 保存管理の現状と課題

(1) ゾーンⅠ

1) A地点

【現状】

- ・ A地点裏（写真 3-3-1）は史跡指定以前の住宅用通路の設置により、関東ローム層が露出している。
- ・ 露頭の後方には樹木が生えている（写真 3-3-2）。倒木が生じた場合、遺物包含層への影響がある。

【課題】

- ・ 遺構包含層を保存するための地形復元や、植生管理を行う必要がある。



写真 3-3-1 A地点裏



写真 3-3-2 A地点露頭後方

2) C地点

【現状】

- ・ 稲荷山に生えているタケがC地点へ向かって広がっており、遺物包含層への影響が懸念される（写真 3-3-3）。

【課題】

- ・ 遺物包含層へのタケの侵食を防ぐ必要がある。



写真 3-3-3 C地点

3) F地点

【現状】(写真 3-3-4)

- ・ F地点は史跡指定以前の工場用地造成により、関東ローム層が露出している。
- ・ 露頭の近くに樹木が生えている。倒木が生じた場合、遺物包含層への影響がある。

【課題】

- ・ 遺構包含層を保存するための地形復元や、植生管理を行う必要がある。



写真 3-3-4 F地点露頭

(2) ゾーンⅡ (D地点)

【現状】

- ・ D地点の下にある旧ゴルフ練習場下の玉石積み擁壁の目地の一部に老朽化による亀裂が生じている (写真 3-3-5)。

【課題】

- ・ 旧ゴルフ練習場下の玉石積み擁壁が崩壊すると、本質的価値が損なわれる危険性があるため補修等の整備が必要である。



写真 3-3-5 擁壁の亀裂

(3) ゾーンⅣ

1) 琴平山東造成地

【現状】

- ・ 平成 20 (2008) 年に発生したダウンバーストによりニセアカシアが倒木したため、現在は荒地となっている。(写真 3-3-6)
- ・ ダウンバースト時の調査では、遺構は確認されなかった。
- ・ 裸地になり草地化したことによって夏季は雑草の繁茂が著しく、定期的な除草作業を行っている (写真 3-3-7)。
- ・ 台風や集中豪雨による湧水が周辺の人家に流入する被害が発生したため、指定地外については排水対策を行ったが、指定地内は未対応である。

【課題】

- ・ 遺構が残っている場合を想定して、保存を行う。
- ・ 今後の雑草対策については、維持管理方法も含め検討する必要がある。
- ・ 台風や集中豪雨時の湧水については、指定地内の排水対策が必要である。



写真 3-3-6 琴平山東造成地



写真 3-3-7 雑草が繁茂した状態

2) カタクリ群生地

【現状】

- ・ カタクリ群生地への常緑広葉樹の侵入 (遷移) が起こっている。
- ・ 令和 4 (2022) 年度の倒木被害 (写真 3-3-8) により、カタクリ群生地の樹木を伐採した (写真 3-3-9)。

【課題】

- ・ 常緑広葉樹の侵入 (遷移) によりカタクリが絶滅する恐れがある。樹木の伐採や植栽の計画を立てていく必要がある。
- ・ 伐採により、カタクリ群生地に日が入るようになったため、群生地の大幅な縮小が懸念される。



写真 3-3-8 令和 4 年度 倒木時の状況



写真 3-3-9 カタクリ群生地現状

(4) 史跡全体

1) 植生

【現状】

- ・ 斜面裾部に生育している樹木は民家と近接しており（写真 3-3-10）、稲荷山北東部では倒木被害が起きている。
- ・ 高木化、倒木しやすいニセアカシアが生育している。
- ・ 表土流出により根がむき出しとなった樹木がある（写真 3-3-11）。
- ・ 史跡内の下草刈り、倒木・危険木などの支障木は、通常の史跡管理の作業範囲で史跡管理員が行っている（図 3-3-1）が、十分対応できていない。
- ・ 急斜面の除草は森林組合に委託している。

【課題】

- ・ 来訪者や近隣住民の安全上支障がある樹木（ニセアカシア、散策路や史跡境界付近の高木等）は、倒木被害防止のため伐採が必要である。
- ・ 史跡の景観を著しく損なわないよう、計画的な植生管理を行う必要がある。
- ・ 史跡範囲が広大であるため植生管理が不十分である。管理体制や計画を見直す必要がある。



写真 3-3-10 民家に隣接する樹木



写真 3-3-11 根がむき出しとなった樹木

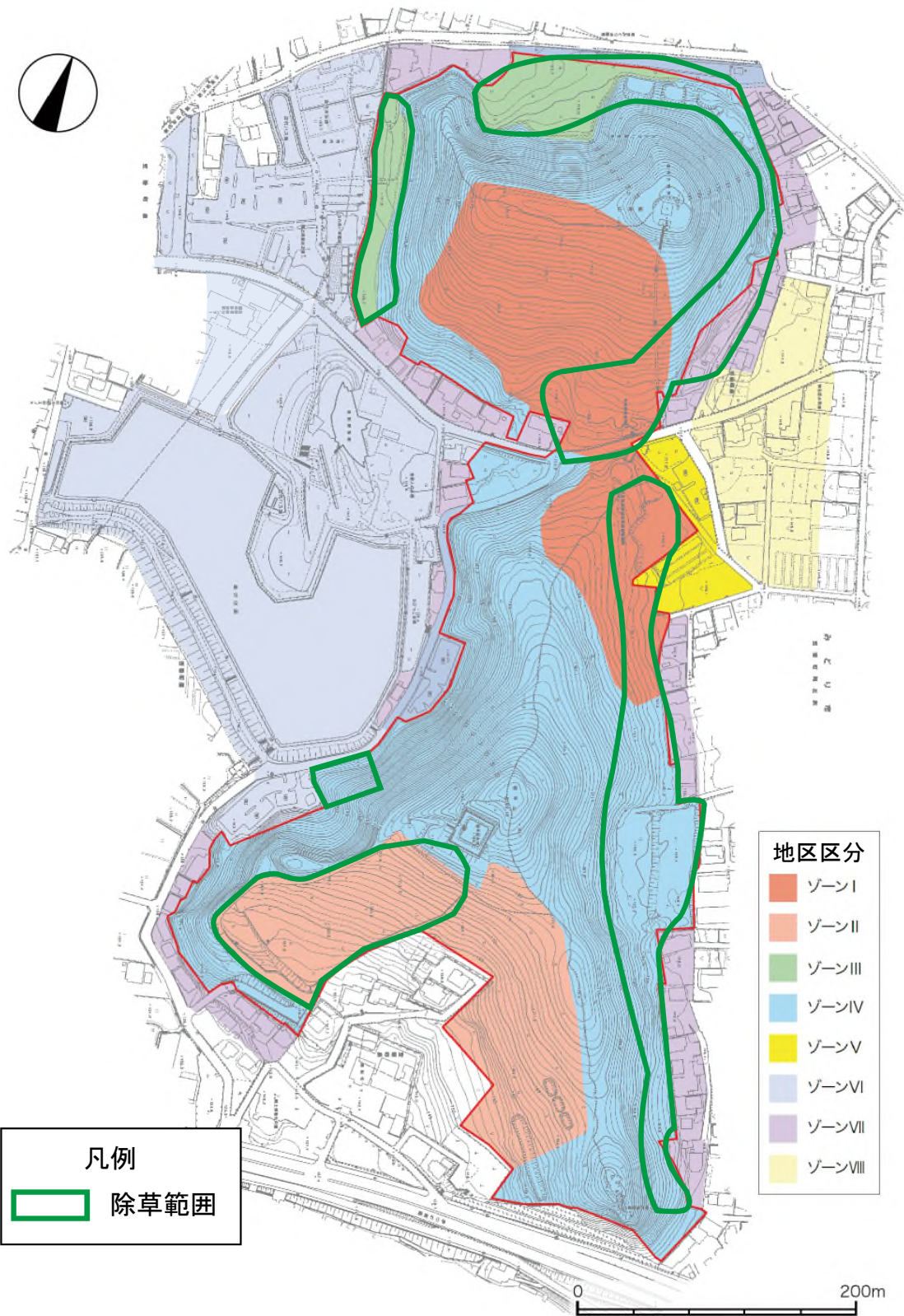


図 3-3-1 現在の除草範囲
（『保存活用計画』に加筆）

2) 土砂災害警戒区域

【現状】

- ・ 史跡内には7か所の土砂災害警戒区域が含まれており、駐車場周辺の斜面は安全対策を行っているが（写真 3-3-12）、周囲には倒木しやすいニセアカシアの大木が点在している。

【課題】

- ・ 危険が生じた場合は追加で安全対策を行う必要がある。



写真 3-3-12 史跡周辺の安全対策柵

3) 散策路

【現状】

- ・ 散策路はカタクリ群生地を除き未整備である。散策路が定まっていないため、来訪者の増加に伴い、無秩序に散策路が拡大している。

【課題】

- ・ 遺物包含層保護のためにも、散策路を整備し、無秩序な拡大（立ち入り）を制限する必要がある。

4) 公益的施設

【現状】

- ・ 史跡内には公益的施設（道路、上水道配水池・送水管、電線・電柱、都市ガス）があり、それぞれの管理団体が管理している（写真 3-3-13、写真 3-3-14）。

【課題】

- ・ 史跡内の施設について、それぞれの管理団体が今後も適切に維持管理していく必要がある。



写真 3-3-13 史跡内上水道配水池



写真 3-3-14 史跡内電柱

2. 活用の現状と課題

(1) ゾーンⅠ（B地点（遺構保護観察施設））

1) B地点（遺構保護観察施設）

【現状】

- ・ 遺構保護観察施設は地下に埋設しているため湿気が多く、機器の不具合や過剰な湿度によるカビの繁殖が著しい（写真 3-3-15）。
- ・ 平成2（1990）年度から史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設内において、関東ローム層の剥ぎ取り標本展示を行っているが、地層の退色が目立ってきている（写真 3-3-16）。
- ・ 史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設における映像による解説は、現在の旧石器時代（岩宿時代）や地質学研究の現状にあわなくなっている。
- ・ 遺構保護観察施設の展示物は剥ぎ取り標本と整備の経過を示す写真のみであり、岩宿遺跡の概要がわかるものとなっていない。

【課題】

- ・ 遺構保護観察施設は機器の不具合の改修や、カビ対策が必要である。
- ・ 展示物の劣化、退色防止のため、全体のLED化を進める必要がある。
- ・ 遺構保護観察施設の展示や映像内容の更新が必要である。
- ・ 遺構保護観察施設の展示内容について、岩宿博物館の展示も含めて体系的に検討する必要がある。



写真 3-3-15 史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設



写真 3-3-16 地層剥ぎ取り展示

2) C地点

【現状】

- ・ C地点は重要な発掘調査が行われた場所であるが未整備で、地点の位置がわからない。
またA地点からC地点へ至る散策路も山林化が進み消滅している（写真 3-3-17）。

【課題】

- ・ C地点を公開活用するための整備を行う必要がある。
- ・ A地点からC地点へ至る散策路を整備する必要がある。



写真 3-3-17 C地点付近散策路

3) F地点

【現状】

- ・ F地点は追加指定されたものの未整備の状態である（写真 3-3-18）。
- ・ B地点の隣に位置し、活用の拠点となる平場を持つ空間であるが、B地点とは植栽で隔てられており一体的な活用がしにくい状況である。

【課題】

- ・ B地点－F地点を一体的に活用するためには、植栽を撤去する必要がある。
- ・ 史跡の活用拠点として活用するための整備を行う必要がある。



写真 3-3-18 F地点

(2) ゾーンⅡ (D地点)

【現状】

- ・ D地点(写真 3-3-19)は重要な調査が行われたものの、周知がなされていない状態である。
- ・ どこにトレンチが設定されたか専門家もわからない。

【課題】

- ・ D地点の学術的意義を周知するため、看板を設置するなど活用整備を行う必要がある。
- ・ D地点のトレンチ位置等を確認する発掘調査を行う必要がある。



写真 3-3-19 D地点

(3) ゾーンⅢ

1) 稻荷山西麓

【現状】

- ・ 岩宿博物館やふれあい学習館・古代の里公園にも隣接している(写真 3-3-20)。

【課題】

- ・ 活用拠点と隣接しているが、整備されていない。史跡の管理や活用の拠点としていくための整備が必要である。



写真 3-3-20 稲荷山西麓付近

(4) ゾーンⅤ (E 地点)

【現状】

- ・ 遺構保護観察施設の駐車場となっているため、E 地点の周知がされていない (写真 3-3-21)。

【課題】

- ・ 看板や復元物を設置し、周知する必要がある。



写真 3-3-21 E 地点駐車場

(5) 史跡全体 (散策路)

【現状】

- ・ 整備された散策ルートがA地点、B地点 (写真 3-3-22)、カタクリ群生地のみである。

【課題】

- ・ 未整備の調査地点も活用できるように園路等の整備を行う必要がある (写真 3-3-23)。



写真 3-3-22 B地点散策路



写真 3-3-23 未整備の散策路

(6) 各種取り組み

1) 史・資料

【現状】

- ・ 出土品や諸記録の資料は評価が定まっているものもあるが、研究途上のものも多い。
- ・ 評価が定まったかにみえる資料も再評価されている。
- ・ 各種資料は、明治大学・東北大学・相澤忠洋記念館・みどり市教育委員会（岩宿博物館）それぞれの所蔵・保管場所に収蔵されている。

【課題】

- ・ 出土品や諸記録の資料の研究を継続する必要がある。
- ・ 各機関が所蔵する資料の連携と活用を行っていく必要がある。
- ・ 新たな知見をどう発信するか検討する必要がある。

2) 学校教育における活用

【現状】

- ・ 市内の小学生は岩宿遺跡について学ぶ機会があり、すべての小学校が授業の一環で訪れたり、出張授業を行っている。また、市外の学校も体験学習を目的に校外学習の場として岩宿遺跡を利用している。これらの活動は博物館内やA地点、B地点が中心である。
- ・ 夏休み期間は体験イベント『岩宿人にチャレンジしよう』を実施しており、抽選になるほど人気がある。それ以外の時期もニーズや要望があれば随時対応している。
- ・ 岩宿文化研究奨励賞の中に「学生部門賞」を設け、若い世代から研究に興味を持てるようにしており、県内外から応募がある。
- ・ 中学生や大学生のインターンシップ及び博物館実習生を受け入れ、博物館の仕事を体験する機会を設けている。
- ・ 学校教育向けのパンフレットなどは整備していない。

【課題】

- ・ 主要な調査地点や史跡内を周回することで、岩宿遺跡の地形や自然、周辺部の大地の生い立ちも学習できる場を設ける必要がある。
- ・ 児童・生徒の自由研究には、博物館学芸員や文化財担当者が随時対応しているが、今後とも学習内容の充実に協力できる体制を整えていく必要がある。
- ・ 岩宿遺跡に興味関心を持つ学生を増やすために、岩宿文化研究奨励賞学生部門を含む岩宿文化賞の内容の拡充や周知を図っていく必要がある。
- ・ 博物館の仕事だけでなく、文化財の保護と活用に関心を持つ生徒の育成ができるよう体制を整えていく必要がある。

3) 社会教育における活用

【現状】

- ・ 社会教育課が行う「みどり市どこでも出前講座」には、文化財課と岩宿博物館で5つの講座メニューがあり、市公民館で行われる「市民講座」や「年代別学級」、地域公民館や社会教育団体からオファーがある場合、学芸員による講演や実技披露を行っている。

【課題】

- ・ 専門的知識が必要となるため、正しく、楽しく、安全な講演・講習ができる学芸員育成が急務である。
- ・ 文化財課や岩宿博物館の出前講座利用をもっと増やすため、新たなメニューやこれまでのメニューを再検討する必要がある。

4) 観光における活用

【現状】

- ・ 春季に史跡内のカタクリ群生地や周辺公共施設を利用して「カタクリさくらまつり」を開催している。祭りの中で岩宿遺跡や岩宿時代を知るイベントプログラムを行っている。

【課題】

- ・ イベント開催には「岩宿博物館友の会」会員が中心的役割を担っているが、会員の高齢化が問題となっており、新たな会員の獲得と運営方法について体制を整えていく必要がある。

5) 情報発信

【現状】

- ・ インタネット上での広報は岩宿博物館公式ホームページのみである。
- ・ 岩宿博物館公式ホームページだけでは、史跡の現地状況がわかりにくい。

【課題】

- ・ SNS を活用し、最新情報を幅広く広報していく必要がある。
- ・ SNS の活用では、行政主体で管理・運営することには限界があるので、市民や来訪者が発信しやすい環境（自然観察会や撮影会など）を整える必要がある。
- ・ 現地来訪だけでなく、自宅や海外の方でも史跡についての情報が得られるように、ホームページ上での遺跡の解説やデジタルコンテンツ（AR・VR 等）を公開する必要がある。

3. 整備の現状と課題

（1）ゾーンⅠ（市道１級１号線）

【現状】

- ・ A地点－B地点間の道路（市道１級１号線）は、横断歩道が引かれているが（写真 3-3-24）、交通量が多い（写真 3-3-25）。

【課題】

- ・ 交通量の多い道路（市道１級１号線）の史跡A地点から岩宿博物館までの間は、坂とカーブが続くため見通しも悪く、来場者動線の安全確保が必要である。



写真 3-3-24 A 地点横断歩道



写真 3-3-25 市道１級１号線

（2）ゾーンⅢ（稻荷山西麓）

【現状】

- ・ 畑地であったことから樹木等がなく草地化している。
- ・ 岩宿博物館やふれあい学習館・古代の里公園にも隣接している。

【課題】

- ・ 草地化しており、史跡の景観を損ねているため、修景が必要である。
- ・ 活用拠点と隣接しているが、整備されていない。史跡の管理や活用の拠点としていくための整備が必要である。

(3) ゾーンⅣ（琴平山東造成地）

【現状】

- ・ 指定地内における貴重な平場（写真 3-3-26）であるが、活用などの整備は行っていない。

【課題】

- ・ 琴平山東部から南部にかけては保存活用の拠点がないため、活用地として整備する必要がある。



写真 3-3-26 琴平山東造成地

4. 運営体制の現状と課題

(1) 通常対応

【現状】

- ・ 史跡内の日常的な管理（見回り除草、清掃、伐採等）は、管理団体であるみどり市教育委員会文化財課が中心となり、行っている（図 3-3-2）。
- ・ 史跡内のアカマツはみどり市農林課が管理している。
- ・ 史跡外の岩宿博物館、古代の里公園は岩宿博物館が、鹿の川沼・岡登用水親水公園はみどり市建設課・農林課・藪塚台地土地改良区が管理している。

【課題】

- ・ 文化財課のみならず、庁内関係各課並びに関係団体が史跡の適正な管理のために情報共有を図っていく必要がある。

(2) 緊急対応

【現状】

- ・ 史跡内の災害対応は、文化財課と建設課、危機管理課が行っている。
- ・ 史跡内動植物に関する緊急対応は、文化財課と農林課が行っている。
- ・ 廃棄物の不法投棄は、文化財課と生活環境課が行っている。

【課題】

- ・ 災害時の対策は、文化財課のみでは対処できない場合があることも想定されるため、関連団体と連携して対応していく必要がある。

- ・ 通常の運営体制同様に、文化財課、庁内関係各課並びに関係団体が災害発生時に連携できる体制づくりが必要である。

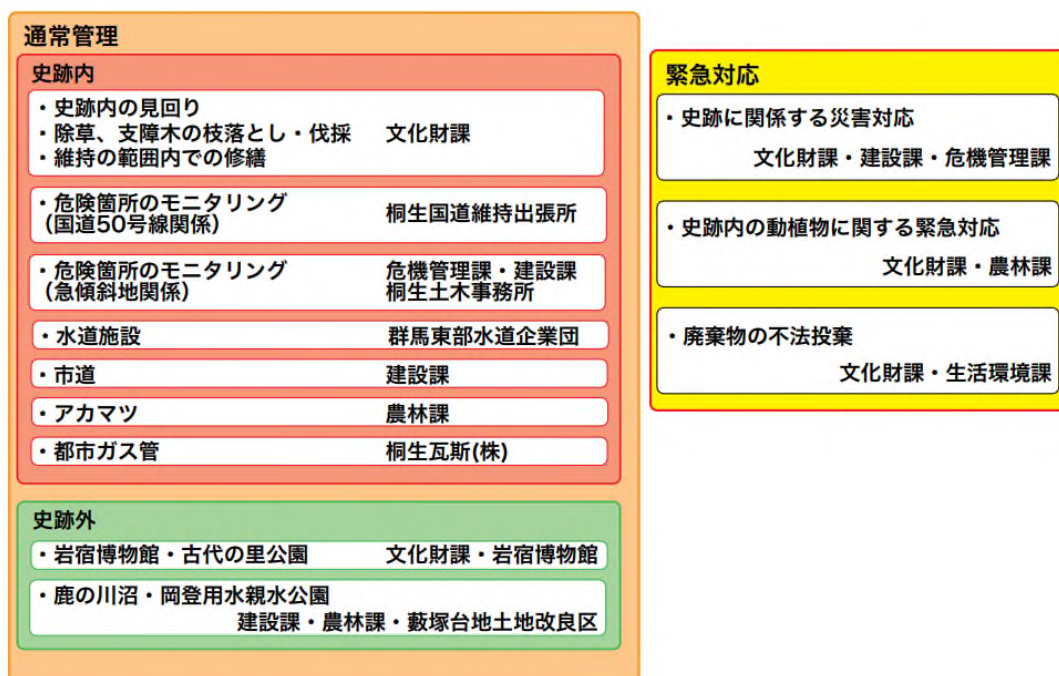


図 3-3-2 現在の管理体制

(出典『保存活用計画』)

第4章 基本方針

第1節 基本理念

1. 既定計画における整備の基本理念

令和2（2020）年度に策定された『保存活用計画』を踏まえ、令和3（2021）年度に策定された『基本構想』では基本理念を以下のように整理している。

史跡岩宿遺跡は、日本に旧石器時代が存在することを初めて証明した日本考古学の記念碑となる遺跡であり、わが国を代表する遺跡の一つです。史跡の価値を未来に伝えていくとともに、多くの人々が史跡に親しみ新たな価値を創出していけるよう、史跡岩宿遺跡の目指す姿を以下に示します。

史跡岩宿遺跡のめざす姿

- ①わが国における旧石器時代の存在が初めて立証された地である岩宿遺跡を恒久的に保存します。
- ②岩宿遺跡に訪れることで、旧石器時代人の生活の場を実感できるとともに、遺跡と遺跡周辺の大地の成り立ちや地域の歴史を学ぶ場所にします。
- ③旧石器時代の人々の暮らしの場であった2つの丘陵の豊かな自然を守り、多くの人に親しんでもらえるようにします。
- ④岩宿遺跡の発見・発掘調査にはじまった日本の旧石器時代研究の源流として、旧石器時代研究の情報発信や、旧石器時代の人々の暮らしと知恵を学ぶ場所を提供します。
- ⑤多くの人が集まり、地域に活気をもたらす仕組みをつくります。
- ⑥史跡が適切に保存されるとともに、地域の人々に愛されるために災害に強い史跡をめざします。

2. 短期的整備の基本理念

史跡岩宿遺跡は、日本における岩宿時代の存在が初めて立証された場所であり、第2次世界大戦後の科学的発掘調査の出発点となった史跡である。史跡内及び周辺には、岩宿博物館や史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設などのガイダンス施設が整備され、史跡岩宿遺跡の魅力や旧石器時代の研究成果を伝えている。また、史跡は豊かな自然が残る2つの丘陵にまたがり、カタクリ群生地や展望台、神社等も点在していることから、市民や来訪者の憩いの場となっている。

一方で、重要な発掘調査が行われた調査地点の中には、風化や倒木による毀損の恐れがある箇所や未整備の箇所もあり、追加指定されたF地点も含めて保存し活用していく必要がある。さらに、近年は台風等の強風による倒木が発生し、史跡の毀損や周辺住宅への被害が発生していることも問題となっている。また既存施設の不具合や展示物、映像等の旧態化も喫緊の課題である。

そこで『基本構想』における基本理念を踏まえ、史跡岩宿遺跡の本質的価値を未来に継承するとともに、市民・来訪者に愛される史跡とするために、短期的整備で目指す整備の基本理念を以下のように整理する。

短期的整備で目指す史跡岩宿遺跡の姿

“三万年前へと旅するフィールドミュージアム” 岩宿遺跡

史跡を適切に保存・公開するとともに、
学びの場を提供し、来訪者や地域に愛される災害に強い遺跡を目指す

基本理念

○史跡の保存と継承

わが国における旧石器時代の存在が初めて立証された地である岩宿遺跡を、遺構の復元やデジタル技術を駆使し、恒久的に保存するために必要な整備を行います。

○学びの場の充実

来訪者が岩宿時代・岩宿遺跡について正しく理解できるよう QR や SNS など活用した情報発信を積極的に行い、学ぶ機会、触れる機会を充実させます。

○自然環境の保全

旧石器時代の人々の暮らしの場であった2つの丘陵の豊かな自然の中を、A～Eの各地点を周遊できる散策コースや散策道にはフッドパスを導入するなど、環境を守りながら整備を行います。

○災害に強い史跡

ドローン技術や、赤外線技術を用いた倒木等の予防調査、史跡内の擁壁改修、史跡内排出される湧水の対策など、地域の人々に安心してもらい愛される、災害に強い史跡をめざします。

○地域の拠点づくり

多言語による映像やパンフレットなど、インバウンドや観光客に優しい整備を行いつつ、広範な遺跡の各所の特色を生かし地域イベントに活用するなど、多くの人が集まり、地域に活気をもたらす仕組みをつくります。

第2節 基本方針

1. 既定計画における整備の基本方針

基本方針についても『基本構想』において以下のように定めている。

①史跡の本質的価値の維持と周知、及び地域住民の安全対策のための整備を行う。

- ・ 史跡の本質的な価値が次世代に確実に引き継がれるための整備を行う（保存のための整備）。
- ・ 史跡が保存されるとともに、史跡の本質的価値を多くの人々に知ってもらうための整備を行う（活用のための整備）。
- ・ 史跡が保存されるとともに、自然災害等により周辺におよぼす影響を可能な限り軽減できる整備を行う（安全対策のための整備）。

②史跡に多くの人が集まり、地域に活気をもたらす仕組みをつくる。

- ・ 史跡全体を周回することで、史跡の歴史的な価値や大地の生い立ちについて学び、自然に親しむことができるよう、史跡の保護と両立可能な史跡の整備を行う。
- ・ 史跡と周辺の施設や文化財及び文化的遺産とを有機的に連動させるため、ハード面とソフト面を拡充させる。

2. 短期的整備の整備基本方針

『基本構想』の基本方針を踏まえ、短期的整備では優先的に進めるべき事項である①**本質的価値の維持と周知、及び地域住民の安全対策のための整備**に注力することとし、②**史跡に多くの人が集まり、地域に活気をもたらす仕組みをつくる**については、岩宿博物館事業と連携して、AR/VRなどのデジタル技術や多言語対応の映像・パンフレットを整備したり、史跡内の様々な要素に対応したイベントを開催することにより、活用プログラムの拡充や、来訪者の多様化に対応できる環境を整える。

また、中長期的整備において整備を行うD地点、E地点についても、短期的整備において移動可能な簡易看板を設置し、周知を行うこととする。

保存、活用、安全対策のための整備の基本方針を以下に示す。

（1） 保存のための整備

史跡の本質的な価値を次世代に確実に引き継ぐための整備を行う。

- ・ 史跡岩宿遺跡の本質的価値を適切に保存する。
- ・ 岩宿小丘の自然環境及び歴史環境を保全する。
- ・ 史跡を確実に保存し、新たな本質的価値を明らかにするための調査研究を継続する。
- ・ 倒木や大雨などの自然災害から本質的価値を守る整備を行う。

（２） 活用のための整備

史跡の本質的価値を多くの人々に知ってもらうための整備を行う。

- ・ 史跡内の各発掘調査地点を来訪者が周遊できるように散策路の整備を行う。
- ・ 各調査地点を周知するために必要な解説標識、遺構表示等の整備を行う。
- ・ 現在活用されている施設の改修や展示の更新を行う。
- ・ 遺構の復元、デジタル技術による再現を行う。
- ・ AR/VR を利用した史跡内の案内やイベントを行う。
- ・ 史跡の周知度を上げるため、SNS 等も活用した情報発信を行う。
- ・ QR 等も活用し、インバウンド向けの多言語表示を行う。
- ・ 史跡内各所の特色を生かした地域イベントを行う。
- ・ 岩宿遺跡だけでなく、みどり市の歴史を学べるように周辺史跡等と連携してフットパスの整備を行う。

（３） 安全対策のための整備

史跡を保存しつつ、自然災害等により周辺におよぼす影響を可能な限り軽減できる整備を行う。

- ・ 大雨による湧水被害を減らすための整備を行う。
- ・ ドローン等も活用しながら災害対策や安全点検を行う。
- ・ 史跡内樹木による倒木等の被害を減らすために、樹木生育調査を行い適切に維持管理する。
- ・ ハード対策の実施が難しい場合は、ソフト対策により来訪者および管理者の安全性向上に資する整備を行う。

5章 整備基本計画

第1節 全体計画

1. 保存活用計画における地区区分と事業計画

(1) 保存活用計画の地区区分

『保存活用計画』では、計画範囲に係る地区区分を立地・史跡の価値の濃淡・植生や社会的な環境等をもとに、史跡内に4ゾーン、史跡の範囲外に4ゾーンの計8ゾーンに区分した。

図 5-1-1 に『保存活用計画』における地区区分を示す。

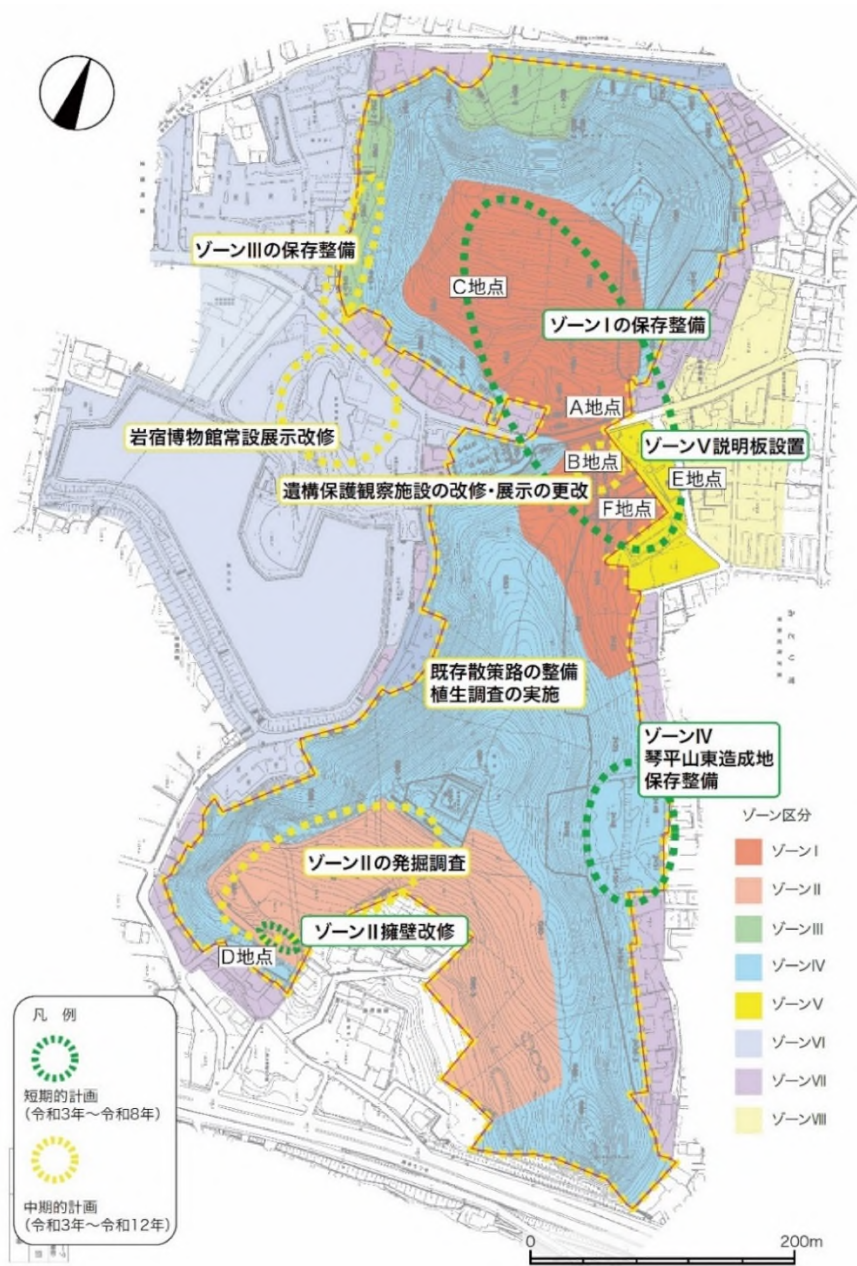


図 5-1-1 保存活用計画の地区区分（出典：『保存活用計画』に加筆）

(2) 保存活用計画における事業計画

また『保存活用計画』では、計画期間の前半に着手する短期的計画、計画期間の前半を準備期間とし後半に事業に着手する中期的計画、期間を定めず条件が整った時点で事業に着手する長期的計画の3期間に区分し、ゾーンごとに各期間内で実施する施策を定めた。

表 5-1-1 に事業全体の内容を示す。

表 5-1-1 保存活用計画における事業計画

	ゾーン	短期的計画	中期的計画	長期的計画
指定地内	I A地点 B地点 C地点 F地点	・地形復元（A地点、F地点） ・A-C地点間の周遊ルートの設定 ・B地点史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設の解説映像の更改 ・解説板・WEB解説の整備 ・植栽、解説板等の整備、ブロックの復元展示、地形模型の設置（F地点） ・枯損木の除去 ・市道1級1号線の改良	・史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設の改修・展示の更改 ・散策路の境界表示の擬木の配置、木チップ ・土壌の改良（堆肥等の散布）	・自然環境のモニタリング及び植生調査
	II D地点	・解説板・WEB解説の整備 ・擁壁改修工事 ・D地点解説板の整備	・D地点内容確認のための発掘調査 ・ゾーンIIの誘導方法の検討	・保存整備 ・自然環境のモニタリング及び植生調査
	III		・史跡指定以前に畑地であった削平地の修景 ・史跡の活用と保水に供する樹木等の植栽 ・散策路の整備	・自然環境のモニタリング及び植生調査
	IV	○琴平山東造成地 ・排水対策（湧水対策） ・屋外活動拠点整備 ・史跡全体の解説板や地形模型等の整備 ・解説板・WEB解説の整備	・屋外活動の各ゾーン間を連携させる散策路の設定 ・散策路の境界表示の擬木の配置、木チップ	・支障木伐採及び環境整備 ・自然環境のモニタリング及び植生調査 ・危険箇所のモニタリングと防災施設の整備
指定地外	V E地点	・E地点解説板の整備		・史跡の追加指定 ・石器ブロックの復元
	VI		・博物館常設展示の更改 ・施設の長寿命化対策・改修	
	VII			・環境整備
	VIII			・史跡の追加指定

2. 事業計画の見直し

整備基本計画の検討を進める中で、すでに整備した地点の再整備には国の補助事業が採択できないことが判明した。そのため、国の補助事業で実施する内容とその他の事業で実施する内容を分類する必要性が生じた。また、保存活用計画策定以降に樹木の倒木が発生し、大雨時に湧水が周辺の住宅へ流れ込むなど、史跡の安全対策が重要視されるようになってきている。このような史跡を取り巻く社会情勢を踏まえ、保存活用計画で定めた事業計画の内容を見直した。短期的計画では史跡の保存や安全対策と追加指定エリアも含めた発掘調査地点の整備を優先し、来訪者が安全に史跡を巡るような整備を行い、活用に資する整備は中期的計画で行うこととする（表 5-1-2）。

表 5-1-2 事業計画見直し案

	ゾーン	短期的計画	中期的計画	長期的計画
指定地内	I	A 地点	・ 地形復元（包含層保護）	
		B 地点	・ 史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設の改修（カビ対策） ・ 展示更新（地層剥ぎ取り） ・ 解説映像の更改（多言語対応）	・ 史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設の改修
		C 地点	・ A 地点-C 地点間のルート整備 ・ 調査地点の確認調査 ・ 調査地点の平面表示 ・ 解説板、道標設置 ・ 植生管理（竹の伐採）	
		F 地点	・ 地形復元（包含層保護） ・ B 地点-F 地点間の植栽撤去（連続空間を作る） ・ 植栽、解説板、地形模型等設置	
		市道 1 級 1 号線	・ 歩行者の安全対策（ソフト面）	・ 歩行者の安全対策（ハード面）
	II	D 地点	・ 移動可能な簡易看板設置	・ 発掘調査 ・ 保存整備 ・ 解説板設置
		擁壁	・ 改修工事（包含層保護）	
	III	平地		・ 削平地の修景
		植生		・ 活用と保水に供する樹木等の植栽
	IV	琴平山東造成地	・ 地下水の保水・排水対策（雨水・湧水対策） ・ 植生管理（除草）	・ 活用の場の整備
		カタクリ群生地	・ 植栽	・ 植生管理
		散策路		・ 整備
指定地外	V	E 地点	・ 移動可能な簡易看板を設置	・ 史跡の追加指定 ・ 石器ブロックの復元 ・ 解説板設置
		施設	・ 博物館常設展示の改修	
	VI	岩宿 II 遺跡		・ 追加指定
全体		植生管理	・ 間伐、危険木伐採	
		災害危険区域		・ 保全、安全に係る諸整備
		散策路		・ 散策路の整備
		サイン		・ サイン整備
活用		・ 活用プログラムの拡充・開発		

見直し箇所を赤字で示す。 → …継続して実施

上記の表に基づき、整備時期（短期・中期・長期）による地区区分を図 5-1-2 に示す。なお、短期的計画で整備を行ったのち、中期的計画でも整備を行うエリアについては、青点線で示した。

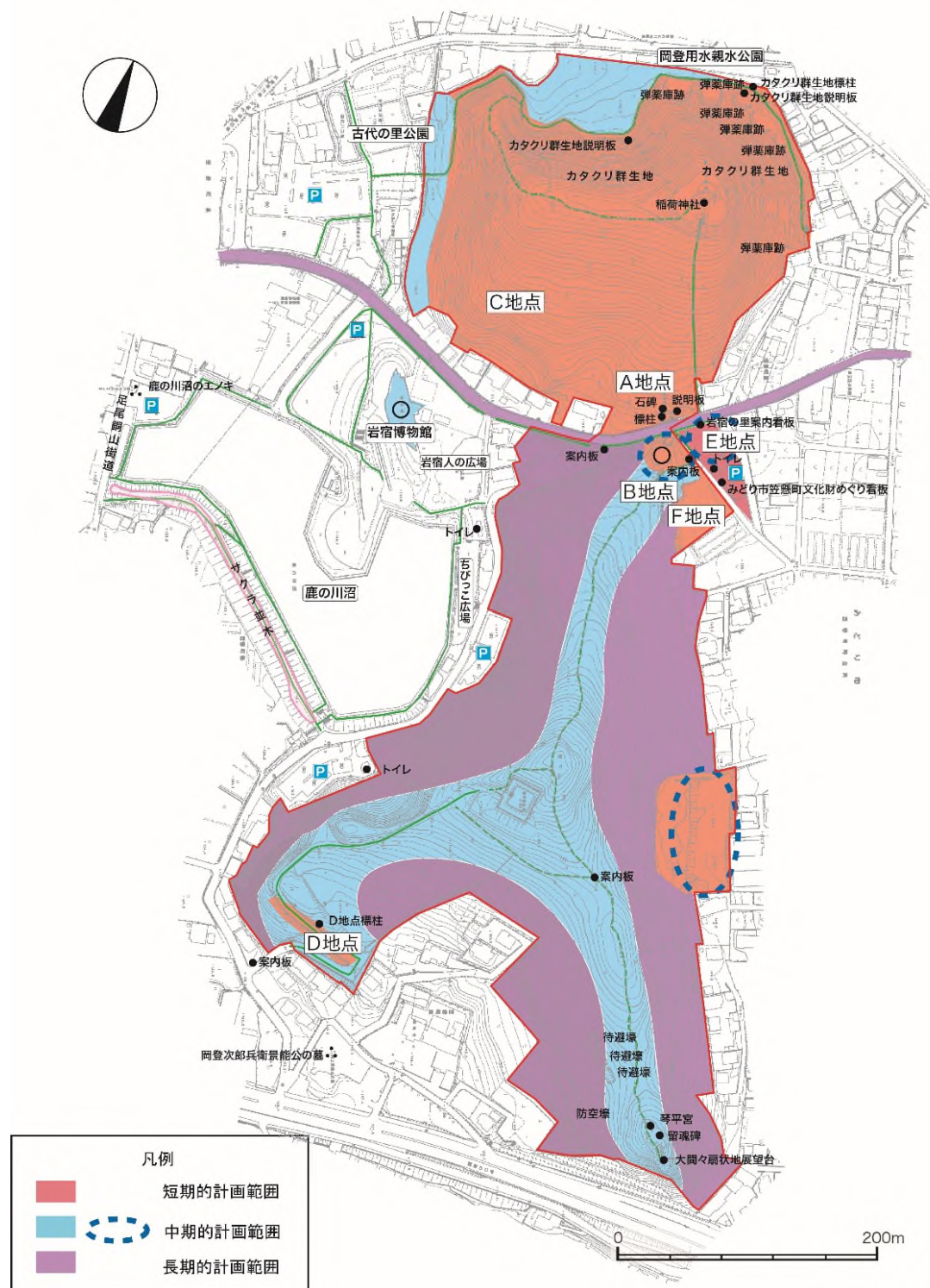


図 5-1-2 整備時期ごとの地区区分

3. 全体計画

本計画は短期的計画の内容を対象とするが、短期的整備を進めるにあたっては、全体の動線計画やサイン計画の基本方針や考え方を整理しておく必要がある。そこで『保存活用計画』で検討した内容を精査し、動線及びサインに関する全体計画を以下に示す。

(1) 見学コース（散策路）

○整備背景

史跡内の散策路は整備したものではなく、自然にできた園路である。そのため舗装されていない「けもの道」が多く、場所によってはロープをつかみながら上り下りしないと危険な急勾配の箇所もある。

史跡内を散策する人の増加に伴い道幅が広がり、集中豪雨等の大雨の際に流路となり土砂の流出も発生しており、将来的には本質的価値を損なう恐れもある。散策者の増加は、史跡に来場する目的が多様化していることとも関係している。これらの来場者に史跡の本質的価値を知ってもらい、また豊かな自然や大地の生い立ち、カタクリ群生地など史跡の副次的価値についても体感できるようにするため、発掘調査地点や岩宿小丘の自然に接することができ、史跡内の各所に誘導する見学コースの設定が必要である。

○基本方針

散策路の無秩序な拡大・増加を防ぐため、現在の散策路を利用しつつ、史跡の理解を深められるよう、各発掘地点と副次的な価値を有する地点、周辺施設を結ぶコースを設定する。また、様々な目的で周遊できるような見学コースを設定し、安全かつ快適に周遊できるように整備する。コースが設定されていない場所については、見学コースを新設する。その際、遺物包含層や地形、植生の保護を考慮したコース設定を行う。史跡の本質的価値及び副次的価値を学べるように史跡内の要所に誘導するコースを設定し、併せて解説板等の設置も行う。

史跡内には急傾斜地があり、車椅子での史跡全体の散策は困難であるが、保存活用の拠点となる場所（B地点、F地点）については来訪者が安全に散策できるような整備を行う。

○方法

- ・新たな「けもの道」が無秩序にできないよう、見学コースを確定する。具体的には散策路の縁に擬木等を設置して道幅の拡大を防止するとともに、木チップ等の舗装剤を撒くなど、利用者の利便性にも配慮した工法を検討する。
- ・施工にあたっては、遺物包含層や地形、植生等に影響が及ばない工法を検討する。
- ・車椅子での利用が可能な場所には、バリアフリーに配慮した整備方法を検討する。
- ・大雨時の土砂流亡やぬかるみ対策等を考慮した整備を行う。
- ・史跡全体の景観と調和した工法とする。

- ・ 史跡岩宿遺跡の本質的価値となる各発掘地点を巡るコースのほか、地形や景観をメインとしたコース、自然に親しみを持ち健康増進を図れるコースといった、史跡の様々な構成要素をテーマ別に周回するコースを設定し、ゾーンⅡやゾーンⅣへの誘導も図っていく。
- ・ 史跡以外の目的で訪れた来訪者が史跡岩宿遺跡や旧石器時代に興味持ってもらえるように、各見学コースに岩宿時代の暮らしや、岩宿時代研究のストーリーや人間の歴史的な営みが実感できるよう看板等の整備もあわせて行う。

〈園路舗装の種類〉

園路舗装の仕上げは整備された空間の印象を大きく左右するため、基本的には史跡の緑地や公園としての景観にふさわしい自然素材系の舗装（土系、木チップ等）が望ましいと考えるが、歩きやすさ、経済性、耐久性の面も考慮して選定する。他の史跡における園路舗装の事例を写真 5-1-1 に示す。



土系舗装（高山社）



木チップ樹脂舗装（金山城）



木チップ舗装（手前）、透水性コンクリート平板舗装（奥）（荒船風穴）



石張舗装（金山城）



洗い出しコンクリート舗装（荒船風穴）



洗い出しアスファルト舗装（日高遺跡）

写真 5-1-1 舗装の事例

〈見学コースの一例〉（図 5-1-3）

① 岩宿人の生活を知るコース

史跡岩宿遺跡の発掘調査地点を巡るコースである。現在整備されている A 地点、B 地点の他、周知があまり進んでいない C 地点、D 地点、E 地点、F 地点を巡るコースとする。

② 自然を満喫！健康増進コース

史跡内はコナラを中心とした落葉広葉樹が大半を占め、カタクリやアズマイチゲ等の希少な植物の群生地ができる要因となっている。これらを目的とした来訪者が近年増加していることから、史跡内の自然を楽しみながら、歩いて健康になるコースを設定する。また、コースには史跡岩宿遺跡の発掘調査地点を含めることによって、遺跡として興味を持っていただけるようにする。

③ 地形観察と近世・近代遺産 見学コース

岡登次郎兵衛景能公の墓や大間々扇状地展望台を巡るコース。展望台からは、冬の気象条件が整ったときに、都心の東京スカイツリーや超高層ビル群を見ることができる。

（２）管理用道路

○整備背景

現状では、史跡内に管理車両が進入できる管理用道路はなく、史跡周辺の道路を通行して史跡にアクセスしている。

○基本方針

史跡や緑地としての景観や自然環境を維持するため、指定地内に管理用道路は設けないこととし、管理車両の通行には史跡周辺の既存道路を利用する。

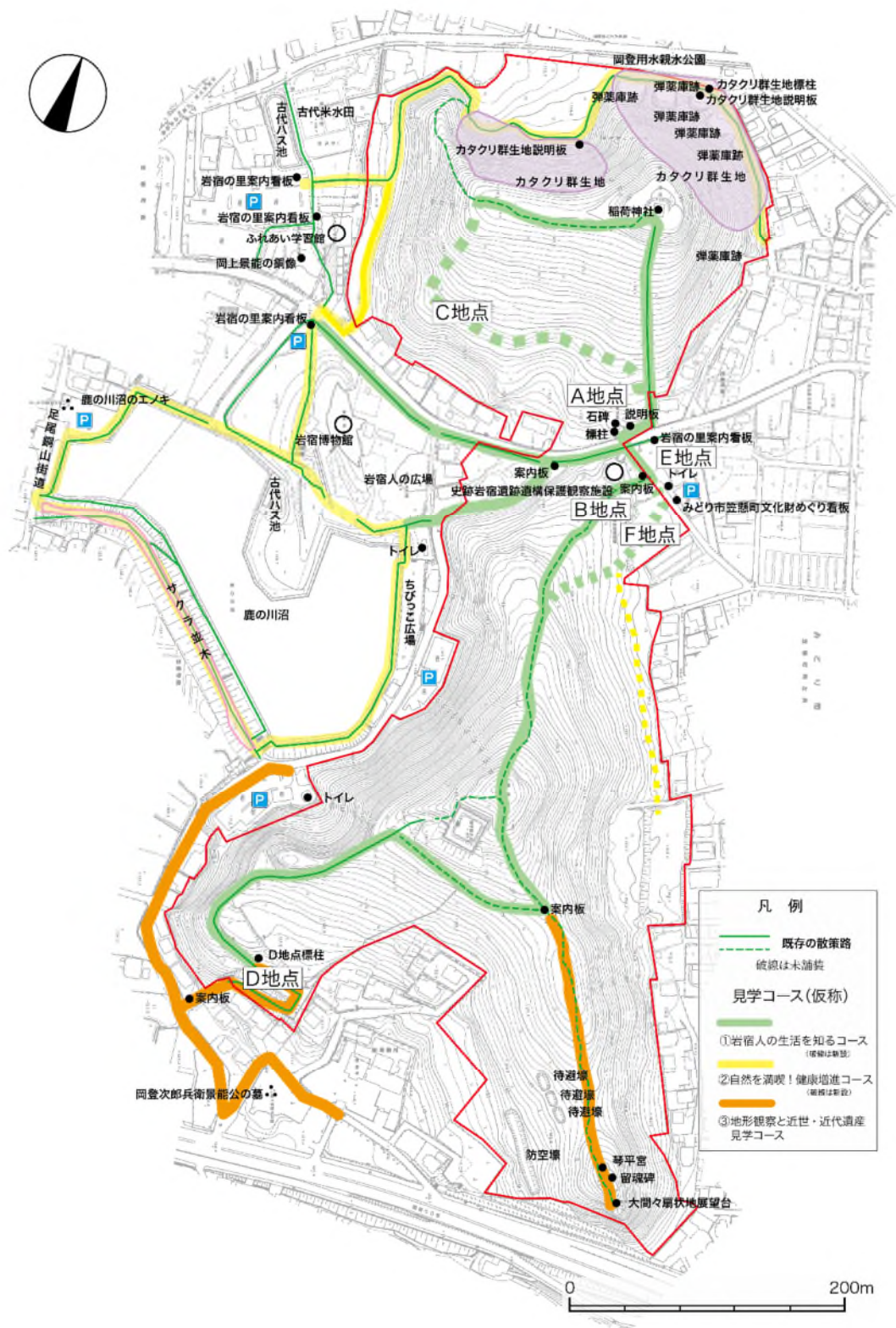


図 5-1-3 史跡内の見学コース案

(3) サイン計画

○基本的な考え方

- ・現地には、現在地を示す案内板や史跡・遺構に関する情報を提供する解説板を配置する。AR・VR、QRコードによる解説ツール等も積極的に活用し、様々な見学者の学習ニーズや来訪目的に対応できるようにする（写真 5-1-2）。
- ・短期的計画では未整備の調査地点に遺構解説板を設置することとし、中期的計画以降で史跡全体のサイン整備を行う（現在のサイン：図 5-1-4）。

○基本方針

- ・案内板や解説板等のサイン類はデザインや内容の統一を図り、耐久性やメンテナンスについても配慮した意匠とする。また、イラストや古写真等を用いて、分かり易い説明とする。
- ・遺物包含層への影響がないよう考慮した設置場所、工法の検討を行う。
- ・地面の掘削等を伴う場合には、必要な工事立会や事前確認調査等を実施する。
- ・景観を阻害しない色、形状とする。
- ・対候性、耐久性を考慮した素材とする。
- ・情報の更新が可能な形状、構造とする。
- ・イラストや写真等を用いてわかりやすい説明を心がけるとともに、多言語についてはQRコードを用いることも検討する。
- ・出土状況や遺物については、各地点でAR・VRによる解説ツール等の導入を検討する。
- ・岩宿博物館のサインと統一感を持った意匠とする。

○方法（図 5-1-5）

- ・市道や散策ルートの基点となる場所には案内板を設置する。
- ・駐車スペースや史跡指定地内への出入口部には史跡全体に関する解説板を設置する。
- ・調査地点には、各調査地点で確認された遺構や遺物に関する解説板を設置する。
- ・史跡北側のカタクリ群生地や史跡南側大間々展望台付近のチャートの露頭部等には自然環境に関する解説板を設置する。
- ・散策路や見学コースの分岐点には道標や現在地を示したサインを設置する。
- ・必要な場所には注意喚起看板を設置する。ピクトグラムなども取り入れ、わかりやすい表示を検討する。



解説板（日高遺跡）



名称表示板（金山城跡）



注意喚起板（日高遺跡）

写真 5-1-2 サイン表示の例

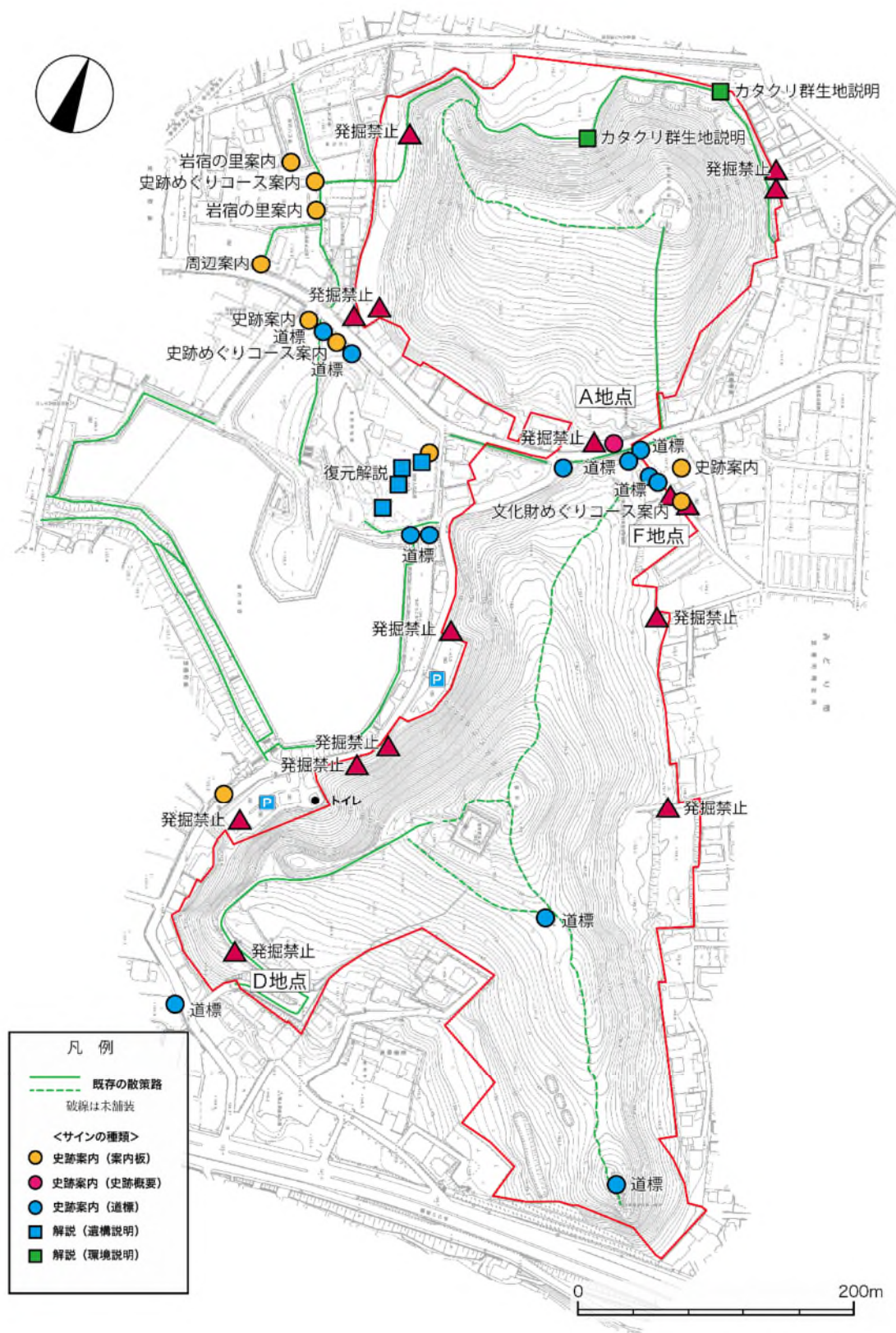


図 5-1-4 現在のサイン位置

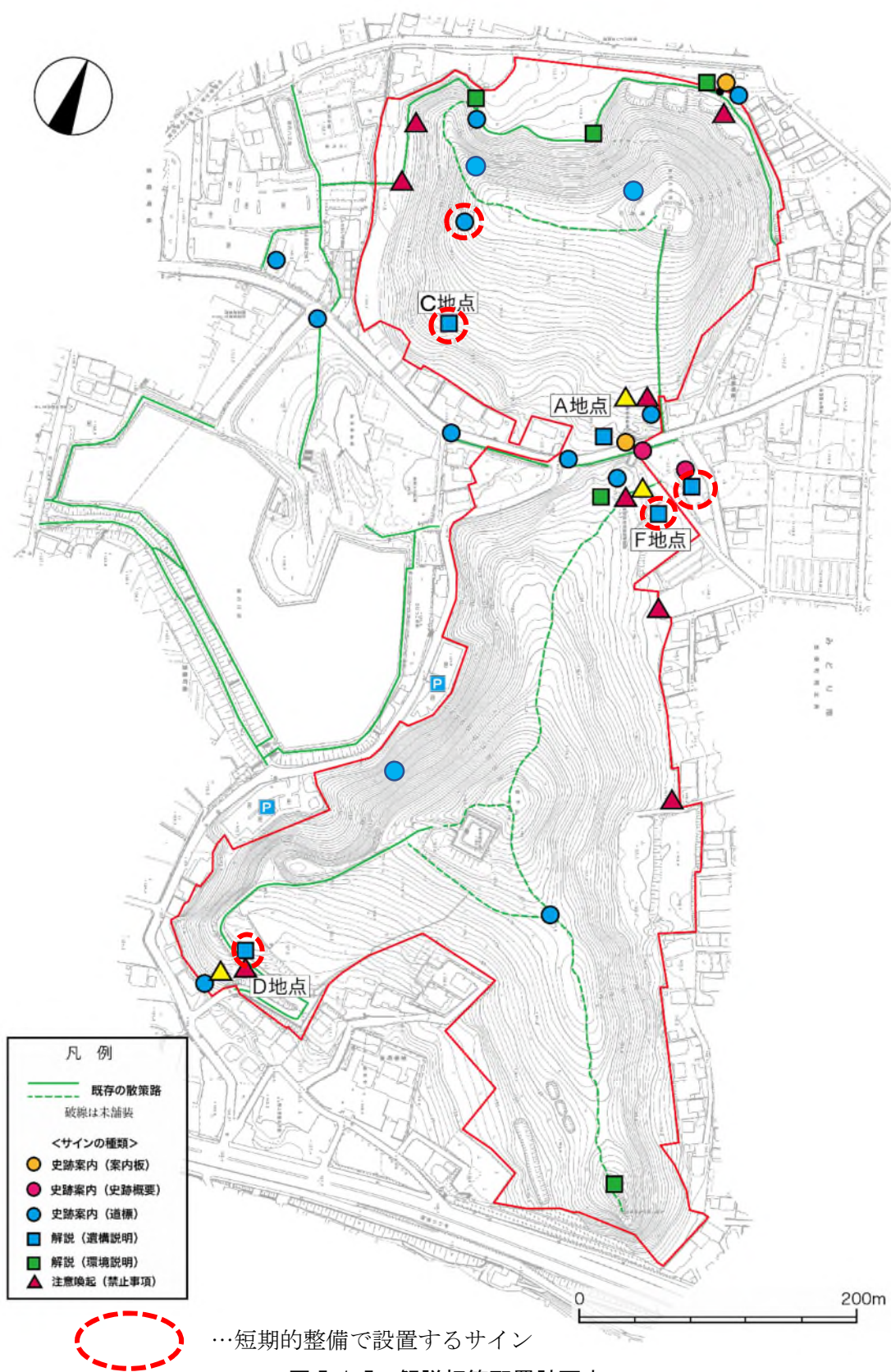


図 5-1-5 解説板等配置計画案

第2節 短期的整備計画

短期的整備範囲は図 5-1-2 で短期的整備計画範囲としたエリアとし、事業期間は6年間（令和6（2024）年度～11（2029）年度）とする。

短期的整備では、遺物包含層の保護、未整備地点の整備、既存施設の改修・更新、安全対策、植生管理を主体とした整備を実施する。

また、史跡岩宿遺跡は、昭和41（1966）年度から整備を開始し、昭和62（1987）年度から平成元年（1989）年度にかけて国庫補助金、群馬県補助金によって「史跡岩宿遺跡保存整備事業（岩宿遺跡B地点保存修理及び地層保護観察施設の設置）」を行ったため、国庫補助事業にならない事業がある。国庫補助事業にならないものは、みどり市の単費もしくはその他事業として実施する。国庫補助で実施する事業とその他の費用で実施する事業を表 5-2-1 のように整理した。

表 5-2-1 短期的整備の内容

ゾーン		整備内容	
		国庫補助事業	その他整備事業
I	A地点	・地形復元（包含層保護）	
	B地点	・展示更新（F地点地層剥ぎ取り）	・史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設の改修（カビ対策） ・解説映像の更改 ・多言語対応（QRコード）
	C地点	・A地点-C地点間のルート整備 ・調査地点の平面表示 ・解説板、道標設置 ・植生管理（竹の伐採）	・調査位置の確認調査
	F地点	・地形復元（包含層保護） ・B地点-F地点間の植栽撤去（連続空間を作る） ・植栽、解説板、地形模型等設置	
	市道		・安全対策（ソフト面）
II	D地点		・移動可能な解説板設置
	擁壁	・改修工事（包含層保護）	
IV	琴平山東造成地	・地下水の保水・排水対策（雨水・湧水対策） ・植生管理（除草）	
	カタクリ群生地	・植栽	
V	E地点		・移動可能な解説板設置
全体	植生管理	・危険木伐採（ニセアカシア等）	
その他	活用	・活用プログラムの拡充・開発	・岩宿博物館のリニューアル

1. ゾーンⅠ

ゾーンⅠ（図5-2-1）は、重要な発掘調査が行われた地点が集中しているゾーンである。しかし、過去の造成等により関東ローム層が露出し、地層の風化や倒木により史跡の本質的価値である遺物包含層が損なわれるおそれがあり、遺物包含層の保存整備を早急に行っていく必要がある。また、A地点、B地点の活用整備が経年劣化しているほか、A地点、B地点以外の地点はこれまで整備が行われておらず、活用のための整備が必要である。



図5-2-1 ゾーンⅠ範囲

（1）A地点

1）遺構保全計画（地形復元）

○整備背景

- ・A地点は史跡指定以前に行われた住宅用通路の整地により、地形が改変されており、今後起こり得る倒木等の遺物包含層の毀損が懸念されている。

○基本方針

- ・A地点裏の地形を開発以前の地形に復元し、遺物包含層を保護する（国庫補助事業）。

○方法

- ・関東ロームが露出している場所は、碎石・山砂等で地形復元を行う。
- ・地形復元にあたっては、雨水の貯留や排水にも配慮する。

（2）B地点

1）史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設の改修計画

○整備背景

- ・地下に埋設した施設のため湿度が高く、湿気による様々な問題（カビ等）が発生している。
- ・放映しているアニメーションは供用開始当初に作成したもので、現在の考古学・地質学研究の現状に内容が合わなくなっている。
- ・地層剥ぎ取り展示が退色しており、発掘当時の姿ではなくなっている。

○基本方針

- ・史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設のカビ対策などの施設内改修を行う（単費事業、他事業）。
- ・アニメーション映像を更改する（単費事業、他事業）。

- ・今後地層を露出する予定のあるF地点の地層を剥ぎ取り、展示の更新する（国庫補助事業）。

○方法

- ・防湿対策を中心とした空調設備の改修を検討する。
- ・内装は、防湿・耐湿、防カビ・耐カビに優れた素材を検討する。
- ・展示物の退色防止のため、照明のLED化を進める。
- ・映像の更改は、発掘調査や関係資料の写真、アニメーション等を駆使し、史跡の本質的価値及び日本の旧石器時代について理解しやすい内容を検討する。外国人や中高生の語学教育に供することができるように多言語展開を行う。
- ・映像や展示物を補足するツールとして、AR、VR、QRコードなどのデジタル技術の活用も検討する。
- ・F地点の地層を剥ぎ取り、地層剥ぎ取り展示の更新を行う。

（３）C地点

1）遺構表現計画（平面表示）

○整備背景

- ・C地点は重要な調査が行われた地点であるが、全体図はあるものの、詳細な調査位置が分かっておらず整備も行われていない。

○基本方針

- ・調査地点の位置を平面表示する。
- ・未整備地点のため、整備については国庫補助事業として行う。

○方法

- ・位置を特定するために、トレンチ位置把握のための調査（発掘調査、地中レーダ探査等）を行う（単費事業、他事業）。
- ・平面表示は周囲と区別できる素材を使用する。素材については、史跡の景観に配慮するとともに、施工性、耐久性、維持管理等も踏まえて検討する（写真 5-2-1）。



建物の平面表示（荒船風穴）



礎石の平面表示（九戸城）

写真 5-2-1 平面表示の事例

2) 案内・解説に関する計画（解説板、道標）

○整備背景

- ・ C 地点は、重要な調査が行われた場所であるが解説板等が整備されておらず、史跡の本質的価値や新たな価値、C 地点の位置が来場者に周知されていない。

○基本方針

- ・ C 地点に解説板と道標を整備する（国庫補助事業）。

○方法

- ・ 遺物包含層への影響がないよう考慮した設置場所、工法の検討を行う。
- ・ 工事立会や事前調査等により史跡の保存状況や新たな価値を確認する。
- ・ デザインや内容の統一を図り、景観を阻害しない色、形状とする。
- ・ 対候性、耐久性を考慮した素材とする。
- ・ 情報の更新が可能な形状、構造とする。
- ・ イラストや写真等を用いてわかりやすい説明を心がけるとともに、多言語表示も検討する。
- ・ 現地で実現できないことを補うため、AR・VR による解説ツール等も積極的に活用する。

解説板の記載事項

- ・ 現在地と史跡散策ルートのご案内
- ・ （発掘調査地点）調査年月、調査トレンチの位置、調査の概要
- ・ （その他の場所）現地及び現地からの景観の見どころ等史跡の価値に関する解説
- ・ QR コード等の貼付により、WEB 解説との連動を検討する。

種類		掲載情報
史跡案内	案内板	・ 史跡の総合案内 (順路、史跡と現在地の位置関係、注意喚起等)
	史跡概要	・ 史跡の概要（概要、指定範囲、歴史等） ・ 関連する遺跡
	道標	・ 各所の道案内 ・ 順路案内 ・ 現在地表示
解説	遺構説明	・ 名称 ・ 位置表示 ・ 遺構解説
	環境説明	・ 周辺の環境説明 ・ 樹木の説明（名称、種類、特徴等）
注意喚起	危険表示	・ 落石注意 ・ 転落注意 ・ 動物注意等
	禁止事項	・ 立ち入り禁止 ・ 火気使用厳禁等

3) A地点-C地点間のルート整備

○整備背景

- ・現在C地点へ向かう道は整備されておらず、C地点へ向かうことはできない状態である。

○基本方針

- ・A地点からC地点へ向かう散策路を整備し、人が立ち入れるようにする（図5-2-2）。

○方法

- ・木チップを用いて散策を舗装する。木チップの一部は史跡内支障木を用いる。
- ・散策路はカタクリ群生地散策路へ繋がるようにする。



図5-2-2 A地点-C地点間のルート案

(4) F地点

1) 遺構保全計画（地形復元）

○整備背景

- ・F地点は史跡指定以前に行われた工場用地造成により、地形が改変されており、今後起こり得る倒木等の遺物包含層の毀損が懸念されている。

○基本方針

- ・ F 地点の地形を開発以前の地形に復元し、遺物包含層を保護する（国庫補助事業）。
- ・ 埋没谷を再現する。

○方法

- ・ 関東ロームが露出している場所は、砕石・山砂等で地形復元を行う。
- ・ 地形復元にあたっては、雨水の貯留や排水にも配慮する。

2) 案内・解説に関する計画（解説板、地形模型）

①解説板

○整備背景

- ・ 平成 29（2017）年に追加指定された F 地点は、重要な調査が行われた場所であるが解説板等が整備されておらず、史跡の本質的価値や新たな価値が来場者に周知されていない。

○基本方針

- ・ F 地点に解説板を整備する（国庫補助事業）。

○方法（解説板の記載事項については C 地点解説板を参照）

- ・ 遺物包含層への影響がないよう考慮した設置場所、工法の検討を行う。
- ・ 工事立会や事前調査等により史跡の保存状況や新たな価値の把握を確認する。
- ・ デザインや内容の統一を図り、景観を阻害しない色、形状とする。
- ・ 耐候性、耐久性を考慮した素材とする。
- ・ 情報の更新が可能な形状、構造とする。
- ・ イラストや写真等を用いてわかりやすい説明を心がけるとともに、多言語表示も検討する。
- ・ 現地で実現できないことを補うため、AR・VR による解説ツール等も積極的に活用する。

②地形模型

○整備背景

- ・ 史跡の活用部分は局所的であり、史跡全体が活用されている状態ではない。

○基本方針

- ・ 史跡岩宿遺跡の概要がわかるものとして F 地点に地形模型を展示する（国庫補助事業）。

○方法

- ・ コンター模型を製作する（写真 5-2-2）。

- ・ 模型部の材質は、来場者が触れることを前提に陶器、金属（アルミ、ステンレススチール等）の使用を検討する。



九戸城



金山城

写真 5-2-2 地形模型例

地形模型のサイズ

サイズは2案を検討している。

- ①大間々扇状地全体を含むコンター模型を製作する場合

縮尺： 1/200,000 で模型の幅 1,000 mm × 奥行き 1,600 mm

- ②史跡指定地とその周辺に特化したコンター模型を製作する場合

縮尺： 1/1,000 で模型の幅 600 mm × 奥行 1,000 mm

地形模型の概要

- ・ ①の場合

稻荷山・琴平山からなる岩宿小丘は、大間々扇状地に島状に点在する独立丘陵上にあり、旧石器人にとってはランドマークになっていたと考えられる。この2つの丘陵の地形面や主要な旧石器時代遺跡の分布を表示する。

- ・ ②の場合

岩宿遺跡と岩宿Ⅱ遺跡の発掘調査により、旧石器時代（岩宿時代）の石器群は、2つの丘陵の鞍部を谷頭にして、この谷を取り囲んで馬蹄形に広がっていたことがわかってきた。各調査地点の位置も表示し、旧石器時代の岩宿遺跡のあり方を示す。

3) 修景植栽計画（植栽）

○整備背景

- ・ 史跡内の樹木は、史跡指定前から自生しているものであり、岩宿時代の植生を反映しているわけではない。

- ・ F 地点が追加指定となったが、B 地点の境界に植えられた植栽（昭和 63（1988）年起工 史跡岩宿遺跡 B 地点保存修理工事）により両エリアが分断されている。

○基本方針

- ・ F 地点に岩宿時代の景観をイメージした植栽を行う（国庫補助事業）。
- ・ B 地点、F 地点を分断している植栽を撤去し、連続した空間として整備する（国庫補助事業）。

○方法

- ・ B 地点-F 地点の境界の植栽は撤去する。
- ・ F 地点の地形復元後に植栽をおこなう。
- ・ 樹種の選定にあたっては、地形の保全を第一義に、落葉広葉樹で周辺の景観に合った樹種、またクヌギやクリ、オニグルミ、クマザサ、クロマメノキなど活用にも供する樹種を選定する。

（５）市道１級１号線

１）安全対策計画（ソフト面）

○整備背景

- ・ A 地点と B 地点の間には車通りが多い市道があり、横断歩道はあるものの信号はなく危険な状態である。

○基本方針

- ・ ソフト面から見学者の安全対策を行う。

○方法

- ・ 見学者向けに横断時注意の看板、ポスターを設置し注意を促す。
- ・ 遺構観察施設職員による来場者への声掛けや横断旗などを配置する。
- ・ 車両に対しても、徐行や歩行者への注意を促す標識等の設置を検討する。

２．ゾーンⅡ

ゾーンⅡ（図 5-2-3）は、重要な調査が行われた地点であるにもかかわらず、発掘調査の成果等が研究途上であることもあり、その重要性が周知されているとはいいがたいゾーンである。

ゾーンⅡに以前あった旧ゴルフ練習場の下の擁壁の老朽化が進み、一部目地のコンクリートに亀裂が認められる。



図 5-2-3 ゾーンⅡ範囲

(1) D地点

1) 案内・解説に関する計画（簡易解説板）

○整備背景

- ・D地点は昭和46（1971）年以降発掘調査が行われておらず、未整備である。
- ・岩宿ゼロ文化の資料を含む層が認められた地点であり、史跡の本質的価値や新たな価値を来場者に周知していく必要がある。

○基本方針

- ・今後調査を行ったうえで看板等を整備する。そのため、短期的計画では移動可能な簡易看板を市単費事業として設置する。

○方法（解説板の記載事項についてはC地点解説板を参照）

- ・遺物包含層への影響がないよう考慮した設置場所、工法の検討を行う。
- ・デザインや内容の統一を図り、景観を阻害しない色、形状とする。
- ・対候性、耐久性を考慮した素材とする。
- ・情報の更新が可能な形状、構造とする。
- ・イラストや写真等を用いてわかりやすい説明を心がけるとともに、多言語表示も検討する。
- ・現地で実現できないことを補うため、AR・VRによる解説ツール等も積極的に活用する。

2) 遺構保存計画（擁壁の改修）（図5-2-4）

○整備背景

- ・D地点のある旧ゴルフ練習場跡の玉石積み擁壁の目地の一部に老朽化による亀裂が認められる。擁壁が崩落した場合、遺物包含層が毀損する恐れがある。
- ・現地踏査の結果、石積み擁壁の前面の舗装には、道路延長方向にクラック（引っ張りクラック）が見られ（写真5-2-3）、舗装の一部が欠けて地山との間に隙間が生じている（写真5-2-4）。また、石積み擁壁の右端基礎部から湧水が見られる（写真5-2-5）。このことから、擁壁のクラックは沈下に伴うもので、地すべり等の外力が作用しているものではないが、既に構造物としての機能を果たしていないため、撤去して擁壁を再構築することが望ましい。

○基本方針

- ・擁壁の改修を行う（国庫補助事業）。

○方法

- ・現地調査により擁壁の変状状況、変状要因等を特定し、必要な対策工事を行う。
- ・改修方法は極力擁壁背面の土砂の掘削を伴わない工法とする。



図 5-2-4 D地点旧ゴルフ練習場跡 擁壁毀損状況



写真 5-2-3 擁壁のクラック状態



写真 5-2-4 舗装と地山との間の隙間



写真 5-2-5 石積み擁壁右端基礎部の湧水

3. ゾーンⅣ

ゾーンⅣ（図 5-2-5）は、ゾーンⅠ～Ⅲを除いた地域にあたり、史跡全体の約 2/3 の面積を占め、岩宿小丘の地形の骨格をなす部分である。稲荷山及び琴平山の最高標高点付近の露頭で関東ローム層が薄く堆積していることが確認されるが、旧石器時代の遺物の包蔵が見込めない地区である。

短期的計画ではその内、カタクリ群生地、琴平山東造成地の整備を行う。

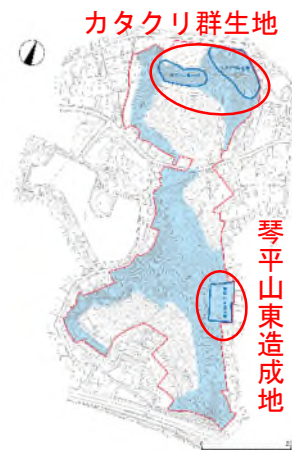


図 5-2-5 ゾーンⅣ範囲

（１）カタクリ群生地

カタクリ群生地は、令和 4（2022）年度にニセアカシアの倒木による近隣住宅に被害が及んだため、同年度に危険木伐採を行ったことにより、景観や環境が大きく変化した。

1）修景植栽計画（植栽）

○整備背景

- ・令和 4（2022）年度にニセアカシアが倒木し、近隣住宅に被害が及んだため、同年度に危険木の伐採を行った。
- ・その結果、カタクリ群生地に日が入るようになったため、今後カタクリの自生範囲が縮小する恐れがある。
- ・カタクリ群生地は地元住民の憩いの場であり、市外からも来訪者が訪れる。

○基本方針

- ・植栽及び植生管理を行い（図 5-2-6）、カタクリ群生地の保全に努める。
- ・カタクリ群生地の修景を行う。

○方法

- ・カタクリ群生地の生育環境を維持するため、適度の下草刈りや間伐等を行い、植樹されたクヌギや自然植生のシデ類の若木を健全に生育させる等の管理を行う。
- ・ニセアカシアにおいては、伐採を行った後に、伐採面からの萌芽を抑制するために除草剤を直接塗布する。
- ・散策道の周囲には、コナラやクヌギ、山椒などの萌芽が確認されているため、散策道の維持・管理のために、必要に応じて適切な場所へ移植する。
- ・植栽する場合は、散策道周りにはカエデ類やハシバミなど低木を植樹し、散策道の内側（法地）には上述の低木に加えてコナラやシデ類を混植する。クヌギ等の高木になる種は、倒木を見越して家屋から近い場所には植樹しないようにする。
- ・遺物包含層の保護を考慮し、防根シートの使用など工法の検討を行う。
- ・定期的に点検を行い、危険木の伐採や間伐を計画的に実施する。

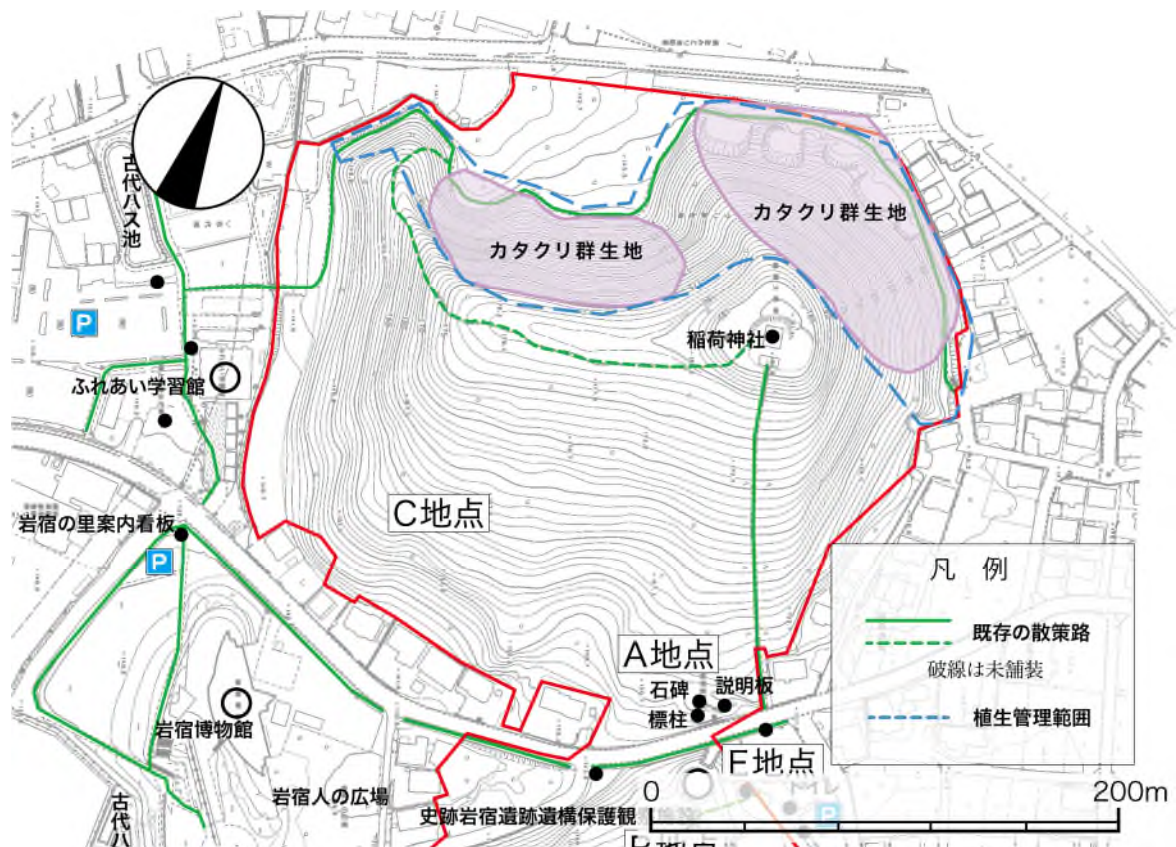


図 5-2-6 植生管理範囲

(2) 琴平山東造成地

琴平山東造成地は、平成 20 年のダウンバーストにより樹木が軒並み倒れ、草地化したことにより史跡の景観を損ね、山としての保水力が低下している。また、この地域は過去の造成により比較的広い平坦面がひな壇状に整地され、遺物包含層が広範囲に損なわれていることが予想されることから、琴平山の東部から南部にかけての史跡の保存管理拠点として利用することを計画している。

1) 修景植栽計画（植生管理、植栽）

○整備背景

- ・昭和 62 (1987) 年に治山工事と保水や修景のためにニセアカシア（ハリエンジュ）の植栽が行われたが、成長は早い根張りが狭く浅いことから、強風や集中豪雨等より倒れやすく、平成 20 (2008) 年 7 月に群馬県東部で発生したダウンバースト現象により壊滅的な被害となり、荒れ地となって現在に至っている。その結果、夏季は雑草の繁茂が著しく、地域住民から改善の要望が強く出されている。

○基本方針

- ・ 植生を適切に維持管理するとともに、湧水対策のための植栽を検討する。

○方法

- ・ 草本類については、定期的に除草を行い維持管理する。
- ・ 大雨時の湧水対策として、保水力のある樹種の植栽なども検討する。
- ・ 必要な場合には、危険木の伐採を行う。

2) 雨水・湧水対策

○整備背景

- ・ 上述のダウンバースト現象により壊滅的な被害となり、荒れ地となっている。その結果、台風や集中豪雨による湧水が周辺の人家に及ぶ一因が荒れ地化にあるのではないかと指摘され、地域住民から改善の要望が強く出されている。
- ・ ダウンバースト時の現地調査で、造成地の遺物包含層の状態を一部確認し、被害は盛土部で収まった。
- ・ ハンドヘルド LP による地形測量の結果（図 5-2-7）、左側アパートの前面の平場が相対的に神社側（右側）の平場に比較して、比高で 1 m 強低くなっており、水のたまりやすい地形形状であることが分かった（写真 5-2-6）。

○基本方針

- ・ 現地状況を把握し、必要な排水対策を行う。
- ・ 雑草の繁茂や排水対策の要望が強いことから、排水対策を実施するまでの間は応急的な対応を行う。

○方法

- ・ 史跡周辺では雨水対策が行われており、指定地境界付近には雨水枡が設けられ、側溝で市道 2083 号線に接続している。そのため指定地内の排水対策を行う際には、この枡に接続することを検討する（図 5-2-8）。
- ・ 遺物包含層の全体状況は不詳であることから、工事時の立会や事前の発掘調査等により確認する。
- ・ 応急的な措置を行う場合は、地形を改変しない工法を検討する。

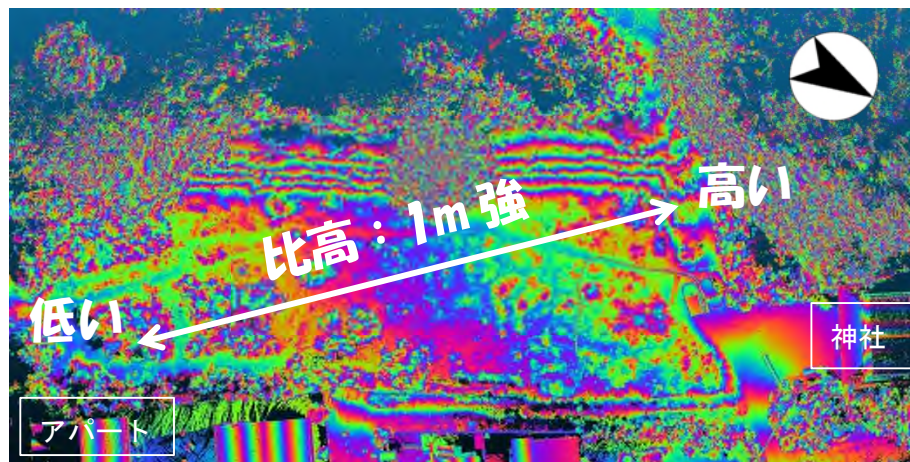


図 5-2-7 琴平山東造成地 ハンドヘルド LP による測量結果



写真 5-2-6 琴平山東造成地



図 5-2-8 市道笠懸 2028 号線雨水対策設計（加筆）

4. ゾーンV

ゾーンV（図 5-2-9）は指定地外で、現在駐車場になっている場所である。ゾーンVには、昭和 62（1987）年にB地点の史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設（通称「岩宿ドーム」）の建設に伴い、駐車場の整備を行うために緊急発掘調査が行われ、石器ブロックが見つかったE地点がある。



図 5-2-9 ゾーンV範囲

(1) E 地点

1) 案内・解説に関する計画（簡易解説板）

○整備背景

- ・ E 地点は昭和 62（1987）年に発掘調査が行われ、石器ブロックが見つかったことで岩宿時代の石器群が東方に広がりを持って分布することが明らかになった地点であるが、埋め戻されて駐車場として整備されている。
- ・ 史跡の追加指定はされていないが、岩宿時代の遺物が残っている可能性が高く、史跡の本質的価値として来場者に周知していく必要がある。

○基本方針

- ・ 今後調査を行ったうえで解説板等を整備する。
- ・ 短期的計画では、これまでの発掘調査成果について解説するための移動可能な簡易解説板を設置する。（市単費事業）

○方法（解説板の記載事項についてはC 地点解説板を参照）

- ・ 遺物包含層への影響がないよう考慮した設置場所、工法の検討を行う。
- ・ デザインや内容の統一を図り、景観を阻害しない色、形状とする。
- ・ 耐候性、耐久性を考慮した素材とする。
- ・ 情報の更新が可能な形状、構造とする。
- ・ イラストや写真等を用いてわかりやすい説明を心がけるとともに、多言語表示も検討する。
- ・ 現地で実現できないことを補うため、AR・VR による解説ツール等も積極的に活用する。

第3節 関連文化財等との活用連携計画

史跡岩宿遺跡の北西約 4 km の場所に、史跡西鹿田中島遺跡が所在している。西鹿田中島遺跡は、「土器のある旧石器時代」ともいわれる縄文時代草創期の遺跡として史跡指定されており、旧石器時代の岩宿遺跡と連動させた史跡の活用を進めていく必要がある。

また 2 つの史跡の間には、鹿田山丘陵と呼ばれる大間々扇状地に浮かぶ独立丘陵が存在する。この丘陵には旧石器時代から近世に至る遺跡や文化財が多数点在するほか、鹿田山の自然を楽しめる鹿田山フットパスが整備されている。また、令和 4（2022）年度～令和 7（2025）年度にかけて総合的なスポーツを中心とした都市公園「西鹿田グリーンパーク」が建設される。これらの資産を史跡の活用と連動させ「文化財ネットワーク」や「地域資産ネットワーク」の構築を行い、さらにはフットパスを推進し、みどり市笠懸町の魅力発信を行っていく。また、この試みをさらに市内全体に広げ、みどり市全体の魅力発信につなげていくものとする。

図 5-3-1、図 5-3-2 に文化財ネットワークと散策コース案を示す。

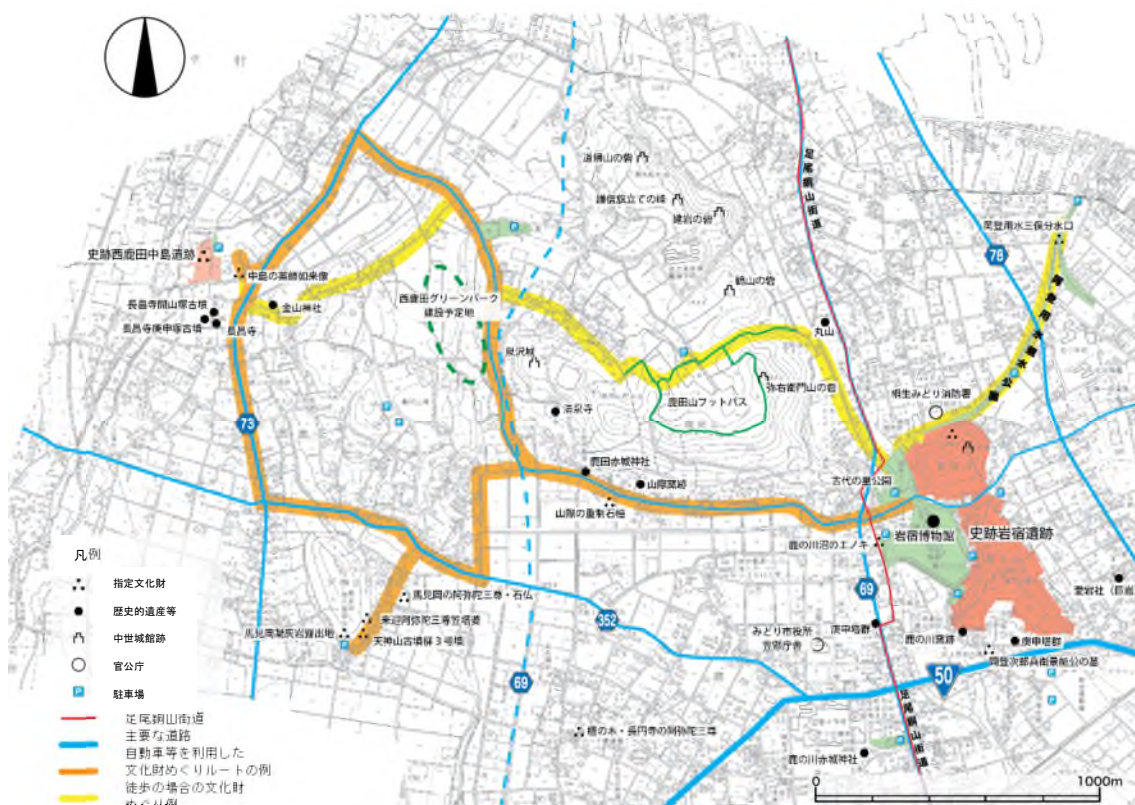


図 5-3-1 文化財ネットワークと散策コースモデル案（移動手段別）（出典『保存活用計画』）

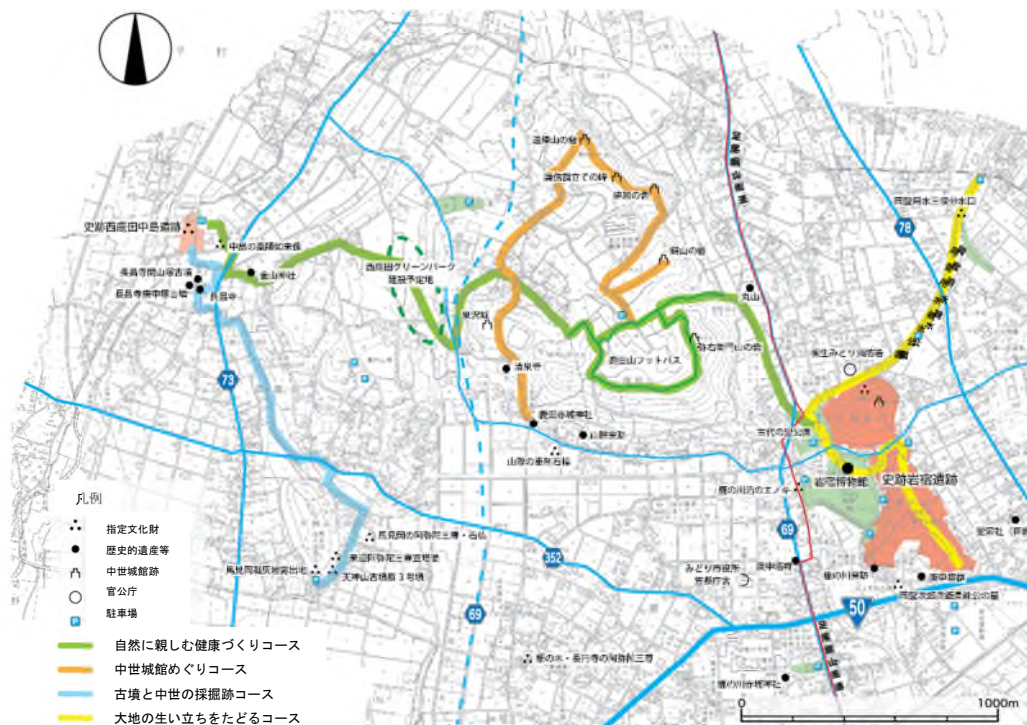


図 5-3-2 文化財ネットワークと散策コースモデル案（目的別）（出典『保存活用計画』）

第4節 整備事業に必要となる調査等の計画

史跡岩宿遺跡では、昭和 24（1949）年から発掘調査を行ってきたが、史跡指定から本計画策定まで指定地内において計画的な発掘調査は行われてこなかったため、史跡指定地内では発掘調査が未実施の範囲も多く残っている。そのため、必要な発掘調査をおこない、遺構の状況を確認したうえで、その結果をもとに整備をおこなう。

なお、これまでの発掘調査箇所の中には詳細な位置が不明な地点もあるため、これらの地区については調査地点確認のための調査を行う。その際、地中レーダ探査等の科学的手法も活用し、効率的に非破壊で把握することも検討する。

発掘調査を実施した際に試料を採取することができた場合には、植栽する樹種決定のための花粉分析等の科学分析調査の実施も検討する。

また、調査や設計を行うために必要な場合は、詳細な地形平面図や断面図等の作成を行うとともに、展示や解説にも利用できる 3 次元レーザ測量による遺跡全体の地形データを取得するための測量も行っていく。

史跡内に生育している樹木や草本類を適切に維持管理していくためには、重要種や既存植生、危険木の調査も必要である。さらに斜面の土砂流亡等の危険性については地形・地質的な調査も必要になる。

短期的整備及び中期的整備に向けて短期的整備期間中に必要な調査を表 5-4-1 に示す。

表 5-4-1 整備事業に必要な調査

項 目	目 的
発掘調査	・ 整備箇所の遺物包含層の確認（A 地点、B 地点を除く） ・ 発掘調査地点周辺の遺物包含層の広がり確認 ・ その他、史跡内の遺物包含層の確認
地中レーダ探査	・ C 地点の調査地点（調査範囲）の確認
科学分析調査	・ 植栽する樹種決定のための基礎資料の収集 （発掘調査に伴って実施）
測量	・ 調査や設計のために必要な平面図、断面図の作成 ・ AR や VR に利用するための 3 次元データ取得
植生調査	・ 危険木の調査 ・ 重要種の確認 ・ 植生管理の基礎資料の収集
地形・地質調査	・ 土砂崩れ等の危険性把握

第5節 公開・活用計画

史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設及び岩宿博物館の展示と、既存の学校教育、社会教育のためのプログラム等を充実させるとともに、新しい活用拠点を増やし、多様なニーズに対応できる体験プログラム、イベント等を各種関係団体と共に創出する。

また、令和7（2025）年度には相澤忠洋資料の寄贈に伴う岩宿博物館の更新が終了し、令和8（2026）年にはリニューアルオープン予定であり、短期的整備事業に伴う遺構保護観察施設の展示や映像のリニューアルとともに活用を図っていく。

具体的には以下のようなことを検討する。

（1）史跡の活用に向けた市民との協働体制の構築

・「岩宿博物館友の会」との連携強化

友の会は、①岩宿時代を学び、考えていく中で会員相互の知識と同好の人々の親睦を深めていくこと、②博物館活動を支援すること、の2点を主旨として平成5（1993）年に設立された。日本の旧石器時代（岩宿時代）の理解や情報発信を進めていく上で連携の強化を今後とも図っていく。

・「岩宿の里に古代米を栽培する会」との連携強化

岩宿博物館の周辺部の活性化を図るために、平成21（2009）年に稲荷山の西・岩宿博物館の北に古代の里公園やふれあい学習館が整備され、公園内には古代米を栽培する水田や畑が整備された。岩宿の里に古代米を栽培する会もその際に組織され、岩宿の里米っこクラブの活動を指導し、地域のこどもたちに通年で米作りを指導している。今後も連携を継続・強化し、地域に活気をもたらす仕組みの構築を進めていく。

・文化財愛護団体の組織化を進める

史跡や周辺には、生涯学習や学校教育の場だけでなく、健康づくりや子育て、自然観察等様々な目的で来場する人々がいる。そのような人々や地域の人々を活用の場に巻き込んでいくことで、文化財の保護に関心を持ってもらえるような仕組みを作っていく。

フットパスの計画や体制づくりを整えることなど、市民が行政と手を携えて史跡の保存活用に参画できる体制を構築する。

（2）学校教育における活用

・岩宿博物館と市内学校の連携を継続

・岩宿博物館と市外学校の体験教室の活用継続

▶岩宿遺跡周辺の地形や自然、周辺部の大地の生い立ちまで学習できる場の提供

・岩宿博物館主催の自由研究イベントの継続と体制強化

・岩宿文化賞学生部門賞の継続

・博物館実習生の受け入れの継続

・学生インターンシップ（中学生・高校生）の受け入れ体制の構築

（３）社会教育における活用

- ・ 常設展示の充実
 - ▶ 現代的なニーズに合う展示手法の検討
 - ▶ 多言語化
 - ▶ 映像解説の更改と多言語化
 - ▶ QR コードを設置し、WEB 解説と連携
 - ▶ 相沢忠洋資料の博物館展示
- ・ 既存施設の多目的な展開
 - ▶ 広い遺構保護観察施設の展示室を活用した市民イベントの開催
 - ▶ 音響の良い岩宿博物館の常設展示室を活かした音楽イベントの継続
- ・ 講座事業の継続と充実
- ・ WEB 解説
 - ▶ インターネットに解説を公開
 - ▶ QR コードとの連携

（４）学術の振興

- ・ 史跡岩宿遺跡の発掘調査
- ・ 岩宿博物館の学術振興事業の拡充と市民参加の推進（岩宿フォーラム等）
- ・ 岩宿文化賞の運営見直しと周知

（５）情報発信

- ・ パンフレット設置箇所を増やす（史跡内、駐車場市内公共施設、公共便所など）
- ・ パンフレットの更新、充実など（見学コースを追加等）
- ・ ホームページの充実（最新調査成果、体験学習・イベント情報、季節の見どころ、館長ブログ、等）
- ・ SNS 等の活用（体験学習の募集、イベント情報、季節の見どころ、等）
 - ▶ 来訪者が SNS で情報発信を行うイベントの企画・開催
 - ▶ SNS の特徴である情報の即時性を活かしたライブ配信や新しい知見の発信など
- ・ 他史跡と連携したパンフレットの作成（みどり市史跡マップ、群馬県内の旧石器時代遺跡めぐり、等）

（６）デジタルデータを用いた活用

- ・ 大学機関に所蔵されている電子データやアーカイブを用いた活用（デジタル資料の公開・展示）
- ・ デジタル化に資する資料の収集（地元住民が持っている岩宿遺跡の発掘写真や証言など）

- ・AR、VR を活用した史跡表現（発掘調査地点の立体表示、アーカイブ、バーチャルツアー）
- ・QR コードを活用し、多言語に対応した解説を行う。
- ・史跡内でプロジェクションマッピングを行う（史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設内やF 地点などの開けた野外など）。
- ・アプリやゲームによる体験型の史跡学習（史跡散策、クイズ）
- ・YouTube などの動画配信サービスで史跡の勉強動画や企画配信などを行う。

（７）岩宿博物館と連帯した活用

相澤忠洋資料の寄贈に伴う博物館のリニューアルが令和 7（2025）年度に終了予定である。そのため、岩宿博物館のリニューアル内容と短期的整備事業内容を絡めて公開活用を図る。

公開活用内容としては、岩宿博物館と史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設の展示内容の棲み分けを行う。岩宿博物館では岩宿時代および岩宿遺跡の歴史、史・資料展示を行い、史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設では、発掘地点に配置されていることを活かし、発掘当時の写真や剥ぎ取り地層を展示するなど、岩宿遺跡の発掘調査について学べる施設とする。

第 6 節 管理・運営計画

管理運営は引き続きみどり市文化財課が中心になって行うものとするが、岩宿遺跡を活用した地域の振興に関する事業や、防災や実際に災害が起こった時の対策は、関係部局と連携し、史跡岩宿遺跡をはじめとした文化財の価値を共有し、その保存と活用に関する緊密な情報交換や助言・支援が要請できる体制を構築する。関係者が多くなることによって、業務の増大が予想されることから、様々な事業の実施にあたっては、適切な人的措置や予算措置により、運営体制を整備していく必要がある。

また、史跡の活用や管理においては、市民や地域の方に史跡の運営に積極的に関わっていただけるよう、史跡に興味を持っていただけるような交流の場を継続的に設け、地域住民等と協働での管理運営体制のあり方を検討していく。

史跡をめぐる各事業を円滑に管理・運営していくために、それぞれの進捗状況を点検し、保存管理及び活用のあり方を恒常的に検討していくものとする（図 5-6-1）。

（１）史跡内

- ・日常的な維持管理（除草、清掃、維持など）：みどり市（文化財課）、地域住民（市民団体等）
- ・公益的施設の管理
市道：みどり市（建設課）

電柱及び電線：東京電力パワーグリッド株式会社

上水道関係の施設：群馬東部水道企業団

都市ガス管：桐生瓦斯株式会社

- ・ 史跡内のアカマツの枯損木の伐採・消毒：みどり市（農林課）
- ・ 危険箇所のモニタリング
- 国道 50 号線関係：桐生国道維持出張所
- 急傾斜地関係：危機管理課・建設課桐生土木事務所

（２）史跡外

- ・ 岩宿博物館・古代の里公園：文化財課・岩宿博物館、地域住民（市民団体）
- ・ 鹿の川沼・岡登用水親水公園：建設課・農林課・藪塚台地土地改良区

（３）緊急対応

- ・ 災害対応：文化財課・建設課・危機管理課
- ・ 動植物に関する緊急対応：文化財課・農林課
- ・ 廃棄物の不法投棄：文化財課・生活環境課

（４）活用

- ・ イベント運営活用：文化財課、社会教育課、観光課、社会教育団体、市民団体（博物館友の会、岩宿の里に古代米を栽培する会等）、NPO 法人、みどり市観光ガイドの会、民間企業、地域住民等
- ・ 学術振興：文化財課、大学・研究機関等

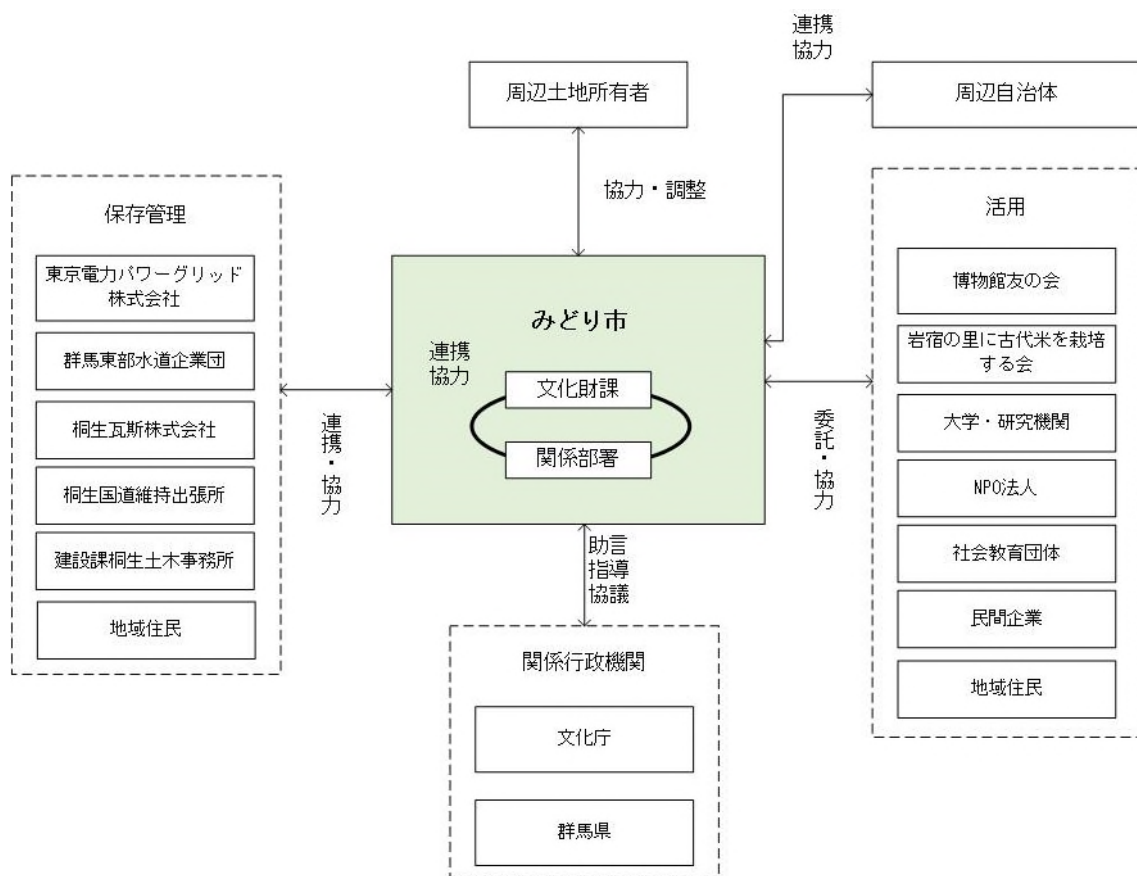


図 5-6-1 管理運営体制図

第7節 事業計画

史跡岩宿遺跡を効率的かつ重点的に整備をすすめるにあたり、各地区の整備内容の特徴を踏まえた開始時期と整備期間を設定し、安全対策等の緊急度を勘案しながら、調査研究に基づき整備を進めることとする（表 5-7-1）。

表 5-7-1 事業計画（ハード面）

ゾーン・項目				年 次						中期的整備 2030～ (R12)	長期的整備
				2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)		
史跡内	Iゾーン	A地点	地形復元	包含層保護	基本設計			実施設計	工事		
		B地点	史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設	解説映像の更改(多言語化対応)	更新						
				施設内のカビ対策	設計	工事					
		C地点	調査	地中レーダ探査	調査						
				発掘調査		調査					
			伐採	竹の伐採	実施						
			園路工	A地点-C地点周遊ルート	基本設計			実施設計	工事		
			サイン	解説板、道標	基本設計			実施設計	工事		
			平面表示	C地点に平面表示整備	基本設計			実施設計	工事		
		F地点	地形復元	包含層保護、埋没谷復元	基本設計		実施設計	工事			
			植栽工	F地点に活用資する植物を植える	基本設計		実施設計	工事			
				B地点-F地点間の植栽を撤去	基本設計		実施設計	工事			
			サイン	解説板	基本設計		実施設計	工事			
			地層剥ぎ取り	史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設で展示する。	基本設計		実施設計	工事			
			地形模型	岩宿遺跡全体が分かる地形模型	基本設計		実施設計	工事			
	IIゾーン	安全対策	市道	市道の改良		調査・検討					実施
		D地点	擁壁工	擁壁改修工事	基本設計			実施設計	工事		
			サイン	解説板（移動可能な簡易解説版）	基本設計			実施設計	工事		
			調査	発掘調査	調査					実施	
			保存整備	(長期計画で対応)							実施
	IIIゾーン		修景工	(中期計画で対応)						実施	
			植生管理	(中期計画で対応)						実施	
	IVゾーン	東造成地	雨水・排水工	琴平山東造成地	基本設計	実施設計	工事				
		群生地	植生管理	危険木伐採・カタクリ群生地の植栽管理	基本設計	実施設計	工事				
指定地外	Vゾーン	E地点	サイン	移動可能な簡易解説版	基本設計			実施設計	工事		
			石器ブロック復元	(中期計画で対応)						実施	
	VIゾーン	博物館	博物館常設展示の改修	(中期計画で対応)						実施	
全体		植生管理	植生管理（ニセアカシア等伐採）	支障木伐採							
			植生調査	調査							
		三次元測量	史跡全体	調査							
		散策路	(中期計画で対応)							実施	
		災害警戒区域対策	(中期計画で対応)							実施	

赤文字：国庫補助事業 黒文字：単費事業・他事業 予備年度： ➡

また、ソフト面の整備や活用プログラムについては、令和 8（2026）年度の岩宿博物館リニューアルオープンに合わせ、令和 6（2024）年度、令和 7（2025）年度に準備・検討を行い、令和 8 年度から順次実施していく（表 5-7-2）。

活用プログラムは、地元住民が史跡を理解し愛着を持てるイベントの創出を図るため、地元住民や関係団体との協議を重ね内容を決定する。更に、岩宿遺跡の価値を伝える解説スタッフの育成を行い、岩宿遺跡の価値を広める人材育成をすすめる。

解説スタッフの育成にあたっては、自主的に史跡保全や環境整備を行うサークルが結成される事を目指し、サークル支援を市が行う仕組み作りをすることで、地域を挙げて史跡環境の充実を図る土壌を築いていく。

短期的整備のソフト面の整備や活用プログラムは、中期的整備初年度（令和 12（2030）年度）に見直しを行う。

表 5-7-2 事業計画（ソフト面）

ゾーン・項目					年次		短期的整備						中期的整備
					2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030～ (R12)		
史跡内	ゾーンⅠ	安全対策	市道	横断手旗の設置	実施								
		発掘調査	C地点	市民参加のウッドチップ敷設イベント	準備・検討		実施予定	イベントの継続・管理など					
	ゾーンⅣ	群生地	植生管理	植林イベント等の実施	準備・検討		実施予定	イベントの継続・管理など					
全体	情報発信	パンフレット	パンフレットの整備			準備が整い次第実							
		ホームページSNS	ホームページの充実 SNSの開設 SNSによる参加型イベント			準備が整い次第実							
	デジタル化	アーカイブ化	デジタル資料アーカイブ化			大学機関と連携、実施							
		活用	デジタル技術を用いた活用 (史跡内にAR、VRやゲームなどを導入)	準備・検討		実施予定	見学コースの整備に合わせ随時実施						
	イベント・シンポジウム	関係団体との協	関係団体と一体となった活用プログラムの創出			継続的に実施							
		解説スタッフ	人材育成			人材育成、解説内容検						本格的に解説活動開始	
		岩宿博物館、史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設	施設を利用したイベント			継続的に実施							
		学術の振興	シンポジウム・講座 岩宿文化賞			継続的に実施							

博物館
リニューアル
オープン

見直し・再スタート

博物館
リニューアル
オープン

短期的整備の全体計画を図 5-7-1 に、イメージパースを図 5-7-2、図 5-7-3 に示す。

なお、計画の実施にあたっては、進捗状況や社会情勢を踏まえ、見直しを行うものとする。

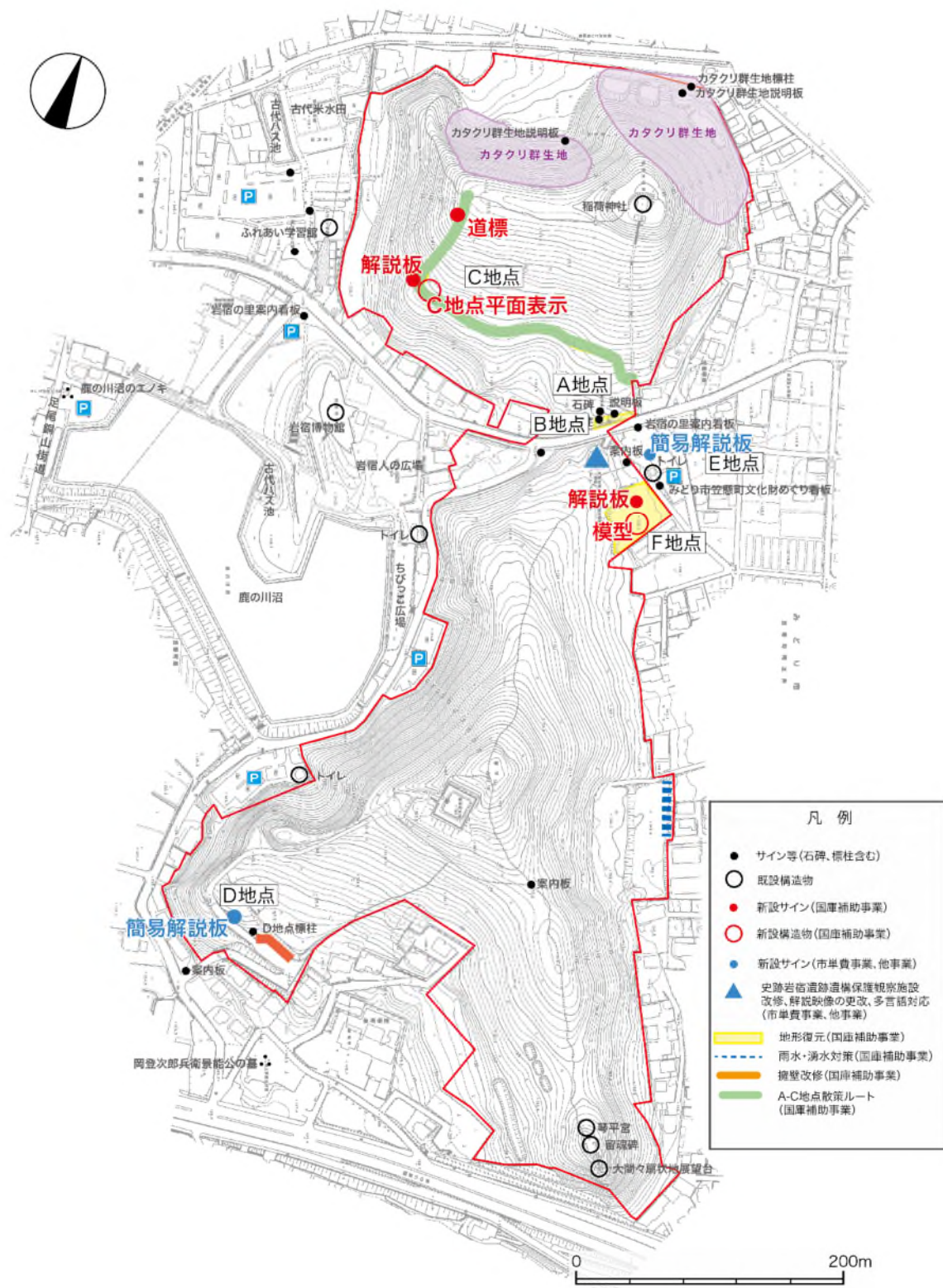


図 5-7-1 短期的整備全体計画



図 5-7-2 短期的整備イメージパース（広域全体図）



図 5-7-3 短期的整備イメージパース (C地点、F地点拡大図)

引用参考文献

- 相沢忠洋 1969 『岩宿の発見』（講談社）
- 相澤忠洋・関矢晃 1988a 「岩宿遺跡（相澤忠洋所蔵資料）」（『群馬県史 資料編 1』、群馬県）
- 相澤忠洋・関矢晃 1988b 『赤城山麓の旧石器』（講談社）
- 笠懸村教育委員会 1984 『史跡岩宿遺跡保存整備基本計画書』
- 笠懸村教育委員会 1986 『史跡岩宿遺跡保存整備基本設計』
- 群馬県地質図作成委員会 1999 『群馬県 10 万分の 1 地質図』
- 澤口宏 1985 「地形・地質」（『笠懸村誌 上巻』、群馬県新田郡笠懸村）
- 杉原荘介 1956 『群馬県岩宿発見の石器文化』（明治大学文学部研究報告 考古学第 1 冊、明治大学）
- 須藤隆司 1988 「岩宿遺跡 A 地点」（『群馬県史 資料編 1』、群馬県）
- 芹沢長介 1971a 『群馬県笠懸村岩宿遺跡緊急発掘調査概報 - 昭和 45 年度発掘調査による C 地点及び D 地点の概要 -』（笠懸村教育委員会）
- 芹沢長介 1971b 「前期旧石器に関する諸問題」（『第四紀研究』第 10 巻 4 号、日本第四紀学会）
- 芹沢長介 1971c 「論評に対する原著者の回答」（『第四紀研究』第 10 巻 4 号、日本第四紀学会）
- 芹沢長介 1971d 「新井論文に対する論評」（『第四紀研究』第 10 巻 4 号、日本第四紀学会）
- 文化庁 2018 『月刊文化財』648 号
- みどり市 2008 『みどり市地域文化財総合整備計画』
- みどり市 2010 『みどり市都市計画マスタープラン』
- みどり市 2008 『みどり市地域文化財総合整備計画』
- みどり市 2010 『みどり市都市計画マスタープラン』
- みどり市 2013 『みどり市観光振興計画』
- みどり市 2018 『第 2 次 みどり市環境基本計画』
- みどり市 2018 『第 2 次 みどり市総合計画』
- みどり市 2018 『第 2 次みどり市教育大綱』
- みどり市 2020 『みどり市地域防災計画』
- みどり市 2022 『みどり市森林整備計画』
- みどり市 2022 『みどり市生涯学習振興計画』
- みどり市 2022 『みどり市観光ガイド いろどりみどり市』
- みどり市教育委員会 2021 『史跡岩宿遺跡保存活用計画』
- みどり市教育委員会 2021 『史跡岩宿遺跡保存整備基本構想』

史跡国史跡岩宿遺跡保存整備基本計画

令和 5 年 9 月 30 日 発行

編集・発行 みどり市教育委員会
群馬県みどり市大間々町大間々 235 番地 6
TEL 0277 (76) 2111 (代表)